

官

報

號 外

明治四十四年三月十九日 日曜日

印 刷 局

○第一二七回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十四號

明治四十四年三月十八日(土曜日)午前十時十九分開讀

讀事日程 第二十三號 明治四十四年三月十八日

午前十時開讀

第一 明治二十三年法律第一百三號廢止法律案
(政府提出貴族院送付)

第二 商法中改正法律案
(政府提出貴族院送付)

第三 商法施行法中改正法律案
(政府提出貴族院送付)

第四 非訟事件手續法中改正法律案
(政府提出付)

第五 砂糖消費稅法中改正法律案
(本院提出貴族院同付)

第六 民事爭訟勸解法案
(高木益太郎君提出)

第七 貴族院及衆議院速記技手在官年月數
(小橋榮出)

第八 北海道鐵道敷設法中改正法律案
(太郎君)

第九 酒造稅法中改正法律案
(黃金井爲造君)

第十 港灣改良ニ關スル建議案
(松田正久君)

第十一 南極探檢事業國庫補助ニ關スル建議案
(森國造)

第十二 初等教科書中政治、法律、經濟等ノ事項ヲ增加スルノ建議
(村松一郎君)

第十三 國設模範製絲所創設ニ關スル建議案
(塚田啓太)

第十四 常設美術展覽會設置ニ關スル建議案
(竹内正志君)

第十五 郡域變更ニ關スル建議案
(鈴木士三)

第十六 高等工業學校設置ニ關スル建議案
(人君)

第十七 私設交通機關設置ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案
(西谷金蔵)

第十八 產業組合監督機關設置ニ關スル建議案
(君提出)

第十九 官立精神病院設置ニ關スル建議案
(山根正次君提出)

第二十 水道補助ニ關スル建議案
(京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議)

第二十一 案
(阪本彌一郎君外六名提出)

第二十二 鐵業試驗所設置ニ關スル建議案
(宮古啓三郎君外三名提出)

第二十三 史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案
(長崎登君外二名提出)

二十四 小名濱港改良ニ關スル建議案
(三名提出)

二十五 平小名濱間鐵道建設ニ關スル建議案
(平島松三君外三名提出)

二十六 鐵道敷設ニ關スル建議案
(三浦盈徳君外五名提出)

二十七 鐵道建設ニ關スル建議案
(白石義郎君外三名提出)

二十八 臺南水道敷設ニ關スル建議案
(村上光君外三名提出)

二十九 日本海國救援濟會國庫補助金増額ノ建議案
(高橋光義君外三名提出)

三十 御歴世 宮趾保表ニ關スル建議案
(八木逸郎君外二名提出)

三十一 名所舊蹟古墳墓保護ニ關スル建議案
(八木逸郎君外二名提出)

三十二 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案
(高橋直一郎君提出)

三十三 北海道多額納稅議員選出ニ關スル建議案
(小橋榮太郎君提出)

三十四 淮三后北嶋親房公墳墓修理並南朝三帝ノ宮址賀名生皇居ヲ特別保護建造物編入ニ關スル建議案
(武藤金吉君外一名提出)

三十五 生絲檢查所ニ試織場併置ニ關スル建議案
(委員長報告)

三十六 內地粗糖業保護ニ關スル建議案
(武藏義雄君外四名提出)

三十七 本地粗糖業保護ニ關スル建議案
(委員長報告)

スルトコロニ依テ整理ノ結果トシテ他ノ條文ヲモ直ナケレバナライト云フヤウナ順序ニナツテ直シタノアリマシテ、餘リ詳シク茲ニ御報告ヲ致ス必要ノナイモノガアルノデス、ソレ故ニ私ハ唯御報告トシテハ極メテ簡單ニ一二點修正ノ重ナルモノト思料スルトコロノモノヲ茲ニ御報告致サウト考ヘマス、商法ノ第五章ニ於キマシテ「二十七條」トシテ商業帳簿ノ提出ヲ訴訟ノ當事者ニ命ズルコトヲ得ルト云フ條文ヲ設ケマシタノガ一ツ、ソレカラ第百四十五條第二項但書ヲ削ルト云フコト是ハ現行法ニ依リマスルト株式會社ノ重役ハ株主中ヨリ之ヲ選任スルト云フコトニナツテ居ルノデアズ、此度ノ貴族院送付ノ政府案ニ於テハ株主以外ノ人ヲモ亦重役ニ選任スルコトヲ得ルト云フコトニナツテ居ル、委員會ニ於キマシテハ種々討議ノ末ニ、ヤハリ現行法ノ方が宜イト云フ結果ニナリマシテ、即チ重役ハ株主中ヨリ之ヲ選任スルト云フ主義ヲ執ルコトニナリマシタ、其次ニ特ニ御報告致シタイト思フノハ第二百六十一條以下即チ重役ニ對スル罰則デアリマス、是ハ改正案ニ於キマシテ現行法ト大ニ異ルトコロデアッテ、今日マテノ商法ニ於キマシテハ重役ノ不正行為ニ對シテ、自由刑若クハ罰金刑ヲ科スルト云フコトハ刑法ノ規定以外ニハナツカタノデアル、此度ハ商法中ニ縛密ナル罰則ヲ掲ゲテ重キハ五年以下ノ自由刑、輕キモ一年以下ノ自由刑、罰金ニ於テハ三千圓ノ罰金ト云フヤウナ規定ガアルノデアリマスガ、委員會ニ於キマシテハ此二百六十一條以下罰則ニ關スル改正案ハ否認スルヲ相當トスルト云フコトニナツクノアリマス、此點ニ付テハ大分議論ガアルノデアリマスケレドモ、ソレハ反對賛成並ニ反對論者ノロカラ詳細ナルコトヲ御聽ニナル方が却ア便告ヲ省キマシテ、後ニ贊成並ニ反對論者ノロカラ詳細ナルコトヲ御聽ニナル方ガ却ア便利デアルト存ジマス、尙其他ニモ整理ノ結果ニアラザル修正ノ點ガアリマスケレドモ、是ハ書面ニ依ツテ御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ此施行法中ノ改正案ハ今ノ商法中改正案ノ二百六十一條以下ノ罰則ヲ削シタ結果デアリマス、ソレカラ非訟事件手續法中ニモ極ク僅ノ修正ガアリマスケレドモ、是モ實質ノ修正ニアラズシテ商法中改正法律案ノ修正ノ結果デアリマスカラ、別段ニ茲ニ理由ヲ具シテ報告ヲ致シマセヌ

（左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス）

商法中改正法律案中左ノ通修正ス

第二十七條ノ二 裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ當事者ニ其商業帳簿ノ提出ヲ命スルコトヲ得

七 數人ノ社員カ共同シテ會社ヲ代表スヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第六十一條ノ二 會社ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ數人ノ社員カ共同シテ
○又ハ社員カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第三十條ノ二 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十條中第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號トシ以下順次繰上ク

第一百二十一條中第五號乃至第七號ヲ第五號及ヒ第六號ニ改ム

第一百四十一條中第七號ヲ第六號三收メ第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

八 會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ定メタルトキハ其氏名

九 數人ノ取締役カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第一百四十五條第二項但書ヲ削

第一百六十四條 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第一百六十四條左ノ一項ヲ加フ
會社取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第一百六十八條 定款ヲ以テ取締役カ有スヘキ株式ノ數ヲ定メタルトキハ取

締役ハ其員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第一百七十條 定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會社ヲ代表スヘキ者

ヲ定メス又ハ數人ノ取締役カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ取

締役ハ各自會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ取

第三十條ノ二第二項及ヒ第六十二條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第一百七十六條末尾ニ「此場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ」ヲ加フ
○若クハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ノ營業ノ用ニ供スル財產ヲ財產目錄ニ記載

第一百九十九條ノ二 繼續シテ會社ノ營業ノ用ニ供スル財產ヲ財產目錄ニ記載

スルニハ其取得價額又ハ製作價額ヨリ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ

附スルコトヲ得

第一百九十一條中前條ヲ「第一百九十條」ニ改ム

第一百九十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

會社ハ損失ヲ填補スル爲メ其資本ノ四分ノ一二達スルマテ準備金トシテ

利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

第一百九十四條ノ二 第二十六條第二項ノ規定ニ依リテ會社ノ財產ニ附スル

價格カ取得價額又ハ製作價額ニ超ユルトキハ其差額ハ利益トシテ之ヲ處

分スルコトヲ得ス

第一百九十五條 會社カ前二條ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社

ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第一百二十四條中「七十圓」ヲ「五十圓」ニ改ム

第二百三十七條中「第四號、第六號及ヒ第七號」ヲ「第四號乃至第六號」ニ改ム

七 數人ノ無限責任社員カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第二百六十一條 取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役又ハ

株式會社若クハ株式合資會社ノ清算人若クハ支配人カ會員ニ損害ヲ生ス

ヘキコトヲ知リテ其任務ニ背キタル行為ヲ爲シ會社ニ財產上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百六十一條中「第二百六十六條第二項及ヒ第二百三十八條第二項ノ規定ニ反シ株式申込證ヲ作ラ

規定ニ反シ株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラス」ニ、「第二百一十七條第二項」ヲ、「第二百一十七條第三項」ニ改メ營業報告書ヲ下ニ事務報告書ヲ加フ

第二百六十一條ノ一 発起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役又ハ検査役カ會社ノ設立若クハ資本ノ増加又ハ其登記ヲ爲シ若クハ之ヲ爲サシムル目的ヲ以テ裁判所又ハ總會ニ對シ左ニ掲ケタル

若クハ之ヲ爲サシムル目的ヲ以テ裁判所又ハ總會ニ對シ左ニ掲ケタル若クハ資本ノ増加又ハ其登記ヲ爲シ若クハ之ヲ爲サシムル目的ヲ以テ裁判所又ハ總會ニ對シ左ニ掲ケタル

ノ引渡ヲ爲ササルトキ

五 清算ノ結了ヲ遅延セシムル目的ヲ以テ民法第七十九條ノ期間ヲ不當ニ定メタルトキ

六 一部ノ債權者ヲ利スル目的ヲ以テ民法第七十九條ノ期間内ニ之ニ分配シタルトキ

七 債權者ヲ害スル目的ヲ以テ第九十五條ノ規定ニ違反シ會社財產ヲ辨濟ヲ爲シタルトキ

八 第二百六十條ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シタルトキ

前項ノ行爲カ過失ニ出テタルトキハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百六十條ノ五 他人ノ株券ヲ使用シ其他詐欺ノ所爲ニ因リ議決權ヲ行使ヒ又ハ第九十九條ノ二、第一百八十九條、第二百六十三條、第一百七十八條、第二百二十八條第一項若クハ第二百二十八條第二項ノ規定ニ依ル株式引受人若クハ株主ノ權利ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ清算人若クハ支配人カ前項ノ行爲ヒ又ハ之ヲ加功シタルトキハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スルコトヲ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百六十條ノ六 議決權ノ行使ニ關シ不正ノ利益ヲ收受若クハ要求レ同シ前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

不正ノ利益ヲ交付若クハ提供シ又ハ之ヲ交付スルコトヲ約束シタル者亦又ハ之ヲ收受スルコトヲ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ清算人若クハ支配人又ハ検査役カ職務ノ執行ニ關シ不正ノ利益ヲ收受若クハ要求シ又ハ之ヲ收受スルコトヲ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ掲ケタル者ニ不正ノ利益ヲ交付若クハ提供シ又ハ之ヲ交付スルコトヲ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二百六十條ノ八 前二條ノ場合ニ於テ收受レタル利益ハ之ヲ沒收ス若

シ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第二百六十二條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ

代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以上千圓以下ノ過料二處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スベキトキハ此限ニ在ラス

一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
二 本編ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三 本編ニ定バタル公告若クハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若クハ通知ヲ爲シタルトキ

四 本編ノ規定ニ依リ閲覽ヲ許スベキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閲覽セシメサリシトキ

五 本編ノ規定ニ依ル検査又ハ調査ヲ妨ケタルトキ

六 本編ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ招集セサリシトキ

七 第四十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ著手シタルトキ

八 第百七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

九 第百九十四條ノ規定ニ違反シ準備金ヲ積立テサルトキ

十 株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラス、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十一 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十二 其他重要ナル義務ヲ盡ササルトキ
第三百六十二條中「社債ヲ募集シタルトキ」、「社債ヲ募集シ又ハ第二百五條第一項ノ規定ニ違反シテ債券ヲ發行シタルトキ」ニ改ム

第三百二十七條ニ左ノ一項ヲ加フ
運送取扱人カ委託者ノ請求ニ因リテ貨物引換證ヲ作リタルトキハ自ラ運送ヲ爲スモノト看做ス

第三百六十七條ノ二 質入證券所持人ノ債權ノ辨濟ハ倉庫營業者ノ營業所

二 於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
第三百六十七條ノ三 質入證券ニ第一ノ質入臺書ヲ爲スニ當タリ裏書人カ他人ヲ以テ支拂擔當者トシテ預證券及ヒ質入證券ニ記載セサリシトキハ倉庫營業者ヲ支拂擔當者ト看做ス

第三百八十三條ノ三 倉庫證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨濟期前ト雖モ寄託物ノ一部ヲ返還シ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ數量ヲ倉庫證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四百四十三條中「六ヶ月」ヲ「一年」ニ改ム

第四百五十二條ノ二 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ハ之ヲ其營業所

所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第四百五十三條中「住所地」ヲ「營業所又ハ住所ノ所在地」ニ改ム

第四百五十三條 振出人ハ支拂人ニ非サル者ヲ以テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ得

第四百七十二條中「支拂地カ支拂人ノ住所地ト異ナル場合ニ於テ」ヲ削リ「支拂拒絶證書ヲ作ラシメ且作ラシメ且償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス」ヲ「支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス」ニ改ム

ムルコトヲ要ス」ニ改ム
第四百九十九條中「支拂地カ支拂人ノ住所地ト異ナル場合ニ於テ」ヲ削リ「支拂拒絶證書ヲ作ラシメ且償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス」ヲ「支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス」ニ改ム

第五百一十六條ノ一 振出地ハ之ヲ振出人ノ營業所又ハ住所ノ所在地ト看

第五百三十六條 振出人カ支拂人ヲシテ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得ル金額ヲ超エテ小切手ヲ振出シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五百三十七條 第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十九條ノ二、第四百五十二條、第四百五十二條、第四百五十二條ノ二、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條ノ二、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

第七條 附則 本法施行前ニ株式會社ノ發配人カ定款ヲ作リタル場合ニ於テハ其設立ニハ從前ノ規定ヲ適用ス但定款ニ取締役カ有スヘキ株式ノ數ヲ記載セサリシトキハ取締役ハ株式引受人又ハ株主ニ非サル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得得

前項ノ規定ハ第百二十六條ノ二及ヒ第百四十二條ノ四ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第八條 本法施行前ニ株式會社ヲ設立シ又ハ發起人カ定款ヲ作リタル場合ニ於テハ株式ノ金額カ第百四十五條第二項ノ規定ニ反スルモ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得本法施行後ニ新株ヲ發行スルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ本法施行後ニ株式ノ金額ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セス

第九條 第百五十二條第三項及ヒ第百五十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル事由ニ基キ其施行後ニ決議無効ノ訴ヲ提起スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十條 第百六十三條及ヒ第百六十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル事由ニ基キ其施行後ニ決議無効ノ訴ヲ提起スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十一條 第九十九條ノ三第二項、第九十九條ノ四及ヒ第百六十三條ノ四ノ規定ハ本法施行前ニ提起シタル決議無効ノ訴ニモ亦之ヲ適用ス但其訴ニ付キ爲シタル判決カ本法施行前ニ確定シタルトキハ此限ニ在ラス

第十二條 前二條ノ規定ハ創立總會ノ決議無効ノ訴ニモ亦之ヲ準用ス

第十三條 第百六十七條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ選任シタル取締役又ハ監査役ノ任務カ本法施行後ニ終了シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十四條 第百七十七條及ヒ第百八十六條ノ規定ハ本法施行前ニ選任シタル取締役又ハ監査役ノ行爲カ本法施行後ニ在リタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十五條 本法施行前ノ最終ノ財產目錄ニ掲ケタル財產ニ附シタル價額ハ第一百九十九條ノ二及ヒ第百九十四條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ其取得價額又ハ製作價額ト看做ス但取得價額又ハ製作價額カ其價額ニ超ニルト

第十六條 本法施行前ニ株式會社カ社債募集ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ從前ノ規定ニ從ヒテ其募集ヲ爲スコトヲ得但未タ社債募集ノ公告ヲ爲ササルトキハ第二百三條、第二百二條ノ一、第二百四條ノ二及ヒ第二百七條ノ二ノ規定ヲ適用ス

第十七條 本法施行前ニ株式會社カ資本増加ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ從前ノ規定ニ從ヒテ其増加ヲ爲スコトヲ得

第十八條 第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ五ノ規定ハ本法施行前ニ資本減少ノ決議ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但株主總會ノ決議ニ反スルトキハ此限ニ在ラス

第十九條 第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ五ノ規定ハ券面額五十圓未滿ノ株式ヲ併合スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 本法施行前ニ株式會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テモ株主ハ其記者株ヲ譲渡スコトヲ得

第二十一條 附則第十八條ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 第二百二十五條第三項ノ規定ハ本法施行前ニ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所カ未タ清算人ヲ選任セサリシトキハ設立無効ノ主張ニ付テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第二十三條 附則第十條、第十一條、第十三條及ヒ第十四條ノ規定ハ株式會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 附則第四條及ヒ第五條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第二十五條 前十八条ノ規定ハ株式合資會社ニ之ヲ準用ス

第二十六條 本法施行前ニ會社ニ關スル從前ノ罰則ヲ適用スヘキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其罰則ヲ適用ス

第二十七條 第四百八十七條乃至第四百八十八條ノ一及ヒ第四百八十八條ノ四ノ規定ハ本法施行前ニ第一ノ質入裏書アリタル質入證券ノ所持人カタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其罰則ヲ適用ス

第二十八條 質入證券所持人ノ裏書人ニ對スル請求權ハ寄託物ニ付キ辨済ヲ受ケタル日カ本法施行前ニ在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シ月本法施行後ニ在ル場合ニ於テハ辨済ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月ヲ經過シ

質入證券裏書人ノ其前者ニ對スル請求權ハ本法施行前ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其償還ノ日ヨリ六个月本法施行後ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其償還ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス本法施行前ニ進行ヲ始メタル時效ノ殘期カ其施行ノ日ヨリ起算シテ六年月ヨリ短キトキハ時效ハ其殘期ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第二十九條 第三百六十七條ノ三、第三百八十條ノ二及ヒ第三百八十條ノ三ノ規定ハ本法施行前ニ作リタル預證券又ハ質入證券ニモ亦之ヲ適用ス但其證券ニ別段ノ意思表示アルトキハ此限ニ在ラス

第三十條 第四百十七條ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル保險料返還ノ義務ニ付キ其施行後ニ時效カ進行ヲ始ムル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十一條 第三百三十二條ノ二ノ義務ニ之ヲ準用ス

第三十二條 第二項ノ規定ハ第四百三十二條ノ二ノ義務ニ之ヲ準用ス

第三十三條 第三百三條ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル爲替手形ニ付キ其施行後ニ引受拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テハ擔保請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要セス本法施行後ニ擔保ヲ供セサル爲メ拒絶證書ヲ作ラシメタル場合亦同レ

第三十四條 第四百八十七條乃至第四百八十八條ノ一、第四百八十八條ノ四及ヒ第四百八十九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル爲替手形ニ付キ所持人カ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十五條 前三條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス

第三十六條 第五百三十三條ノ三及ヒ第五百三十四條第二項ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル小切手ニ付キ所持人カ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十七條 附則第三十三條及ヒ第三十四條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

第三十八條 第五百四十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル原因ニ基キ其施行後ニ委付ヲ爲ス場合ニモ亦之ヲ適用ス

商法中改正法律案

（子爵筒部義載官）

委員會ノ修正ニ付キマシテモ一言申述べ置キマスル必要ヲ認ナマス、前日來委員會三於

ヨリマサシテノ政府ノ詔勅ニ其意見ノアリトニテヨリ説明致シテハ修正ノ策ナリマシタル通リノ修正ノ議ヲ決セラレマシタル
國會ニ於キマサシテハ唯今委員長ヨリヨリナリマシタル通リノ修正ノ議ヲ決セラレマシタル

カ第テアリマフ
正解ニガキニシラノ飼ニ再ニ名候ニ付キマシテ意見ノハクトニコレニテ明
致シマシタル結果ニアリマシテ、此修正ニ付キマシテハ強す其全部一字一句コトマダ無
事也。又ハクニシラノ飼ニ付キマシテハ強す其全部一字一句コトマダ無事也。

政府ノ意見ヲ固持スルトヨフ譯テモリヤセスケレドモ、其大體ニガキマシテノ政府ニ方テアリテ、改正意見ニ同意ヲ有ス者ニ開ケレ云ヒ、改憲案ノ賛成ニ開ケレ見定、財团致ストコロニ開ス

ノ意見ノ在ルトコロヲ諒セラレテ、審議ノ上宣シク講定アランコトヲ希望致シマス
○高柳覺太郎君 質疑ガアリマス 委員長ニ簡單ナル質問ガアリマス、委員會ニ於キ

マシテハ本案ニ對シテ延期ノ意見ハ出ナカツタノデアリマスルカ、本案大體ノ修正ニ付キ
マシテハ本員等決シテ異議ハゴザイマセヌ、併ナガラ尙他ノ箇條ニ瓦リマシテハ大ニ修正

ヲ要スベキ簡條モマダ多々アルヤウニ信ジマスル、無論商法全部ニ瓦ツテ十分ナル御調査ヲ遂ゲラタク上、委員會ノ結果ハ唯今御報告ナツモノデアルトヘ信ジマスルガ、其委員會

ノ經過中ニ於テ一部ノ意見ト致シマシテ、免ニ角此商法修正ニ付テノ大體ノ意見トシテ一年若クハ二年尙調査ヲ重ネテ然ル後修正スルノモ敢テ過クナイト云フヤウナ理由ヲ

以テ延期ノ意見等ハナカツタノアリマスルカ、其延期ニ付キマシテノ御攻究等ハナカツタノアリマスルカ、殊ニ東京辯護士組合ハ此商法ニ付キマシテノ意見ヲ發表シテモアリ。

居ル謂フアマスニシテノ特別委員長ノ是等ノ説ニ付キマシテ利ニ取リ公ニ居ル其説若ハ其意ニ見テ御參酌ニナシテノ上デアリマスルカ、ソレ等ニ付テノ調査會ニ於キマシテノ置遇フ同ニシマクアリマス

○法學博士鴻山和夫君
高柳君ノ質問ニ答ヘル前ニチヨット報告書ニ誤ガアリマスカ
ラ、之ヲ訂正シテ置キマス、第五百三十六條振出人カ支拂人ヲシテ支拂ヲ爲サシムル

コトヲ得ル金額ヲ超エテ 小切手ヲ振出シタル時ハ五圓以上千圓以下ノ科料ニ處ス」此
科料ノ「科」字が邊ツテ居ル「過料」トナルノデス、ツレカラ高柳君ノ質問へ委員會ニ於

テ商法ノ延期ト云フ議論が出来カト云フノが骨子ノヤウデアリマス、其議論ハ出マセヌデシタ、委員會ノ筆記ヲ御覽ニナルト能ク分ジテ居リマス

○小川平吉君 チヨット司法大臣ノ今ノ御話ニ付テ質問致シタイ、支拂擔當者ノ規定ニ付テ反対デアルト言ハレタノハ、ドノ支拂擔當者ノコトニ付テ御反対ニナルノデアリ

意味力、爲替手形ニ關係スルモノト兩方アル、ドチラノ方ニ御反對デアルカ
マスカ、支拂擔當者ノ規定ニ付テノ反對ト云フノハ質入證券ノ場合ノ支拂擔當者ノ

○政府委員法學博士齋藤十一郎君
（政府委員法學博士齋藤十一郎君）　兩點共ニ反對デアリマス

致シテ置キマスガ、議案全部ヲ議題ト致シマス、花井卓藏君

法學博士花井卓藏君登壇

第一講

○法學博士花井卓藏君 諸君、本員ノ委員長報告反對致シマスル點ハ、第百六十
四條、及第二百六十一條、第二百六十一條ノ五、六、七、八デアリマス、第百六十
四條ニハ「取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス」、ト定メラレテゴザイマス、其レヲ委員
會ハ現行法ノ如ク株主ニ限ルト云フコトニセラレタノデゴザイマス、此點ニ關シマシテ本員
ハ立法ノ退歩ナリトシテ反對致スノテゴザイマス、取締役ヲ株主ニ限ルトスル說ハ佛蘭
西ノ商法ニ於テ認メラレタルトコロデゴザイマシテ、今日文明ノ諸國ニ於キマシテハ、殆ト
採用セル處ハゴザイマセス、取締役ハ會社ヲ代表致シマシテ業務ヲ執行スルトコロノ通
常ノ機關デアリマス、而シテ會社ノ最高機關タル株主總會ノ意思ニ基キテ行動スルトコ
ロノモノニアリマス、株主總會ハ意思ノ機關デアル、即チ立法ノ機關デアル、取締役ハ
執行ノ機關デアル、即チ行政ノ機關デアル、故ニ取締役自ラガ單獨ニ隨意ニ業務ヲ決
行スルノ權ハナイノデアリマス、常ニ總會ノ下ニ働くカケレバ相成ラヌモノニアリマス、ソレ
故ニ株主總會ニ於テ認メマシタル以上ハ、必シモ之ヲ株主ニ限ルベキ必要ハナイノデア
リマス、株主總會ニ於テ取締役ヲ選ムニ當リマシテ株主然ルベシト認メマシタナラバ、株
主ヲ選任スベシ、株主以外ノ人然ルベシト認メマシタナラバ、株主以外ノ人ヲ選任スベ
シデアリマス、此ノ如キ權能ハ一二株主總會ノ決スルトコロニ委セテ然ルベキモノト信ズルノ
デアリマス、而シテ之ヲ必シモ株主ニ限スルト云フ理論上ノ根據ハナイノデアリマス、
事實上ノ根據モナイノデアリマス、加之株主ニ取締役ニ選任セラルベキ當然ノ義務ヲ負
擔セシムルト云フが如キ理由ハ萬々ナイト信ジテ居リマス、御承知ノ如ク取締役ハ會社
ノ業務ヲ執行スル者アゴザイマシテ、業務ヲ執行ハ商業上ノ知識經驗並ニ技能ヲ有ス
ル者ニシテ初メテ完全ニ爲シ得ラルベキモノニアリマス、唯單ニ株金ヲ支拂ヒマシテ會社
ニ加入ヲ致シマスルト云フダケノ理由ニ於テ、決シテ業務ヲ執行ノ完全ニ爲シ遂グラル、
ベキモノアハナイノデアリマス、商業上ノ知識ヲ有セズ、又技倆ヲ有セズ、然
レドモ株主タルガ故ニ業務執行ノ機關ニ與カラザルベカラズト云フガ如キ義務ニ類スル強
制ヲ法律ガ爲スト云フ事柄ハ頗る穩當ヲ缺クモノナリト信ジテ居ルノデアリマス、株主ニ
限ルト云フ說ハ一面ニ於テ會社ノ事業ト沒交渉トナリ、又他ノ一面ニ於テ商法ノ精神
ト沒交渉デアリマス、而シテ原案ハ株主ヨリ選任スルコトヲ妨げテハ居ラヌノデアリマ
ス、株主總會ニ於テ然ルベキモノト認ムレバ、株主中ヨリセ選任シ得ラルベク株主中ニ於
テ業務執行上ニ關スル知識經驗技能アル者ヲ見出スコト能ハザル場合ニ於テハ株主以
外ノ人ヲ選任スルコトヲモ妨げテハ居ナイノデアリマス、二者ニ涉リテ宜シキニ適從スル撰
擇ノ自由ヲ授ケタル最モ進歩シタル立法アルノアリマス、要スルニ事業ノ經營ニ關シ
マシテ人ヲ得ル方法トシテ原案ハ理論トシテ、又進歩シタル立法例トシテ最モ多クノ諸
國ニ於テ採用セルトコロノモノニアリマス、而モ百七十五條百七十六條ノ制限、百七
十七條ノ責任ハアリマスカラ、株主外ナリテ心配ハ入りマセス、從テ本員ハ之ヲ現行
法ノ如ク株主ニ限定スベシトセラル、委員長ノ報告ニ對シマシテハ本員ハ劈頭ニ申上ゲ
マシタル如ク立法ノ退歩トシテ反對セザルヲ得ナイノデアリマス、會社ノ監督機關タル監
查役、彼ハ業務執行ヲナサザル者アゴザイマスカラシテ、商業上ノ知識モ經驗モ
モ要リマセス、而シテ已ノ株主タル權利ヲ守ルガタメニ、取締役ノ爲シタル行為ヲ監査ス
ル性質ヲ有スルモノデゴザイマスカラシテ、是ハ或ハ株主ニ限ルト云フコトハ相當ノ論デア
ラウト思ノデゴザイマス、然ルニ、先年以來監査役ハ株主以外ヨリ選任スベキモノナリ
トノ說盛シニ行ハレ却テ、取締役ヲ株主以外ヨリ選任スベシトノ說ニ對シテ世人ノ攻究

熟セザルヲ本員ハ寧ロ遺憾トシテ居ルノデアリマス、本員ハ政府提出ノ原案ニ對シテ反對スベキ點ハ多々アルト信シテ居ルノデアリマス、然ルニ多々アル反對事項ニ對シ、其重ナルモノヲ捉エルコト能ハズシテ、比較的立法ノ進歩ト見ラヘキ本條ヲ削除シテ退歩ノ現行法ニ立戻ルト云フコトハ帝國議會ノ面目トシテ誠ニ考慮ヲ費スベキ點ナリト信ズルノデアリマス、此理由ニ依リマシテ百六十四條ハ原案ノ如ク決定セラレントヲ希望致シマス——諸君、第二百六十一條ニ付キマシテ委員長ノ報告ニ反對スル理由ヲ述ベマス、第二百六十一條ニハ取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役、改正商法案ノ世間ニ公布セラレ、亞イデ本院ノ議ニ上ルニ當リマシテ、最モ議論ノ焦點ト相成リマシタルトコロノモノハ即チ此第二百六十一條ノ規定デゴザイマス、本員ハ改正商法案ノ一大生命トシテ本條ノ規定ヲ固ク保チタイノデアリマス、諸君、本條ハ日糖事件、水產事件、日醫事件、炭礦事件、東洋汽船事件ニ依リテ國論ノ要求セントコロノ立法デアリマス、輿論ノ要求セントコロノ立法ニ係ルノデアリマス、即チ本條ノ罰則ハ事實ノ產ミタルトコロノモノハ即チ此第二百六十一條ノ規定デゴザイマス、本員ハ改正商法案ノ一大生命トシテ本條ノ規定ヲ固ク保チタイノデアリマス、諸君、本條ハ日糖事件、水產事件、日醫事件、炭礦事件、東洋汽船事件ニ依リテ國論ノ要求セントコロノ立法デアリマス、輿論ノ要求セントコロノ立法ニ係ルノデアリマス、即チ本員ハ此ノ如キ規定ヲ設ケマシテ善良ナル會社ノ重役及株主ヲ保護シ而シテ世ニ所謂不正行為ヲ働くコロノ惡重役ナルモノヲ譴戒シ依テ以テアリマス、故ニ本條ハ國民ノ要求ニ基キ、救濟セザルベカラザル事實ノタメニ產ミ出サレタルモノノデアル、而シテ之ヲ大ニシテハ財產ノ安全ヲ保障シ、之ヲ小ニシテハ株主ノ權利ヲ擁護スルトコロノ精神ヲ法ノ上ニ發揮シタルモノデアリマス、刑法第二百四十七條ト本條トノ關係ニ付テ此所ニ一言スベキ必要ヲ認メマス、刑法第二百四十七條ニハ他人ノタメ其事務ヲ處理スル者、自己若ハ第三者ノ利益ヲ圖リ、又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的一ヲ以テ云フ文字ガゴザイマスルカ故ニ、此文字ニ遮ラレテ此刑法ノ規定ヲ以テシテハ二百六十一條ノ行為ヲ罰スルコトハ能ハズル次第アリマス、例へバ日糖事件ニ於ケル預合ノ問題ニアリマス、守屋君其他ノ諸君ニ依リマシテ、屢々攻撃セラレタルトコロノ大問題ニアリマス、然ルニ預合ノ如キモノハ刑法規定ノ下ニ刑罰ヲ施スコト能ハザルが故ニ、改正案ハ其缺點ヲ補ヒソレノ危險ヲ防ガシガタメニ本條ヲ規定シタル次第ゴザイマス、第二百六十一條ハ即チソレニ該當致スノデアリマス、本員ハ甚ダ憂フ、預合ハ當院ノ問題トシテ守屋君其他ニ依テ盛ニ攻撃セラタル所ノモノナル、偶々其ノ危險ヲ防ガシガタメニ、立法ヲ企ツレバソレニモ亦反對論ヲ立テラル、ノデアル、誠ニ憂フベキノ限リト信ズルノデアル、即チ立法ニ對スル不親切ニ向テ本員ハ憂惧ノ念ニ耐ヘヌノデアリマス、事實ガミタル立法デアル、國論ノ要求ニ係ル立法アル、刑罰ヲ課スルニアラレバ、預合ノ如キ不正行為ヲ屢々返シテ株主ノ利益ヲ顧ミヌノデアル故ニ、此立法ヲ爲シタルノデアル、然ルニ其レニ反對セラル、諸君ノ態度ハ甚ダ親切ナル、立法部ノ態度トシテハ本員之ヲ受取ルコトが出來ナイノデアリマス（拍手起立）預合ノ如キモノハ刑法ノ所謂詐偽ノ罪ヲナシ、刑法ノ所謂横領ノ罪トモナラヌノデアル、刑法ノ所謂背任罪ニモ當ラナイノデアリマス、果シテ然リト致シタルラバ、第一百六十一條ヲ削リテ刑法ヲ支配ニ委ネント欲スルモ刑法ヲ受取りマセス、而シテ彼ガ如キ背法行為ハ當然無罪ト相成ルノデアル、之ニ依リテ財界ノ擾亂ハ益甚シカルベク株主ノ不安ハ愈々大ナルベシト固ク信ズルノデアリマス、換言スレバ商法ハ背任務ノ行為ニ關シテ重役ノ人ミニ犯罪ノ免許ヲ與ヘシト同シ結果ニ相成ルモノト斷言スルヲ憚ラナイノデアル、會社ノ重役ハ罪ノ前ニ横行濶歩シテ治外法權ヲ有スルト云フコトヲ立法部が是認スルコトニ相

成ルノデアル、會社ノ重役ハ犯罪ノ前ニ神聖不可侵ノ權ヲ有スルコトヲ立法部が容認シタコトニ相成ルノデアリマス、而シテ此立法ハ啻ニ事實ノ產ミ出シタルモノタルニ止ラズ、國論ノ要求セシトコロタルニ止ラズ、諸國ノ立法例ニ於キマシテモ何レモ採用シテ居ルトコロニアリマス、英吉利ハ勿論、亞米利加ニ於キマシテハ紐育「カリホルニヤ」其他獨逸、地利、匈牙利、凡ソ商法ヲ有スル國ニ於テ本條ノ如キ規定ヲ設ケナイ所ハナノデアリマス、露國ノ如キヲ以テシテ尙且此規定ヲ設ケテ居ルノデアリマス、而シテ其刑期ハ或ハ七年或ハ五年或ハ三年或ハ二年ト云フが如クニ定メラレテアルノデゴザイマシテ、必シモ自由刑ヲ排斥致シテ居ルノデハアリマセス、必シモ財產刑ニノミ限ラレテ居ルノデハゴザイマセヌ、況ヤ現行法ノ如ク過料ノ制裁ニ満足シテ居ル立法例ハ一モ無イノデアリマス、而シテ何レモ商法若クハ會社法ノ上ニ規定セラレテ居ルノデゴザイマシテ、刑法ノ條規ニ讓リテハ居リマセヌ、本員ハ此ノ如キ規定ヲ設ケマシテ善良ナル會社ノ重役及株主ヲ保護シ而シテ世ニ所謂不正行為ヲ働くコロノ惡重役ナルモノヲ譴戒シ依テ以テアリマス、而シテ何レモ商法若クハ會社法ノ上ニ規定セラレテ居ルノ外、斷シテ無イト信ズルノデアル、次ニ第二百六十一條ノ五デゴザイマス、同條ニハ他人ノ株券ヲ使用シ其他詐偽ノ所爲ニ依リテ議決權ヲ行使タル者ヲ處罰スルノ規定デアリマス、次ハ第二百六十一條ノ六デアリマス、並ニ第二百六十一條ノ七、第二百六十一條ノ八デアリマス、此三箇條ハ議決權ノ行使ニ關シテ不正ノ利益ヲ收受シ若ハ要求シ又ハ之ヲ收受スル約束シタル者ヲ罰スルノ規定デアリマス、乃チ賄賂ノ規定デアリマス、諸君、他人ノ株券ヲ使用シテ詐欺ノ所爲ニ依リテ議決權ヲ行使フト云フコトハ商法ハ容認スルノデアリマスカ、當然ノ處爲ナリト認メルノデアリマスカ、又議決權ノ行使ニ關シテ賄賂ヲ、授受スル行為ヲ以テ當然ノ行爲ナリトシテ許スノデゴザイマスカ、詐偽ノ行爲ハ刑法ノ上ニ於テ之ヲ罰スルノデアリマス、賄賂ノ行為ハ刑法ノ上ニ於テ之ヲ罰スルノデアリマス、即チ刑法第百九十七條及第百九十八條ヲ御覽ニ相成レハ本員ノ論旨ハ甚ダ明瞭ヲ加フルノデアリマス、本員ガ是等ノ數箇條ニ對シマシテ委員長ノ報告ニ反對スル所以ハ商法ノ立法トシテ商事事項ヲ保護スル精神トシテ此刑罰規定ノ援助アルニアラザレバ、到底商法ノ生命ヲ保ツコト能ハズト信ズルが故デアリマス、諸君、背任務ノ行爲ト云ヒ、詐偽ノ行爲ト云ヒ、賄賂ノ行爲ト云ヒ、是ハ公務員モ一私人モ共ニ罰スルト云フコトハ刑法ノ規定スルトコロテアリマス、公務員ナレバ之ヲ罰スル、一私人ト雖モ之ヲ罰スル、然ルニ獨リ會社ノ重役ニ至リテハ之ヲ罰セズト云フコトハ如何ナル理由ニ基クノデゴザイマセウカ、公ノ機關ニ與リタル者ハ官吏ト致シマシテモ、公吏ト致シマシテモ、議員ト致シマシテモ、町村長ニ致シマシテモ、町村會議員ニ致シマシテモ、皆罰セラルノデアル、而シテ一私人ト雖モ罰セラル、場合ガアルノデアル、然ルニ會社ノ重役ノミハ公務員ナレバ罰セラルベキモノモ罰セズ、一私人ナレバ罰セラルベキモノモ罰セズト云フ理窟ハ何レノ所ニアルノデアリマスカ、本員ハ委員長ノ報告ニ對シテ先刻商法ハ犯罪ノ免許ヲ重役ニ與ヘタルモノノデアル、會社重役ノ不正行為ノ責任ニ關シテハ刑事制裁ニ於テ治外法權アル、更ニ進シテハ惡重役ニ對シテ罪ノ前ニ神聖不可侵ノ權ヲ認ムルノデアルト云フコトヲ絶叫致シマシタガ、必シモ酷ナル批評デセラルベキモノモ罰セズト云フ理窟ハ何レノ所ニアルノデアリマスカ、本員ハ是等ノ條文ニ於ケル刑罰規定ヲ削除セラレント以テ斷シテ國家民人ノ眞ノ聲ナリトハ認メマセヌ、經濟界ハ之ヲ迎ヘテ當然ナリトハ致シテ居リマセヌ、眞ノ株主ハ喜々テ重役ノ不正行為ニ對シテ犯罪無責任ノ立法ヲ迎ヘテハ居ラヌト信ジテ居リマス、諸君、今日ノ財界が極メテ沈滯不振ノ状況ニ在リマスル所以ハ其原因因テゴ

セリマセウ、財政ノ宣シキヲ得ザルモ其原因デゴザイマセウ、外交ノ宣シキヲ得ザルモ其原因デゴザイマセウ、併ナガラ其大部分ハ重役ノ不正行爲が資本家ヲシテ事業ノ經營ニ投資ノ上ニ危惧ノ念ヲ懷カシムルニ基クト云フコトハ是ハ吾々が認メナケレバナラヌ實ニ事情ナリト信ジテ居ル、事業經營ニ當ルトコロノ者ニシテ不信用ナレバ資本家ヤ株主ガ危惧ノ念ヲ懷クノハ當然デアル、而シテ此削除ニ依シテ善惡ヲ助長セシムルト云フコレサレ、事實ガ之ヲ產ミタルモノデゴザイマス、本員ハ善良ナル誠實ナル會社重役ノトガ果シテ立法ノ眞ノ目的ナリヤ否ヤト云フ點ニ關シテ諸君ノ御考慮ニ訴ヘナケレバナラ敵タル而シテ財界ノ攪亂者タル惡德重役ノタメニ此瞑眩スベキ藥劑ヲ盛リテ是ニ依リテ正直ナル多數株主ノ權利ヲ阻害スルトコロノ途ヲ杜絶スルト云フコトハ必要ナリト信ジヌノデアリマス、之ヲ要スルニ罰則規定ハ時代ノ要求ニ促サレ、國民ノ希望ニ促サレ、事實ガ之ヲ產ミタルモノデゴザイマス、本員ハ善良ナル誠實ナル會社重役ノリマセス、不況ニ沈淪セル財界ノ恢復ヲ爲サント欲セバ、此瞑眩スベキ藥劑ヲ盛ルヨリ外ニハ今日ニ於テ途ハナイト信ズルノデアル、世人往々重役ヲ罰スルハ不可ナリト云フ、其マス、商業道德ヲ重ンシ財界ノ信用ヲ保ツ所以ニ於テ最モ喫緊ノ事項ナリト認メテ居ルノデアリマス、商業道德ヲ重ンシ、經濟界ノ信用ヲ保タント欲セバ、刑罰以外ニ途ハア定ヲ設ケテ居ルノアリマス、從ツテ縱令重役ナリト雖モ誠實ニ職務ヲ執行シテ法ニ觸レザルニ於テハ少シモ商法ハ恐ル、ニ足リナインデアル、重役ハ罰シナインデアル、犯罪ヲ罰スルノデアリマス、本員ハ一私人ニ對シテハ罰セザルベカラザル犯罪ヲ會社重役ニ對シテハ聲大ナリ、然レドモ商法ハ重役ヲ罰スル規定ヲ設ケテハ居ナインデアル、犯罪ヲ罰スル規定ヲ設ケテ居ルノアリマス、從ツテ縱令重役ナリト雖モ誠實ニ職務ヲ執行シテ法ニ觸レザルニ於テハ少シモ商法ハ恐ル、ニ足リナインデアル、重役ハ罰シナインデアル、犯罪ヲ罰スルノデアリマス、本員ハ一私人ニ對シテハ罰セザルベカラザル犯罪ヲ會社重役ニ對シテハ之ヲ罰セズ、公務員ニ對シテハ罰スベキ犯罪ヲ會社重役ニ對シテハ之ヲ罰セズ、罪アリト雖モ之ヲ罰セズ、殆ド其說ノ根據ナキニ驚クノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ極メチ公平ニ冷靜ニ御觀察ヲ賜ハリマシテ、第二百六十一條ノ五、第二百六十一條ノ六、第二百六十一條ノ七、第二百六十一條ノ八ト、第二百六十一條トハ原案通りニ復活セラレントコトヲ切望ノ至リニ堪ヘヌノデゴザリマス、論ヲ結ブニ當リマシテ一言意見ヲ添ヘザルベカラザル必要ガアルノデアリマス、本員ノ後ニ此演壇ニ立タル、方ハ松田君ニアリマス、松田君ノ演説ヲ迎フル前ニ於テ本員一言スベキ必要ヲ認メルノデアリマス、商法ニ於ケル刑事罰ヲ削除スルト云フ主義的理由ハ一ソアルヤウデアリマス、理論的ニニツアルト思ロマス、第一ノ理論ト致シマシテハ刑法規定ト說デアリマス、刑罰ニ關スル規定ハハ能フベクンバ刑法規定ノ中ニ網羅スルコトヲ以テ立法ノ體裁ヲ得タルモノト信ジテ居リ其總テヲ刑法ニ網羅スベキモノナリトノ說デアリマス、此論ハ本員年來ノ持論デアリマス、本院ニ於テモ、法典調査會ニ於テモ、最モ熱心ニ唱道シタルトコロノモノハ刑法規定ト說デアリマス、此主張ニ對シテ松田君ト見解ヲ同ウスルコトヲ甚ダ喜ブノデアル、本員ハ能フベクンバ刑法規定ノ中ニ網羅スルコトヲ以テ立法ノ體裁ヲ得タルモノト信ジテ居リス、併ナガラ立法ノ體裁宜シキヲ得シコトヲ欲スルガタメニ今日現在行ハレツ、アルトコロノ重役犯罪ノ總ヲ刑法規定ニ網羅セラル、マテ犯罪ノ自由ヲ認ムルコトハ出來マセス、不正行爲ノ免許ヲ與フルト云フコトハ如何ニシテモ忍ブコトガ出來ナイノアリマス、ハアリマセス、而シテ本員ハ立法ノ體裁論ノタメニ吞舟ノ魚ヲ逸スルコトマテモ犠牲ニ供スルノ勇氣ハアリマセス、併ナガラ理論トシテ傾聽ニ價スベキ說デゴザイマスカラシテ、私ハ此一言ヲ申シテ置クノデアリマス、第一ノ理論トシテハ此改正案ニ於ケル罰則ハ民事會社ニ及ブコト能ハズトノ說デアル、民事會社ニ及ブコト能ハザルが故ニ、之ヲ「ツナガラ」立法ノ體裁論ト致シマシテハ刑法ニ之ヲ規定スペク、民事罰ハ之ヲ民法ニ規定スペク、行政罰ハ之ヲ行政法ニ規定スペシト云フコトハ論トシテハ誠ニ間然スル所ハゴザイマセヌケレドモ、何レノ國ニ於キマシテモ其主義ノ貫カレテ立法ノ體裁ノ保タレテ居ル所ハアリマセス、而シテ本員ハ立法ノ體裁論ノタメニ吞舟ノ魚ヲ逸スルコトマテモ犠牲ニ供スルノ勇氣ハアリマセス、併ナガラ理論トシテ傾聽ニ價スベキ說デゴザイマスカラシテ、私ハ捕ヘルマテ削除スルヲ可トスト云フノ說デアル、此論ハ鵜澤君ニ依リテ唱道セラレタルト

○副議長(肥塚龍君) 松田源治君
(松田源治君登壇)
○松田源治君 諸君、唯今花井君が大體二箇ノ反対意見ヲ提出サレマシタ、其一ハ株主中ヨリ取締役ヲ選任スルト云フ規定ニ反対、第二ハ委員會ニ於テ罰則ノ規定ヲ削除シタル點ニ反対、此二箇ノ點デゴザイマスガ、本員ハ便宜上花井君ノ最後ニ述ベラマシタルトコロノ重役ノ不正行為ニ關スル罰則ヲ委員會ニ於テ削除シタル點ニ向シテ修正意見ヲ出サレタル是カラ反対シャウト思フノデゴザイマス、政府案ハ二百六十一條、二百六十一條ノ一二三四五六七八ト往々取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役又ハ株式會社若ハ株式合資會社ノ清算人若ハ支配人が其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ會社ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ、五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス、其他種々ノ刑罰法規ヲ以チマシテ實業社會ヲ取締ラントシタル商法改正案ヲ出シタノデゴザイマス、本員ハ之ニ對シマシテ絶對のニ反対ヲ表シマシテ、委員會ニ於キマシテハ本員ノ説ヲ容レラマシテ、先程委員長ノ報告通りニ商法ニ於テハ刑法罰ヲ全部削除スルト云フコトニナフタノデゴザイマスル、大體司法省ノ出シマシタル重役其他ノモノヲ嚴重ナル刑罰ヲ以テ之ニ臨ムト云アホ現今ノ實業社會ノ實際狀態ニ本員ハ適シナイモノト考ヘルノデゴザイマス、刑法ニ付

○副議長(肥塚龍君) 松田源治君

〔松田源治君登壇〕

松田源治君

テ既ニ背信罪ノ規定アリ、文書偽造罪ノ規定アリ、横領罪ノ規定アリ、詐偽罪ノ規定アリ、是以外ニ商法ニ於キマシテ縱令會社ノ重役ト雖モ、刑法以外ノ事實ヲ以テ犯罪ナリトシテ之ヲ罰スルトコロノ必要ナイト思フノデゴザリマス（拍手スル者アリ）御承知ノ通リ刑法ニ於キマシテハ二百四十七條ニ他人ノタメ其事務ヲ處理スルモノ自己若ハ第ニ者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フルノ目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財產上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處スト云フ、新刑法ニハ背信罪ノ規定ヲ新ニ設ケラレテ居ルノデゴザリマス、此背信罪ノ規定ヲ擴張致シマシテ、刑法ノ認メテ以テ背信ノ行爲ナイト云フコトヲ商法ニ新ニ規定シテ之ヲ罰スルト云フコトハ、經濟社會ノ實際ノ狀況ニ本員ハ反シタモノト考ヘルノデゴザリマス（拍手起ル）凡ソ正不正、正不正ト云フモノハ簡單ナル問題デハナインデゴザリマスル、甲が見テ正ナリスルトコロモ乙が見レバ不正トスルノデゴザリマスカラ、商法及其他ノ法典ヲ編纂スルニ付テハ日本全國ノ社會上ノ實際狀態ヲ加味シテ理論ニ偏セズ、花井君ノ申シマシタル重役ヲ刑法ノ背信罪以外ノ背信行為ヲシタ時分ニ罰スル必要ガアリヤ否ヤト云ツナラバ、或ハ學說トシテ理論トシテ罰スル必要ガアルカモ知レマセヌケレドモ、法典ヲ編纂スルニ付テハ日本全國ノ社會上ノ實際狀態ヲ加味シテ理論ニ偏セズ、實際ニ偏セズ、實際ト理論ト折衷シタ情理兼備ヘタトコロノ立法ヲシテケレバナラヌト本員ハ考ヘルノデアリマス、殊ニ現今ノ裁判所ノ狀態ヲ鑑ミナケレバナラヌコト、考ヘルノデゴザリマス、現今ノ裁判所ノ狀態ハ如何デゴザリマス、犯罪ノ嫌疑ガアルモノトシタナラバ證據ノ湮滅逃走ノ惧ナキモノヲ直ニ未決監ニ拘留シマシテ、長日月ノ間之ヲ審問シ、長キハ一年、二年、三年以上モ未決監ニ收監シテ居ルト云フ實際ノ狀態ニナシテ居ルノデアル、然ラハ新ニ規定シマシタトコロノ商法第二百六十一條ノ如キ刑罰法規ガ成立スルモノト致シマシタ時分ニ於テハ、或裁判所ニ於テハ善意ヲ以テ重役ノヤツタ行爲、毫モ二百六十一條ノ規定ニ反シナイコトデモ、形ノミヲ見マシテ直ニ此未決拘留ニ收監スルト云フコトニナッタ時分ニハ、實業社會ハ却テ危惧ノ念ヲ生ズルダラウト思フノデゴザリマスル、犯罪ト云フモノガ決シテ容易ニ確定スベキ問題デナイ、即チ事實ハ甲ノ見テ不正ナモノモ、乙が見レバ正當ナルコトガアリマスカラシテ、現今ノ裁判官ノ如キ形ノミヲ見マシテ意思ヲ見ナイヤウナル裁判官ハ、形ガ或不正行爲ノヤウニ見エレバ、直ニ之ヲ未決監ニ收監スルト云フヤウナ狀態ハ此商法ノ立法ヲ爲ス時分ニハ斟酌シナケレバナラヌ行爲と思フノデゴザリマス、總テ刑罰ヲ以テ人ヲ正直タラシメ、刑罰ヲ以テ生產ノ發達ヲ圖リ、刑罰ヲ以テ產業ヲ發達セシメルト云フコトハ、決シテ出來ナイモノト考ヘルノデゴザリマス、是ハ自然的ノ制裁、教育ノ狀態或ハ德教ノ感化ヲ以テ自然ノ趨勢ニ依シテ改良シテ往クヨリ外ハナインデゴザリマスル、子弟ノ教育ヲスルノニモ鞭撻叱責ヲ以テ其能トスルコトハ出來ナインデアリマス、重役ヲ取締ルニ苛法嚴罰ヲ以テ臨ムト云フコトハ、却テ反對ノ現象ヲ生シマシテ健實ナル實業家、著名ナル實業家、技術ノアル實業家ハ却テ重役タルコトヲ肯ジナイ、丁度新聞社ノ如キ發行人編輯人ハ實際ノ發行人、編輯人ニアラザルモノヲ使フガ、今後同一ナル現象ハ實業社會ヲ通ラテ之ニカブレルト思フノデコロノ期間ヲ以テ嚴重ニ罰スル統計表ヲ見マシタラドウデゴザリマス、此度果シテ刑法ナル法典ニ威嚇サレマシテ、犯罪が減ツテ居ルデアリマセウカドウデアリマセウカ、本員此統計ヲ見マスレバ、強盜罪ニ於テ刑法前ハ一年ニ千九十二人デアッタノヲ刑法が行ハレテ

千百六十八人ニナツテ居ル、ソレカラ詐欺取財ニ於キマシテハ、刑法前二ハ、二万六千三百十九人ニアツダガ、二万六千五百十六人ニナツテ居ル、又其他ノ犯罪ニ致シマシテモ刑法が行ハレタ以來殖エテ居ルノデゴザイマス、之ヲ統計シマスレバ刑法ノ行ハレナイ以前ノ一年ト、刑法が行ハレタ後ノ一年トハ、法刑ノ行ハレタ後ガ二万九千九百九十六人ノ犯罪人が殖エテ居ルノデゴザイマス、嚴罰苛法ヲ以テ人ヲ正直ナラシムルコトノ出來ナイノハ、此統計表ヲ見テモ私ハ明カデアルト思ブノデゴザイマス、因テ本員ハ商法ヲ以テ重役ヲ取締ルニ向ツテ苛罰嚴法ヲ以テ臨ムト云フコトハ、却テ犯罪人ヲ製造スルヤウナル嫌ガアルト思フノデゴザイマス、花井君ハ豫算委員會ニ於キマシテモ、日本程犯罪人ノ多イ國ハナイ、一万ニ付キ十一人トカ十三人トカアル、然ルニ此刑法デ罰シテ宜シキ即チ刑法ニ規定シテ居ルトコロノ其以外ノ輕イ罪ハ罰スル必要ガナイモ拘ラズ商法デ罰スルスルヤウニナツタラバ、花井君ノ希望スルヤウナル犯罪人ハ減少セズシテ、益々増加スルヤウナルコトニナリハシナイカト云フコトヲ本員ハ疑フノデアリマスル、又商法ニ新ニ設ケタル刑罰のノ規定ヲ削除スレバ、重役ハ犯罪免許アルトカ、重役ハ犯罪免許アル、重役ハ犯罪免許アルトカ、是ハ法律學校ノ一年生デモ明カニ侵スベカラサルモノアルト云フ奇論ヲ唱ヘマシタカ、是ハ法律學校ノ一年生デモ明カナルコトアルト思フ、總テ法律ニ規定シナイ、法律が罰シナイ以上ハ、犯罪デハナイノデアリマスカラシテ、重役が犯罪免許アルトカ、重役が犯罪免許アル、重役ハ犯罪ノ免許ヲ取ツテ居ルト云フヤウナルコトハ、是ハドウモ私ハ花井君ノタメニ惜ムノデゴザイマス、即チ法典ガ規定シテ罰シナイ以上ハ、犯罪デナリノデアリマス、吾ニ商法ノ如キ罰則ハ不必要アルト云フコトヲ以テ主論トスルノデゴザイマスカラシテ、商法ニ規定シテアルトコロノ行爲ハ犯罪行爲ト見ナイノデアリマスカラ、花井君ノ犯罪免許論、重役ノ犯罪ハ神聖侵スベカラザルナリト云フトコロノ議論ハ、毫モ貫徹セザルモノト私ハ考ヘルノデゴザイマス、又公ケナル機關或ハ官吏公吏ニモ賄賂ノ規定、收賄ノ規定ガアルデハナイカ、然ルニ二百六十一條ノ七、八ヲ削ルト云フト、重役ハ收賄ヲシテモ罰スルコトハ出來ナイヤウニナルト云フ御論デゴザイマスケレドモ、本員ハ現今ノ會社ノ重役ガ縱令賄賂ヲ取リマシテモ、之ヲ罰スル必要ガナイト云フコトヲ主張スル論者アハアリマセヌケレドモ、其他民事會社ニ於キマシテモ、ヤハリ同一ナル組合財團法人、財團法人ガアルノデゴザイマスカラシテ、ヤハリ商事會社二項ニ新ニ規定ヲ設ケタカラ其中ニ入ルト申シマスケレドモ、四十一條ノ二項ハ營利ヲ以テ目的のトスル社團法人ニシテ云々ト云フコトガ冠セラレテ居リマスカラ、營利ヲ以テ目的トセザルトコロノ社團、財團ハ此中ニ入ラナイノデゴザイマスカラシテ、ヤハリ商事會社ト同一ナル民事ノ營利ヲ目的トセザル社團、財團ノ役員ガ、不正行爲ヲシタ時分ニ於テハ罰スルコトハ出來ナイト云フ不權衡ヲ生ズル以上ハ、數年間ノ研究ヲ俟シテ斯ル事實ヲ同一ノ法律ノ下ニ之ヲ統一スルト云フコトハ、最モ必要テアラウト本員ハ考ヘルノデアリマスル、況ヤ本員等ノ主張シ、花井君ノ贊成スルトコロノ陪審制度が實施ニナリマシテ、適當ナル社會ノ實際狀態ヲ知シテ居ル人ガ、陪審官トナシテ、犯罪ヲ審理スルヤウナル時代ガ來マシタラバ、或ハ斯ル規定ヲ以テ臨ムセ決シテ危虞ノ念ヲ生ジナイカモ知レヌト思フノデゴザイマスカラシテ、重役ノ賄賂ニ關スルコトハ他ノ民事會社ノ營利ヲ目的トセザル財團、財團其他ノ組合等ノ權衡ヲ取ル必要モアリマスカラ、之ヲ一括致シテ數年ノ研究ヲ俟シテ徐ロニ立法シタ方ガ過ナカラウト本員ハ考ヘルノデゴザイマス、又二百六十一條ノ第五、第六ニ於キマシテハ、是ハドウモ「他人ノ株券ヲ使用シ其他詐欺ノ所爲ニ因リ決議權ヲ行ヒ」ト云フコトガアリマスカラ、詐欺取財ニ觸レルヤウナル場合ハ罰スベシ、詐欺取財ニ觸レナイヤウナル場合ハ之考スルノ必要ハナイト本員ハ考ヘルノデアリマス、又二百六十一條ノ六ニ「決議

權ノ行使ニ關シ不正ノ利益ヲ收受若クハ要求シ又ハ之ヲ收受スルコトヲ約束シ
タルモノハ云々トアル、是ハ概ニ刑法ノ恐喝取財ニ當ル場合モアルノデアリマスカラ
シテ、刑法ノ恐喝取財ニ當ル場合モアルノデアリマスカラ

法典ヲ拵ヘテ犯罪人ヲ製造スル必要ハナイト私ハ考ヘルノデアリマス(ヒヤーク)「ノ
ウ」(下呼フ者アリ)此ノ如ク刑法ヲ以テ——刑罰ノ法規ヲ以テ人ヲ正シ、人ヲ正直
ナラシムルト云フコトハ、世界各國ニ於テモ其失敗ニ終テ居ルノデゴザイマス、吾々刑法
以外ノ輕キ罰、刑法以外ノ輕キ事實ハ之ヲ罰スル必要ハナイ、是ハ社會ノ教育及德育
ニ放任シテ自然ノ制裁ヲ以テ満足シナケレバナラスト云フコトヲ主張スルノデアリマス、之
ヲ要スルニ法典ハ理論ノミニ偏スル譯ニハ行カナイ、社會ノ實際狀態ヲ見マシテ今日ノ
日本ノ經濟界ハ如何テアル、日本ノ實業社會ハ如何テアルカト云フコトヨロノ實際ノ狀
態ヲ考へ、又一方ニハ日本ノ裁判制度、日本ノ裁判官ノ狀態等モ考ヘマシテ、而シテ立
法スルが適當ナル處置ト考ヘマスルカラシテ、斯ル政府ノ出シマシタルトコロノ商法ノ嚴
罰苛法ハ吾々ノ欲セサルトコロデアリマシテ、又是ハ日本ノ實業社會ノ輿論日本經濟
界ノ輿論ナリト私ハ斷言スルノデアリマス(拍手スル者アリ)其次ニ花井君ノ述べラレシ
タルトヨロノ百六十四條——百六十四條ノ取締役ハ株主以外ノモノデモ宜シト云フ

論、此論據ニ向ヒマシテハ本員ハ反對セザル得ナイノデゴザイマス、花井君ハ立法ノ退
歩ナリト申サレマシタ、吾々ハ決シテ立法ノ退歩テハナイト考ヘルノデアリマス、取締役ヲ
株主ニ限ルモ、株主ニ限ラザルモ、是ハ各利害ノアルコトアリマシテ、株主ニ限ラナイ
ト云フトコロノ主ナル論點ハ人才ヲ天下ニ求メタイト云フノガ、重ナル論點ニナシテ居リマス
ケレドモ、重役ト云フモノハ絶大ナル權利ヲ持シテ居ルノデアリマス、縱令株主總會ニ於テ選
ハレ、株主總會ニ種々ノ決議ハ致シマスケレドモ、其決議ヲ實行スルニ付テハ絶對ナル
或場合ニハ絶對ナル重大ナル任務ヲナストコロノモノデゴザイマス、是ハ會社ト利害關係
ノ直接密接ナル人ヲ選ばズンベ、種々ノ弊害モ生ズルノデアリマス、例ヘバ株主ニアラザ
ル者ヲ取締役ニ選舉ラシタナラバ、株ノ拂込ラドシ(命ジテ來テ株ヲ持シテ居ル人ハ
非常ニ困ル場合モ生ズルノデアラウト本員ハ考ヘルノデアリマス、是ハ寧ロ現行法ニ於キ
マシテ決シテ人才ヲ得ルト云フコトニ向テハ不備ナル點ハアリマセヌ、人才ヲ迎ヘルナラバ
株ヲ貸シテモ宜イ、株ヲヤシテモ宜イ、其人ガ株ヲ現ニ持シテ居ラヌデモ、現今ノ狀態ト致
シマシテ人才ヲ歡迎スルトコロニ於テ缺ケテ居ラヌノデアリマス、現行ノ商法毫モ缺點ガ
ナイ、毫モ不便ヲ感シテ居ラストコロノ商法ヲ改正致シマシテ、突飛ニ取締役ハ株主
以外ニ宜イト云フコトニナリマスレバ、會社ハ直接ノ關係ノナシ、利害ノ關係ノナシトコ
ロノ取締役が選ハレテ取締役トナルト云フト、如何ナル株主ニ不利ヲ計ルカ、私ハ憂慮
ニ堪ヘナシ次第アルト思フノデアリマス、況ヤ本員ノ主張スル罰則ノ規定が削除セラル、
以上ハ、幾ド取締役ヲ株主以外ノ者カラ選舉スルト云フ論ハ立タナイ議論ニナルト、本
員ハ考ヘルノデアリマシテ、旁取締役ハ株主ニ致シマシテ會社ト直接ノ利害關係アル
會社ノ利害ヲ思フ念ノ強キ人ヨリ選舉スルヲ以テ、最モ當ラ得タルモノト本員ハ考ヘル
ノデアリマス、終ニ臨ミヤシテ花井君ハ商法ヲ改正スルナラバ、罰則ノ規定ヲ削除スル
が如キ財產目錄ヲ復活スルガ如キニ止メス、尙以外ニ改正スルトコロ修正スルトコロハ
澤山アルト云フノ御論アリマシタ、ドウモ花井君ハ商法委員ニアツラウト考ヘマス、商
法ノ特別委員デ將々商法特別委員會ニ精勵致シマシテ、特別委員會ニ於テ花井君が
修正動議ヲ出セバ宜ノデアル、花井君ハ特別委員會ニ未ダ修正スルトコロ修正スルトコロハ
上ニ立ツテ而シテ斯ウ云フ改正ラスル、修正ラスル點ガアルト云フコトハ(法學博士花井
卓藏君ノウ)既ニ其修正ハ出シテアル(ト呼フ)實ニ花井君ノタメニ寧ロ惜マナケレ

バナラヌノデアリマス、特別委員ナラバ特別委員會ニ於テ正堂々修正ノ意見ヲ出スベ
シ、然ルニ花井君ノ修正意見ハ澤山ナシ、或ハ一ツ位アツカモ知レスカ毫モ私ハ花井
君ガ修正意見ヲ出シタ云フコトハドウセ考出サヌノデアリマス

○松田源治君 花井君ハ特別委員デケレバ此壇上ニ立テ申スノハ宜イケレモ、特
別委員デアル以上ハ斯ルコトハ此壇上ニ遠慮シタ方ガ花井君ノ人格ノタメ宜イト思フノ
デアリマス、之ヲ要スルニ刑罰法規ヲ以テ商法ニ規定スルコトハ法典ノ體裁トシテモ宜シ
クナイ、又刑罰法規ヲ以テ重役ヲ威嚇スルハ日本ノ法典ヲ紊亂シテ健全ナル發達ラスル
コトが出來ナインデアル、今日ノ司法制度及裁判狀態カラ決シテ當ラ得タルモノノナシ、
又取締役ヲ株主中ヨリ選舉致シマシテモ、最モ利害關係ノ密接ナル株主カラ取締役ヲ
選ブト云フコトハ今日ノ狀態ニ適シタルモノト本員ハ考ヘルノデアリマスカラ、ドウカ委員
長報告通り可決シ、花井君ノ修正意見ヲ否決セラレンコトヲ望ムノデアリマス(拍手)
○議長(長谷場純孝君) 高木益太郎君ヨリ動議が提出サレマシタカラ一應朗讀サセ
マス

(書配朗讀)

商法第百六十五條ニ左ノ條項ヲ加フ

取締役ハ二以上ノ商事會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ス
專務取締役ハ他ノ商事會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ス
但シ株主全員ノ承認ト政府ノ許可アルトキハ此限ニアラス

相談役、監督、理事、其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ取締役會議ニ出席シテ其
協議ニ與リ又ハ會社ノ發行スル文書ニ取締役ト共ニ署名シ若クハ會社ノ権要ナル
業務ニ關與シタル者ハ取締役ト同一ノ責任ヲ負フ

○議長(長谷場純孝君)

高木益太郎君

(高木益太郎君登壇)

○高木益太郎君 本員ハ商法ノ百六十五條ノ第二項ニ重役ノ兼務ノ弊害ニ付キマ
シテ之ヲ矯正スル法則ヲ加ヘタイト云フ考デアリマス、即チ專務取締役ト云フモノハ他ノ
會社ノ重役ヲ兼ネルコトが出來ナイト云フ規定ト、普通ノ取締役ハ二會社以上ノ會社
ノ役員トナルコトが出來ナイト云フ規定デアリマス、若シ其人ガ非常ナル精力家ニアシテ、
且信用ガアルト云フコトデアリマスレバ、但書ニ株主全體ノ承諾ト政府ノ許可アルトキニ
ハ之ヲ許ス、斯ウ云フコトニシタナラバ、實際ノ事情ニモ適シテ不都合ハナカラウト考ヘル
ノデアリマス、是ハ本員ガ二十五議會ニ於テ商事會社ニ關スル法律案トシテ一旦本院
ニ提出致シマシタノデアリマシテ、其當時日清事件ナルモノが起シテ、惡重役ヲ懲役ニ拋
シテ之ヲ矯正スル法則ヲ加ヘタイト云フ考デアリマス、即チ專務取締役ト云フモノハ他ノ
會社ノ重役ヲ兼ネルコトが出來ナイト云フ規定ト、普通ノ取締役ハ二會社以上ノ會社
ノ役員トナルコトが出來ナイト云フ規定デアリマス、故ニ唯罰則バカリヲ重シテ間
違ツタ場合ニ懲役ニ入ルト云フ考ガアルバカリテ、之が原因ニ付テノ療法ヲバ十分注意
シナケレバ何ニモラヌノデアル、商事會社ノ役員ニ云フモノガ數箇ノ會社ヲ兼帶シテ幾
多會社ノ辨當ニヨリ食シテ歩ルクト云フ實況デアル、今日デハ現ニ一人ノ重役ガニ十二
ノ商事會社ヲ兼ねテ居る者ガアル、サウ云フヤウナ具合デハ其部下ノ役員ニ對シテ監督
ガ不行届アルト云フコトハ無論デアル、一朝過失ノアツカ場合ニ責任ヲ盡スコトが出來
ナイト云フコトモ疑ナシトコトデアリマス、滋澤男爵ハ實業界ノ泰斗デ最モ尊敬スベキ御方
デアツカガ、日糖事件ニ於テ聰明ナル鑑識力ヲ持チ、絕倫ナル精力ヲ持チタル滋澤男爵

モ亦日糖會社ノ株券ヲ保證代用ニ充テ、居ツタモノノアルカラ、多大ノ損害ヲ被ツタコトハ諸君ノ親シク知ルトコロデアリマス、澁澤男ニシテ然リ、況ヤ「コンマ」以下ノ重役ハ何ヲスルカ分ラヌノデアリマス、故ニ、既ニ罰ノ規定ヲ重クスルノモ急務カモ知ラヌガ、ソレヨリ弊害ガ起ラヌヤウニ、無責任ノコトヲシナイヤウニ、商業道德ヲ破ラヌヤウニスル必要ガアル、人間ノ精力力ト云フモノハ大抵限リガアルモノデアルカラシテ、先づ普通ノ取締役ニ向ヅテハ二會社以上兼ヌルコトハ出來ヌ、專務取締役ニ向ヅテ他ノ會社ノ重役ヲ兼ネルコトが出來ヌヤウニシテ、其責任ヲ重クスルト云フコトハ最モ必要デアルト信ジマス、モウ一ツハ何デアルカト云フト、取締役、監督、理事其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ、相談役會議ニ出席ラシテ其協議ニ與リ又會社ノ發行スル文書ニ取締役ト共ニ署名シテハ會社ノ権要ナル事業ニ干與シタルモノハ取締役ト同一ノ責任ヲ負フ、是ハ詰リ看板バカリノ重役ヲ竝ベテ置イテ、サウシテ監督デアルトカ、相談役デアルトヤウナ名義デ以テバズ、其會社ノ内部デハ取締役、専務取締役ヨリ非常ナル勢力ヲ持ツテ居ルモノガアル、所謂財閥界ニ於ケル元老ト云フモノガアル、此元老ト云フモノ、責任ヲ規定スル必要ガアルト思フノデアリマス、現ニ例ヘハ日糖會社ノ如キドウデアルカト云ヘバ、株主總會ヲ開イタ場合ニ誰が總會ノ會長ニナルカト云フト、普通ノ取締役ガ會長ニナラナイ、相談役ノ澁澤男爵が會長ニナル、澁澤男爵ハ何デアルカ、取締役デモ何デモナイ、一朝是が破綻ガ起テ株主及債權者が損害ヲ被ルト云フト、澁澤男爵ガ辨償シタカト云ヘバ、辨償シタト云フ事實ヲ吾ニ曾テ聞カナイノデアル、ソレ故ニ詰リ法律ヲ控ヘタコロガ紙ノ上ノミデ、實際ノ事實ニ副ハヌ法律ヲ控ヘテハ、何ニモナラヌ、今度ノ商法ノ改正ハ實際上ノ必要カラ起ツタ以上ハ、現ニ起ツテ居ル弊害ニ對シテ適切ナ救濟的法律ヲ作ルノガ、最モ必要ト信ジマスカラ、本員ハ此ニ付テ諸君ガ御同意アランコトヲ切ニ御願スルノデアリマス

○法學博士鵜澤總明君 諸君、本員ハ此罰則ニ付キマシテ委員長報告通ノ意見ヲ持シテ居ルノアリマスガ、若シ花井君ノ御説がナケレバ此處ニ出ル必要ハナカツタ思フノアリマス、併ナカラ多少私ノ見解ヲ誤解サレテ居リマスカラシテ聊辯ジテ置ク必要ガアルト思フノアリマス（謹聽々々ト呼フ者アリ）今マデ現レテ居リマスル議論ヲ承リマスルト、商事會社及經濟上ノコトニ付キマシテ一々商鞅酷奸ノ法ヲ適用シテ、之ヲ取締ルベキデアルカ、或ハ大體ノ經濟觀念若クハ德義上或ハ利益上ノ考ニ訴ヘテ取締ヲスペキモノデアルカト云フニ一ツノ議論ニ分レテ居ルト思フノアリマス、此問題ハ決シテサイ問題デナカラウト思フノアリマス、隨分重大ナル問題デアル、花井君ハ此罰則ノ規定ノ出來タノハ是ハ國民ノ聲デアル、輿論ノ希望スルトコロデアル、斯ウ云ハレテ居リマスケレドモ、私共ハ必シモ之ヲ以テ國民ノ聲及輿論ノ希望トハ信シテ居ラヌノアリマス、株式會社ニ付キマシテ一三ノ會社ノ破綻ガアリ、一時天下ヲ騒ガシテ感情ニ激シ易イトコロノ人ハ會社ノ重役ヲ咎メ、或ハ商法ノ罰則ナカリシガタミニ斯様ナル問題が起シタモノニアル、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居ル人モアリマスケレドモ、斯ノ如ク感情ノ議論ニ制セラレテ直ニ之ヲ輿論ノ聲トシテ而シテ此大法典ニ從來此ノ如キ規定ナクシテ差支ナイト信シテ居シタモノニ非常ナ重キ罰則ヲ設ケルト云フコトハ立法者ト致シマシテ、直ニ熟慮致サナケレバナラスト私ハ思フノアリマス、尙又此規定ノ事態ヲ見マスト大體ハ

獨逸商法ノ株式會社或ハ株式合資會社ト云フモノ、重役ノ取締ニ關スル法案ニ則シ
タモノニアッテ、總テノ財團會社團若ハ會社ト云フモノ、取締ニ關スル廣ク行渡ツタル縛密
ニ調査シタルトコロノ規定ナイト云フコトヲ甚ダ遺憾ト致シテ居ルノアリマス、政府ノ
出シマシタコロノ理由ノ説明ニ依リマシテモ、二百六十一條ト云フモノハ本條ニ依リテ
新ニ株式會社、株式合資會社ノ發起人云々ト書イテアリマシテ、大體株式會社若ク
ハ株式合資會社ノミニ關スルモノナル、然ルニ天下ニ於キマシテハ此會社ノ外ニイ
ロく會社ガアル、其イロノ會社ガ共ニヤハリ天下ノ經濟上ノ問題或ハ商業道德
上ノ問題ニ對シマシテ非常ナ影響ヲ持シテ居ルノアリマス、ソレカラ民事ノ法人ト致シ
マシテ營利法人モアリマスケレドモ、營利法人以外ニ或ハ慈善、宗教、教育ト云フヤ
ウナ幾多ノ法人ガアルノアリマス、是等ニモ各々相當ノ人ヲ得ンケレバナラヌノアル、
私ハ元來日本ニ於テ從來何故ニ慈善、宗教、教育ノ如キ團體が大ニ發達シナカッタノ
デアラウカト云フコトヲ憂ヘテ居ツタ一人アル、其原因ハ何レニアルカト云フコトモ考ヘテ
居ツタ一人アルノアリマス、若モ是等ノコトニ付テ等シク此刑法ノ罰ニ依シテ團體ノコ
トヲ取締ルト云フ必要ガアリマシタラバ、單ニ商法ノ株式會社ノミナラズ、株式合資
會社ノミナラズ、總テニ行渡ツテ原則ヲ同クスル規定ヲ設ケテ未ダ遲クナイト思フノアリ
マス、決シテ人ヲ罰スル規則ヲ設ケルニ大ニ急グ必要ハナイト思フノアリマス、殊ニ或
感情ニ激セラレ、或ハ國家戰後ノ經濟界ノ大騒ギノ後ニ起ツタ會社ガアツテ、ニツヤ四
ソ破産スルモノガアツテモ、是ヨリ大ニ發展セントスルトコロノ日本ノ將來ノ國ノ商法ヲ考
ヘル場合ニ於テハ、餘程慎重ニ考慮ラシナケレバナラヌト思フノアリマス、サウ云フ次第
デアリマスカラシテ、此罰則ノ規定ヲ今マテ少シク會社ガ破綻シタガタメニ驚イテ此規定
ヲ設ケル必要ハナイノアルガ、花井君ノ言ハレマスニ、是ハ重役ヲ罰スルモノニアラズシ
テ、犯罪ヲ罰スルノアツテ、若シ千里眼ガアツテ此重役ハ犯罪デナイ重役ダ、此重役ハ
犯重役アルト云フコトガ見エレバ、何デモナインデアリマスガ、一度犯罪ノ嫌疑アル
事訴訟ノ手續モ作ルト云フコトアレバ、是又格別デアリマスケレドモ、今日ノヤウニヤ
ハリ一度犯罪者ノ名前ヲ被ルト共ニ、一審裁判、二審裁判ニ於テ無罪トナツテモ、忽
他利害ノ關係者ガ僅カノ重役ノタメニ非常ニ損害ヲ被ルコトガアリマスカラ、其結果ハ
餘程注意シナケレバナラヌト思ヒマス、若シ此ノ如キ刑罰ヲ設ケテ是ト共ニ簡易ナル刑
ヲ設ケル必要ハナイノアルガ、其ダメニ會社ノ信用ヲ落シ、株主其
チ世間ノ人ハ其人格ヲ疑フト云フヤウナ有様ニ於テ、此會社ノ重役ト云フモノヲ單ニ取
締シテ、真ニ手腕ヲ發展セシメルコトノ出來ナイト云フコトハ、甚ダ私ハ遺憾ト思フノア
リマス、サウ云フヤウナ理由カラ論ジマスレバ、先づ刑罰ノ規定ニハ私ハ反對シナケレバ
ナラヌト思フノアル、ソレカラ議決權ノ規定或ハ收賄ノ規定ナイトモ、忽
能ク考ヘナケレバナラヌノアリマス、尤モ此議決權ヲ行使スルモノニシテ公法人若ハ政
府ノ外ニ於テ、イロく私ノ法人ニ於テモ同様之ヲ持シテ居ルモノガ澤山アル、法人デ
ナクテモ組合トカ、或ハ親族會トカ、重要物產組合トカ、イロく議決權ノ行使ヲヤル
ベキ組織ガ出來テ居ルノアリマスカラ、斯様ナ場合ニ於テ其議決權ノ神聖ヲ保ツタメ
規定ヲ設ケルトナレバ、同ク同一原則ニ基ク全部ニ行渡ル法則ヲ持ヘテ差支ナイト思フ
ノアリマス、次ニ此收賄ノコトニ付テ他ノ國家アルトカ、或ハ官吏アルトカ、公吏デ
アルトカ云フモノアルト、何レモ收賄ノ規定ニ依シテ罰セラレルニ拘ラズ、獨リ會社ノ重
役ノミハ罰セラレヌノアル故ニ、會社ノ重役ト云フモノハ犯罪ニ對シテ神聖ナ不可侵ナ
シ立ツテ居ルト言ハレテ居リマスケレドモ、是モ能ク考ヘナケレバナラヌノアリマス、
状況ニ立ツテ居ルト言ハレテ居リマスケレドモ、是モ能ク考ヘナケレバナラヌノアリマス、
公法ト私法トノ區別ト云フモノハ羅馬ノ法律カラ出テ居ルコトハ御承知ノ通リデアリマ

砂糖消費稅法中左ノ通改正ス

第三條中第一種ヲ左ノ如ク改ム

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿ノ砂糖

百斤ニ付金二圓

百斤ニ付金二圓五十錢

乙 其ノ他ノモノ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○菅原傳君 貴族院ノ修正ハ全然吾ノ意志ニ適ヘリト申スコトハ出來マセヌガ、併シ本案ノ成立ノタメニ幾分讓歩ヲ致シ之ヲ是認スルコトヲ相當ト信ズルノデアリマス、此意味ニ於テ貴族院ノ修正ニ本院ハ同意アランコトヲ望ムノデアリマス

〔賛成タク〕〔下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 唯今、動議、即チ貴族院ノ修正ハ多少意味ハ違フケレドモ幾分讓歩ヲ致シテ、貴族院ノ修正ニ同意スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕〔下呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決定致シマス(拍手起ル)暫ク休憩致シマス

午後零時十八分休憩

午後一時十九分開議

○議長(長谷場純孝君) 午前ノ會議ニ引續キ、是ヨリ會議ヲ開キマス、其前ニ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕
一議員ヨリ提出セラタル議案左ノ如シ

高野山國寶中古書畫古器物保存ニ關スル建議案

提出者 千田 軍之助君

國 造君 手塚 正次君 清 鑑 太郎君

○議長(長谷場純孝君) 日程第六、民事爭訟勸解法案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者高木益太郎君

第六 民事爭訟勸解法案(高木益太郎君提出)

第一讀會

民事爭訟勸解法
第一章 勸解吏ノ職務

第一條 民事上ノ爭訟ヲ調和スル爲各市町村ニ勸解吏ヲ置ク但シ町村ノ小ナルモノハ他ノ町村ト合シテ一人ノ勸解吏ヲ置クコトヲ得ヘク大ナルモノハ之ヲ數箇ノ勸解區劃ニ分ツコトヲ得

第二條 勸解吏ハ名譽職トス左ニ記載スル者ハ勸解吏タルコトヲ得ス

一 滿三十歲ニ達セサル者

二 任命セラルヘキ勸解區域内ニ住居セサル者
三 刑罰ニ因リ公職ニ就ク權ヲ失ヒタル者

四 裁判上ノ命合ニ因リ自己ノ財産ヲ處分スルノ權ヲ制限セラレタル者

官吏並有給ノ市町村ノ吏員カ勸解吏ト爲ルニハ管轄官廳ノ認可ヲ要ス

第三條 勸解吏ハ市町村會ニ於テ之ヲ選舉ス、任期ハ三年トス但シ新被選者ノ就職スル迄ハ從來ノ勸解吏其ノ職ヲ行フヘキモノトス

第四條 勸解吏ニ選舉セラレタル者ハ住所地ヲ管轄スル地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 勸解吏ハ其ノ住所地ノ區裁判所ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ付左ノ宣誓ヲ爲スコトヲ要ス

予ハ誠實熱心ニ勸解吏タル義務ヲ履行スルコトヲ誓フ

第六條 勸解吏ハ其ノ職務ノ執行ニ付テハ官吏タルノ權利ヲ有ス

第七條 勸解吏ノ監督權ハ左ノ者ニ屬ス

一 勸解吏總員ニ付テハ司法大臣

二 控訴院管内居住ノ勸解吏ニ付テハ控訴院長

三 地方裁判所管内ノ勸解吏ニ付テハ地方裁判所長

勸解吏カ職務執行上違法アルトキハ監督官之ヲ責問スルノ權ヲ有ス

勸解吏ノ職務ノ執行又ハ其ノ遲滯ニ對スル抗告ハ監督官ニ之ヲ申立ツヘキモノトス

第八條 勸解吏ハ左ノ事由アルトキニ限り就任ヲ拒絶シ又ハ任期満了前辭任ヲ爲スコトヲ得

一 滿六十歲ニ達シタルトキ

二 餓ニ三年間勸解吏タリシトキ

三 長期ノ疾病ニ罹リタルトキ

四 職業ノ爲長時間又ハ屢住所ヲ離レサルヲ得サル者

五 官吏タル者

六 其ノ他正當ノ事由アル者

就任拒絶ノ當否ハ勸解吏ノ選舉權ヲ有スル團體ニ於テ辭任ノ當否ハ地方

裁判所長終局的ニ之ヲ裁決ス

第九條 勸解吏ハ在職ヲ許スヘカラサル事由ノ發生シタルトキ其ノ他重大

ナル事由アルトキハ其ノ職ヲ免セラルヘキモノトス

職ヲ免スルハ勸解吏ノ住所ヲ管轄スル控訴院ノ第一民事部ニ於テ本人ヲ

訊問シタル後之ヲ決ス

第十條 第八條所定ノ事由ナキニ勸解吏ノ職ニ就クコトヲ拒絶シ又ハ規定

ノ在職期間中執務ヲ拒ム者ニ對シテハ二年以下ノ期間内其ノ市

町村ノ代表並管理ノ權ヲ喪失セシメ且他ノ市町村民ヨリモ八分一以上四

分一以下ノ市町村稅ヲ増徵スル旨ヲ宣告スルコトヲ得

此ノ宣告ハ市町村會之ヲ決議シ市町村會ヲ管轄スル官廳ノ認可ヲ要ス

モノトス

第十一條 各勸解吏ニ一名ノ副勸解吏ヲ附置ス但シ勸解吏間ニ於テ交互通

利スルモノヲ定ムルコトヲ妨ケス

トキハ監督官廳ハ隣區ノ勸解吏又ハ副勸解吏ヲシテ一時執務セシムルコトヲ得

副勸解吏ニハ第二條乃至第十條ヲ準用ス

第二章 民事上ノ爭訟ニ關スル勸解手續

第十二條 勸解手續ハ民事上ノ争訟中財產權上ノ請求ニ付テノミ之ヲ行フ当事者ノ一方又ハ雙方ヨリ求メアルトキハ勸解ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

但シ当事者ノ孰レモ此ノ申立ヲ爲スノ義務ナキモノトス

第十三條 申立人ノ相手方ノ住所ヲ管轄スル勸解吏ニ於テ該事件ヲ管轄ス当事者ハ明示又ハ默示ノ合意ヲ以テ本來管轄權ナキ勸解吏ニ事件ヲ管轄セシムルコトヲ得

第十四條 勸解吏ハ代理ノ場合ニ限り其ノ管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フコトヲ得

第十五條 左ノ場合ニ於テハ勸解吏ハ法律上其ノ職務ヲ行フコトヲ許サレスアルモノトス

一 自身カ當事者タル事件、當事者ノ一方ト共同權利者共同義務者又ハ償還義務者タル事件

二 自己ノ妻ニ關スル事件、婚姻ノ解消シタルトキ亦同シ

三 自己カ直系ノ血族、姻族又ハ養子縁組ノ關係ヲ有スル者ノ事件、傍系ノ三等親迄又ハ傍系二等親迄ノ姻族ノ事件但シ離婚離縁シタルトキ亦同シ

四 自己カ當事者ノ一方ノ訴訟代理人又ハ輔佐人タルカ又ハ然リ申事件又ハ法定代理人タルカ又ハ然リ申事件

第十六條 勸解吏ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ職務ノ執行ヲ拒絶スルコトヲ要ス

一 當事者ノ用フル言語ニ通セサルトキ

二 當事者ノ意思表示カ有效ト爲ルニハ必裁判上又ハ公證ノ形式ヲ經ルコトヲ要スル事件ナルトキ

三 當事者カ其ノ主張通ノ者ナルコトヲ證明シ得サルトキ

四 當事者ノ行為能力又ハ處分能力ニ付又ハ法定代理人ノ權限ニ付疑ノ存スルトキ

五 當事者ノ一方カ盲者又ハ瘡啞者ナルトキ

六 當事者ノ一方カ聾者又ハ啞者ニシテ且書面ヲ以テ了解セシムルコト能ハサルモノナルトキ

第十七條 勸解吏ハ左ノ場合ニ於テハ職務ノ執行ヲ拒絶スルコトヲ得

一 單ニ當事者ノ合意ニ依リ管轄ヲ生シタルトキ

二 係争事件カ範圍廣キニ過クルカ又ハ頗ル困難ナリト思料スルトキ

第十八條 當事者ハ代理人ヲ用ウルコトヲ得サルモノトス但シ市町村其ノ他法人ハ其ノ内部ヨリ代理人ヲ任スルコトヲ得

第十九條 當事者ノ輔佐人ハ勸解手續中何時ニテモ勸解吏之ヲ拒否スルコトヲ得但シ讀ミ又ハ書クコトヲ得サル者ノ輔佐人ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 勸解手續ノ申立ハ書面ヲ以テ又ハ口頭ヲ以テ調書ニ筆記セシメ

之ヲ爲スコトヲ得、申立ニハ當事者ノ氏名身分職業住所係争事件ノ表示並申立人ノ署名捺印ヲ要ス

第二十一條 申立アリタルトキハ勸解吏ハ之ニ辯論ノ期日並場所及正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ處罰ヲ受クヘキ旨ヲ記載シ且相手方ニ送付セシムル爲書類ヲ申立人ニ交付スルカ又ハ相當ノ方法ニ依リテ相手方ニ送達シ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘキモノトス

第二十二條 當事者ノ一方カ指定ノ期日ニ管轄勸解吏ノ面前ニ出頭スルコトヲ欲セサルカ又ハ能ハサルトキハ遅クモ期日ノ前日迄ニ其ノ旨ヲ勸解吏ニ届出ツルコトヲ要ス此ノ届出ナカリシトキハ勸解吏ハ期日ニ出頭セサル當事者ヲ五十錢以上百圓以下ノ科料ニ處スルコトヲ得

第二十三條 勸解吏ノ面前ニ於ケル當事者ノ辯論ハ口頭ニ依ル、勸解吏ハ辯論ヲ間断ナク之ヲ終結セシムル様注意スヘキモノトス、必要アルトキハ辯論續行ノ期日ヲ即時ニ指定スルコトヲ要ス

第二十四條 勸解吏ハ任意ニ出頭シタル證人並鑑定人ヲ當事者ノ同意ヲ得テ訊問スルコトヲ得

第二十五條 和解カ成立シタルトキハ調書ヲ以テ之ヲ明確ニスルコトヲ要ノ權ナキモノトス

第二十六條 調書ハ日本語ニ依リ之ヲ作成スヘキモノトス

一 辯論ノ場所、日時

二 出頭シタル當事者、法定代理人、委任代理人及輔佐人ノ氏名並其ノ權限ヲ證明シタル根據ノ表示

三 爭訟ノ目的物

四 當事者ノ約束

若和解カ成立セサルトキハ勸解吏ハ此ノ點ニ付要領ヲ記載スルコトヲ要ス

第五條 調書ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一 辯論ノ場所、日時

二 出頭シタル當事者、法定代理人、委任代理人及輔佐人ノ氏名並其ノ權限ヲ證明シタル根據ノ表示

三 爭訟ノ目的物

四 當事者ノ約束

若和解カ成立セサルトキハ勸解吏ハ此ノ點ニ付要領ヲ記載スルコトヲ要ス

第五條 調書ハ之ヲ當事者ニ讀聞カセ又ハ閱覽セシムルコトヲ要ス、調書ニハ此ノ手續ヲ終リタルコト並當事者ノ承認ヲ經タルコトヲ附記スルコトヲ要ス

第六條 調書ノ末尾ニハ當事者並勸解吏ニ於テ署名スルコトヲ要ス

第七條 調書ハ之ヲ當事者ハ輔佐人ヲ選任シテ之ヲ記載スルモノトス

第八條 勸解吏ハ當事者ノ孰レカ又如何ナル事由ニ依リ自署スル能ハサルカヲ附記スルコトヲ要ス

第九條 調書ハ時ノ順ヲ追ヒ之カ專用ノ簿冊ニ記入シ且之ニ事件番號ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 餘白ナキニ至リタル調書簿冊ハ勸解吏ノ住所ヲ管轄スル區裁判所ニ保管ノ爲ニ交付スルコトヲ要ス

第十一條 當事者又ハ其ノ承繼人ハ調書ノ謄本又ハ正本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 正本ハ調書ノ謄本ニ正本ナル旨ヲ附記シタルモノ依リ成ル
正本ノ附記ニハ正本作成ノ場所並日時ヲ記載シ正本ノ交付ヲ受クル當事者ヲ表示シ勸解吏之署名シ職印ヲ押捺スルコトヲ要ス

第三十一條 正本ハ調書ノ原本ヲ保管スル勸解吏之ヲ交付ス
記スルコトヲ要ス

調書簿冊カ區裁判所ノ保管ニ係ルトキハ其ノ裁判所書記正本ヲ交付スヘキモノトス

第三十二條 勸解吏ノ面前ニ於テ成立シタル和解ニ依リ裁判上ノ強制執行ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニハ公正證書ニ基ク強制執行ニ關スル規定ヲ準用ス

第三章 名譽毀損及身體傷害ニ關スル調停手續

第三十三條 告訴ヲ待テ訴追スヘキ名譽毀損及身體傷害ニ在リテハ勸解吏ハ和解ヲ試ムル權アルモノトス

第三十四條 名譽毀損及身體傷害ニ關スル勸解手續ハ本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第二章ノ規定ヲ準用ス

第四章 費用及印紙

第三十五條 勸解吏ノ命令其ノ辯論手續及正本ノ交付ニ付テハ費用、印紙ヲ要セス但シ辯論手續ニ印紙ヲ要セサル規定ハ次ノ場合ヲ包含セス

一本來印紙貼用ノ義務アル法律行爲カ和解ノ一部トシテ其ノ中ニ包含セラルルトキ

二 和解カ從來當事者間ニ於テ印紙貼用ノ義務ナキ形式ニ依リ成立セル法律行爲ヲ認諾シ又ハ大體ニ於テ維持スルトキ

三十六條 勸解吏ハ自己ノ管掌ニ係ル辯論手續ニ法律所定ノ印紙ヲ貼用スル義務ナキモ當事者ハ印紙稅ノ定ムル所ニ從ヒ相當ノ時期ニ印紙ヲ貼用スルコトヲ要ス印紙ハ辯論アリタル日ヨリ一週間内ニ其ノ原本ニ貼用スヘキモノトス但シ辯論調書ノ正本ハ未タ原本ニ印紙ノ貼用ナキ場合ニ

於テモ之ヲ付與スルコトヲ妨ケス
勸解吏ハ調書ノ正本ヲ交付スルニ當リ既ニ原本ニ印紙ノ貼用アリタルヤ否竝如何ナル印紙貼用アリタルカヲ各正本ニ附記スルコトヲ要ス

三十七條 筆記ノ手數料並現金ノ支出ハ即時ニ勸解吏ニ支拂フヘキモノトス勸解吏ハ前拂ヲ受ケタル後勸解ノ手續ヲ始ムルコトヲ妨ケス

三十八條 勸解ノ申立書ノ作成辯論調書ノ正本謄本及證明書作成ノ爲ノ筆記手數料ハ其ノ支拂ヲ受クヘキモノニシテ一枚金二十錢トス一枚ニ満タサルモノハ一枚ト看做ス

第三十九條 筆記手數料並現金ノ支出ハ之ヲ惹起シタル當事者ノ負擔ニ歸ス和解カ成立シタルトキ又ハ當事者雙方ニ於テ勸解ヲ求メタル場合ニ於テハ手續ノ完結迄ニ生シタル筆記手數料並現金ノ支出ハ各當事者之ヲ負

担スヘキモノトス
必要ナル場合ニ於テハ勸解吏ノ申立ニ基キ此ノ手數料並費用ヲ市町村稅徵收ノ手續ニ依リ當事者ヨリ取立ツルコトヲ得

第四十條 勸解吏ノ職務ヲ行フニ要スル經費ハ市町村之ヲ負擔ス
數箇ノ町村相合シテ一人ノ勸解吏ヲ置クトキハ經費ハ關係町村ニ於テ人口數ニ應シテ之ヲ分擔ス

第四十一條 本法ノ規定ニ依リ徵收セラルル料料ハ經費ヲ負擔スル市町村ノ收入ニ歸ス

(高木益太郎君登壇)

○高木益太郎君 本案ハ社會政策上ノ必要カラ致シマシテ個人トノ利害ノ衝突ヲ致シマスル事柄ニ付キマシテ、其結果ハ國家ノ平和ト國民ノ美風ヲ破リ隨テ國力ノ發展ヲ阻害スルヤウナ次第アリマス、殊ニ今日ノ實況ハ多額ノ訴訟入費ト重激ナルトコロノ印紙稅ノ負擔其他各般ノ費用ノ負擔ガアルノデゴザイマスルノミナラズ、裁判ハ三四四年ヲ費シテ漸々勝チマシテモ、其勝ツタト云フコトハ唯名前ヘカリデアッテ、其費ストコロヲ償フニ足ラヌヤウナ次第アリマス、當事者双方ハ金錢ヲ抛チ、互ニ名譽ヲ傷ケテ裁判上名ハ勝ツテモ其實負ケタト同様ナ狀態ガ多イノデアリマス、政友會ノ諸君ハ刑事ニ付キマシテハ社會政策上ノ必要其外ノ事情ニ鑑ミラテ、陪審制度ノ案ト云フモノヲ出セラタ、本員ノ如キハ是ハ非常ナ贊成デアルノデアリマス、併ナガラ民事ノ上ニ於テコロヲ償フニ足ラヌヤウナ次第アリマス、當事者双方ハ金錢ヲ抛チ、互ニ名譽ヲ傷ケテ裁判上名ハ勝ツテモ其實負ケタト同様ナ狀態ガ多イノデアリマス、政友會ノ諸君ハ刑事ニ付キマシテハ社會政策上ノ必要其外ノ事情ニ鑑ミラテ、陪審制度ノ案ト云フモテモ亦政策ヲ施ス必要がアルノデアッテ、裁判ヲスル前ニ争フシナイヤウニ勸解ノ制度ヲ設ケルコトハ、刑事ニ於テ陪審ノ制度が必要ナルト共ニ又民事上必要ナコト、存ジマス、是ニ依テ當事者ヲ融和シ、入費ノ無駄ト時間ノ徒費ト云フモノヲ防イデ、非常ニ私ハ必要ナル案デアルト信ジテ居ルノデアリマス、ケレドモ我司法當局者ハ此點ニ付テハ何等研究ヲシテ居ラヌヤウデアリマスルカラ、本員ハ茲ニ此法案ヲ提出ヲシテ、十分諸君ト政府ニ御熟議ヲ煩ハシタイ積リテアリマス、日本ニ於ケルコロノ最高ノ法院タル大審院長ノ横田國臣ト云フ方が今日ノ日本ノ裁判ノ實況ヲ見テ、トテモ此法律裁判所ダケデハ國家ノ治安ヲ保ツコトが出來ナイ、トウシテモ情實裁判所ト云フモノヲ設ケナケレバナラヌト云フ議論ヲ公ニセラレタノデアリマス、即チ法律ハカリアハイケナイ、道徳ト情實ヲ參酌シテ情實裁判所ノ設置が必要アルト云フコトヲハ公ニセラレタノデアリマス、我國ニ於キマシテハ舊幕時代ノ東京ノ慣習ハ、我が申上ゲルマデモナク、諸君モ能ク御承知ノ次第アリマスケレドモ、裁判ヲスル前ニハ五人組ト大屋ト云フモノガ干與シテ、成ベク個人ト個人トノ間ニ裁判ヲサセヌヤウナ仕組ニアリマシタシ、又一朝破レテ奉行所ヘ出頭スル場合ニ於テモ、必ズ五人組ト大屋ト云フモノガ附添ハナケレバ訴訟ヲサセヌトコロノ仕組ニアリマシタ、又田舎ニ於キマシテハ村民ノ衝突ト云フモノハ名主ノ處ヘ參リマシテ、十中ノ八九ト云フモノハ調和ガ付イタト云フコトハ諸君モ能ク御承知ノ次第アリマス、維新後ニ於キマシテモ明治九年ノ甲第十七號ノ達ヲ以テ民事ノ訴訟ハ成ベクタケ區裁判所ノ勸解ヲ請フキモノデアルト云フ規則ガアリマシタ、明治二十三年マデ其規則ヲ實行シタノデアリマス、然ルニ此制度ト云フモノハ非常ニ貧富ノ衝突ヲ防イテ、彼ノ妻ハ病床ニ臥シ、子ハ飢ニ泣クト云フヤウナ貧民ノ債務者ニ向シテ高利貸が壓迫ヲ加ヘル、斯ル憫ムベキ者ヲ訴ヘルノ云必ス勸解ヲ經ナケレバナレラヌ、勸解ヘ願出ルト勸解吏ガ之ニ恩惠期限ヲ與ヘテ、サウシテ惡竦アルトコロノ債權ノ執行ニ向テハ、相當ナル調和策ヲ講シテ居ツクノデアリマス、然ルニ一朝勸解制度ハ民事訴訟法ノ實施ト共ニ廢止セラレテ、今日マテ殆ド二十年間勸解ハゴサイマセヌケレドモ、是ハ甚ダ殘念ナ次第アリマシテ、權利者義務者ノ衝突ト云フモノノ總ア法律ハカリヲ以テヤルト云フコトハ面白クナイデアリマス、現ニ佛蘭西ノ如キハ個人主義ノ發達シタル共和国ダアリマスケレドモ、勸解ハ必ず町村役場ニ於テ公開ヲシナイ場所デ、勸解吏が調和ヲ圖ルト云

方策ヲ講じ居り、獨逸ニ於テ喧嘩ノ事件デアルトカ、名譽毀損ノ事件デアルトカ、其外ノイロ／＼ナ衝突問題ニ付テハ、ヤハリ勸解ノ制度ト云フモノガアツ、悪イ人間ハ一方ノ人間ニ向テ謝罪金ヲ出ス、其謝罪金ハ何ニ使フカト云フニ、其町村ノ慈善事業ニ使フ、デアルカラ町村ハ喧嘩シタ人間カラハ勸解ヲシテヤツテ、其差出ス金ヲ町村ノ慈善事業ノ費用ニ充ツルコトが出来テ、個人トシテハ當事者雙方調和スルコトが出来、同時ニ其費用ヲ以テ國家ノ公益ニ關スル事業ヲ助ケルト云フヤウナ現行ノ制度ニアリマヌ、我國ニ於テハ家族主義ノ國デアリマスカラ、個人主義ノ國ヨリハ國民ノ圓満調和ヲ圖ルト云コトが最モ必要ト存シマシテ、茲ニ本案ヲ提出シタノアリマスカラ、十分本案ニ付テハ御慎重ナル御審議アランコトヲ願セタノイナム（拍手起ル）

臺灣二於ケル民事爭訟調停件數

指數
百分比例

シナケレバナラヌ、愈々反對ヲシナケレバナラヌト云フ政府ハ意見テアツタノアリマス、ソレニ付テ委員中ノ一人ヨリ丁度ソレト同様ナル點ヲ憂慮シタル修正案が出タノアリマス、ソレ其修正案ハ國民黨出身ノ委員中ノ中島君ヨリ提出マシテ、御手許二回シテアル通りニ修正ヲ致シマシタノアリマス、其修正ニ依リマスルト嘗テ貴衆兩院ノ速記ノ雇アラツテ、而シテ明治二十一年ノ法律第三百四十九號、同ク第二百五十號ニ依リテ速記技手ニ任用セラレテ現在ニ引續イテ居ルモノハ、ソレハ皆恩給ノ恩典ヲ蒙ル譯三ナルノアリマス、サウ致シマシタナラバ事實ニ於テ差支ハナカラウト云フ考デアルト云フ修正ニアリマス、此修正案ニハ満場一致ヲ以テ同意ヲ致シマシタ、而シテ政府ノ意思ヲ尙確メマシタコロガ、ソレモ政府ハ表面上反對ト言ハナケレバナラヌト云フコトデアリマシタガ、其反對ト言ハレル言葉並三顔付等ヲ裏面カラ段々模様ヲ見マスルト、貴族院へ回シテ行ツタナラバ、決シテ反対ノ運動モセズ、否決ノ運動モシナイン、希クハ此案ノ通過スルヤウニ窮ニ祈ツテ居ルト云フ意味ニ受取レタノアリマス故ニ、口テ反對セラレテモ、内寶ハ贊成セラレタ

○菅原傳君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り決セラ
ルモノ、ヤウニ存シマシタ、言換ヘレバ政府モ委員會モ一致テ修正可決致シタト申上ゲ
テ大ナル誤リハナカラウト信マス

レンコトヲ望ミマス
（議長（表、行易純差付））

○詩長(長谷川経孝君) 御異譯ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシ フ 聲起ル〕

○議長(長谷川純孝君) 御異議ハ無イト認メマスカラ、直子ニ一
部、議題此

全部文譜題三例シマズ

○議長（長谷川純一君）貴族院及衆議院速詔挙手在官年月期二院アル法律案委員長報告通り御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○譯長(長谷場紹孝君)御異議が力不足譯文是元確定致シテ
日程第八 日北

第十八 北海道鐵道敷設法中改正法律案 第一讀會（委員長）

第八回 小橋榮太郎君提出

ヨリ輪西ニ到ル鐵道ヲ——此線路ヲ北海道鐵道法中ニ加ヘヤウト云フ法律案テアリマ

ス、提出者ハ小橋榮太郎君アリマス、本案ハ慎重ニ討議ヲ致シマシテ、政府ノ意見ヲ確メテ見マシトコロガ、政府ノ言フトコロニ依レバ此線路ニ付テハ目下調査中ニ屬シテ

居ル、大體ニ於テハ必シモ反対スル譯アハナイケレドモ、今調査中テアツテ果シテ之ヲ豫
三段ノ二段ノ文書云々、

貴族院及衆議院速記技手在官年月
數二關スル法律案一福井三郎君外四
第一讀會ノ讀員長

（提出）新編（新編）新編
（提出）新編（新編）新編

○小河源一君 委員長ノ報告ニ反対ノ意思ヲ表明シテ置キマス

〔「探決」ト呼フ者アリ、

○議長（長谷場紘季君）採決ア致シマス。反対ノ意見アレバ一讀會云開クヘシト云
フニ付ア採決致シマス、本審ハ二讀會ヲ開クベシト云^フ即チ委員長ノ報告ニ反対ノ諸

シタリシテ現ニ居ラナイ人マデモ追掛ケテ行ツテ恩恵ヲ付與スルト云フヤウナ結果ニナル、左様ナコトハ底止スルトコロハ知ラナイカラ、事實ノ上ニ於テ困ルト云フ理由ヲ以テ反對

起立者

少數

○議長(長谷場純孝君) 少數——本案ハ一讀會ヲ開クベカラズト云フコトニ決シマス、即チ否決致シマス、日程第九、酒造稅法中改正法律案第一讀會ノ續、委員長武藤金吉君
 ○管原傳君 是ハ委員長ノ都合ニ依リ延期ノコトヲ通告シテ置イタ皆口アリマス
 ○議長(長谷場純孝君) 委員長ヨリ都合ニ依リ延期ノコトニシタイト云フ 動議が出
 マシタ、御異議ハゴザイマセカ
 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野添宗三君 延期ノ動議ニ反対ノ意見ヲ述ベマス
 ○議長(長谷場純孝君) 延期ニ反対ト云フ方々ハ贊成者ガ無イヤウデアリマスガ、ド
 ヴデス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 贊成ガアルナラバ採決致シマス

○野添宗三君 延期ノ理由ヲ承ラヌデスガ、此會期切迫ニ於テ徒フニ是ハ延期スルトスレバ甚ダ不當ナルト思フ、本案ハ政友會ノ諸君ノ御提案ニアリマシテ、我黨モ亦之ニ贊成ヲ致シテ全會一致ヲ以テ可決致シタル案ニアリマス、何が故ニ本案ヲ延期致スノデアリマスカ、延期ノ理由ヲ詳シク承ッテ相當ト認メマシタナラバ、私ハ贊成ヲスルニ吝ナラザルモノアリマスケレドモ、會期切迫ノ際ニ當シテ徒フニ之ヲ延期スルト云フコトハ、私ハ不贊成アリマス、故ニ委員長ガ居ラレナケレバ、相當ノ人ノ報告ヲ聽イテ議題ニ供セラレントヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 是マテノ例ニ於テモ委員長ノ都合ニ依リ延期ト云フコトヲ御諮詢シテ悉ク許シテ居リマス、ソレア採決致シマス、延期ヲシナイト云フコトニ付テ同意ノ諸君ハ起立
 起立者 少數

○議長(長谷場純孝君) 少數——即チ本案ハ延期ニ決シマス、日程第十、港灣改良ニ關スル建議案ヲ議題ト爲シ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者松田正久君外七名——大岡育造君

第十 港灣改良ニ關スル建議案(松田正久君外七名提出)

港灣改良ニ關スル建議案

港灣ノ修築改良ハ鐵道ノ敷設ト相俟テ產業及貿易發展ノ爲ニ最急務トスル所ナリ政府ハ宜シク將來ニ瓦ル相當ノ計畫ヲ定メ國家カ主トシテ經營スヘキ港灣ハ勿論其他重要ナル港灣ニ對シテモ必要ニ應シ相當補助ヲ與ヘ以テ速ニ其ノ改良事業ノ完成ヲ計ルヘシト第二十六回議會ニ於テ本院ヨリ建議シ政府大體ニ於テ同意ヲ聲明セシニ拘ラス今日ニ至ルモ其ノ實行ニ著手セサルハ願フニ財政上ノ都合ニ外ナラサルヘシト雖既ニ河川ニ關シ治水費資金特別會計ヲ設置セシカ如ク港灣ニ對シテモ亦同一方法ヲ取ルニ於テハ必スシモ之カ修築改良ヲ完成スルコト難キニ非サルヘシ政府ハ速ニ此等ノ方法ヲ參照シ港灣ニ對スル適當ノ計畫ヲ定メ次期議會ニ之ヲ提出セラムコトヲ望ム

右建議ス

(大岡育造君登壇)

○大岡育造君 港灣改良ニ關スル建議案ヲ説明致シマス、我政府ノ當局が世界ノ軍事的ノ壓迫ニ對スル用意ハ頗ル周到ナモノアリマスルガ、儀テ生産的ノ競争用意ニ

至リマシテハ、未ダ十分ナリト云フコトハ出來マセヌ、是ニ於テ我ニハ昨年本院ノ院議ヲ以テ建議致シマシク、即チ鐵道ノ普及港灣ノ改築此二ツが最モ生產ノ發達ヲ助ケルニ要用ナルモノト致シタノアリマス、幸ニシテ政府ハ之ニ大體同意ヲ表シマシタ、即チ鐵道ノ如キ十分ナリト云フコトハ國來マセヌケレドモ、稍其步ヲ進ムルコトヲ得マシテ、本年ノ議會ニ見ルベキモノモアッタノアリマスガ、港灣改修ノコトニ至リマシテハ僅ニ四日。

市、鹽釜、船川、此二港灣ヲ内務省ノ港灣調查會ニ於テ決定致シマシタルノミテアッテ、而シテ地方ハ各其縣會ニ於テ多額ノ費用ヲ支辨シテ此港灣改修ニ著手致シテ居ルモアリマスガ、未ダ政府ニ於テ之ヲ補助スルノ途ヲ立テラレナインオアリマス、此事ハ頗ル本議會ニ於テ我ニモ遺憾トスルトコロアリマス、今茲ニ重ねテ建議ヲ致スノアリマス、勿論財政ノ事情容易ニ此ノ如キ計畫ヲ立て難イト云フコトハ昨年ノ委員會ニ於テモ政府ハ同意ヲ表シテ、此意ヲ述ベタコトアリマスカラ、容易デハナカラウト思日マス、其上ニ昨年ハ意外ノ水害ガアッテ、多大ノ國費ヲ支出スルノコトヲ得ザルニ立至ツタ等ノ事情モゴザイマシタカラ、一概ニ之ヲ責ムル譯テハゴザイマセヌ、幸ニシテ水害ノ豫後ハ政府モ非常ナ工夫ヲシテ特別會計ノ法ヲ立て、河川改修、山林ノ整理等ニ途ヲ開いて居リマス、即チ特別會計ヲ立て、公債ノ便ヲ藉リテ、此目的ヲ遂行致シテ居ルノアリマスカラシテ、財政ノ事情ハ容易ナラズトルモ、尙此途ヲ辿リサヘスレバ出來ナコトデハナインオアリマス、即チ港灣ノ改修ヲ援助クルノ方法モ、河川改修ヲ援助クル方法ト同ク特別會計ノ法ニ依ツテ、公債支辨ノ途ヲ以テ致シマスレバ、出來ナイ相談デハナコト、私共ハ確信ヲ致シテ居ルノアリマス、港灣ノ改修ヲ補助スルタメニ左様ナ方法ヲ立てルコトハ、或ハ如何ト云フ御考ノ御方がアルカモ知レマセヌケレドモ、斯ル生產的ノ事業ニ對シテ公債支辨ノ途ヲ立テルコトハ、必シモ不當ノコトデハナカラウ、現ニ亞米利加ノ如キ、彼ノ富裕ナル國ニシテ「パナマ」フ運河ヲ改築スルニ公債支辨ノ途ヲ立て、ヤツテ居ルノアリマス、初メハ日本ノ貨幣ニ直シテ僅ニ四億以内ニ結了スル見込テアツモナガ、ルコトハ、或ハ如何ト云フ御考ノ御方がアルカモ知レマセヌケレドモ、斯ル生產的ノ事業ニハ小汽船ハ通航スルコトが出來、四年目ニハ大汽船モ通過スルマテニ完成スルト云フコトデアリマス、此途ガ一ト度開ケマシタナラバ、從來比較的の生産業ノ發達シアル國ニシテ、而シテ我工業ニ肉薄スルコトノ少ナカリシトコロノ亞米利加即チ彼ノ東部ノ亞米利加ノ大ナル便利ヲ得ルト共ニ我貿易ニ及ボストコロノ影響モ亦甚ダ大ナルモノアリマス、無論彼ガ我ニ多ク送ルト云フ便利アレバ、我モ亦彼ニ多ク送ルノ便利ヲ得ルノアリマスガ、倘ア併ナカラ我國ノニ對スル用意如何ト云ハベ種々アリマセウケレドモ、先以テ港灣ヲ改修スルコトが最モ必要ニアラウト信ズルノアリマス、殊ニ日本ノ東北ノ海岸ハ其東ノ面ニ於キマシテモ、又ハ西ノ方面ニ於キマシテモ、隨分不便ヲ極メテ居ルノデ、明治政府ノ先輩ハ夙ニ此處ニ著眼シテ其事業ハ失敗ヲ致シマレタケレドモ、明治ノ初年ニ野蒜ノ築港ヲ計畫シタコトモアルノデ、場所ハ選マナケレバナリマセヌケレドモ、彼ノ方面ニ於テ吞吐ノ口ヲ求メナケレバナラヌコトハ、疾ニ定ツタル問題デアルノシテ居ルカト云ヒマスルト、ソレ程多クコト論ヲ俟タズ、中央部ニ於テ申シマシテモ四日市モ同マシテ、地方ノ費用ヲ要スルコト論ヲ俟タズ、中央部ニ於テ申シマシテモ四日市モ同マシテアルノアリマス、ドウア此運送ヲ鐵道ノ一方ニ依ルガ如キ片寄リテ爲サズシテ、鐵道ト船舶兩方ヲ能ク用ユルコトニ致シタイト思フノアリマス、今日デハ日本ノ海運業が頗ル不振ヲ極メテ居ル、併ナカタテ大ナル船舶ヲ非常ニ數多く持ツテワレニ依ツテ持餘

見マスレバ、殆ド話ニアラヌ、僅二十分ノ一シカ持テ居ラヌノデアリマス、英吉利デハ確カ八千四百六十艘ノ汽船ヲ有シテ居ル、日本ニ於キマシテハ八百四十六艘、十分ノ一シカナイ位ノモノデアル、此僅カナル船舶が尙荷物——貨客ノ不足ニ苦シテ居ルト云、彼ガ如キハ、餘程後レタル次第アツテ、其一ハ良港灣ガゴザイマセヌタメニ、船舶ノ交通ニ不便多イコトモ原因シテ居ルニ違ヒナイト思フノデアリマス、殊ニ法ヲ立て、港灣ノ改良ヲ致シマスレバ、内地ノ產物ガ長距離ノ鐵道ヲ經シテ近キ道ニ於テ直ニ海ニ出テ、而シテ船舶モ之ニ依テ大ナル便利ヲ得マスルカラ、之ヲ委員ニ付シテ日ヲ重ヌルノ暇モナインヲ直ニ可否ノ御答辯ヲ得マスレバ、満足ノ至リテゴザイマス

(内閣總理大臣侯爵桂太郎君登壇)

○内閣總理大臣(侯爵桂太郎君) 唯今問題ニ相成シテ居リマスル港灣ノ建議案ニ付キマシテ、唯今大岡君ヨリ喋々建議ノ趣旨ヲ御演説ニナリマシタ、此港灣ノコトニ付キマシテハ、政府五年來注意ヲ致シ、其必要ナルトコロハ認メテ居ルノデアリマス、横濱竝ニ神戸等ニ於キマシテモ既ニ政府ハ著手ヲ致シテ居ル、又關門海峡ノ如キニ至リマシテモ、政府ハ計畫ヲ致シテ居ルノテアリマス、併シ其他ノ港灣ニ付キマシテハ、大岡君モ唯今申サレマシタ如ク、政府ノ必要ト認ムルニモ拘ラズ財政ノ都合ニ依リマシテ、今日完全ナル計畫ヲ立て、補助ノ途ヲ講ジテ居ラヌノデゴザイマス、此事ハ先キニ述ブル如ク政府ニ於キマシテ固ヨリ其必要ヲ感シテ居ル、次第デゴザイマスカラ、相當ノ計畫ヲ致シテ、此港灣ノ問題ノ解決ヲ致シ得ルヤウノ方法ヲ講スル積リデゴザイマス、左様御承知下サイ

○守屋此助君 總理大臣ニ説明ヲ求メマス

(守屋此助君登壇)

○守屋此助君 私ハ港灣ノコトニ付キマシテ、唯今ノ總理大臣ノ御答ノコトニ付テ五年程御問ヲシテ見タイ、ワレハ第一ニ御問致シマスノハ、提出者大岡君セ言ハレル如ク、今日ヨリ一箇年ト十箇月致シマスレバ、「パナマ」ノ運河事業ハ成功致シマシテ、東亞米利加ノ船ハ勿論、歐羅巴ノ船モ東洋ニ參リマスル船ハアレヲ通過シテ來ルコトニナルノデゴザイマス、此「パナマ」ノ運河が開ケタ時、今日ヨリ一箇年ト十箇月ノ先ニ於テハ太平洋ノ形勢ハ大ニ變ハル事柄ハ、既ニ總理大臣ハ御承知デアルノデアル、サレバコソ昨年モ横濱ニ於テノ御演説、ソレカラ又大阪ニ於テノ御演説ニ一度ナガラ出テ居ル、横濱ニ於テノ御演説ハ如何ニアルカト云フ、横濱ノ港ハ横濱ノ横濱港ニアラズ、日本帝國ノ港ノ横濱港ニアラズ、是ハ東洋ノ横濱港ト人ガ思ウテ居ルガ、又違フ、世界ノ港デアル、世界的ニナラケレバナラナイ、斯様三言ヲ横濱ノ人ヲ奮勵セシメテ居ラル、ノデアリマス、是ハ私其御意見ニハ敬服致シテ居ル併シ其言葉ガアッタカラ昨年ノ春デアリスルカラ、必ヤ四年ノ豫算ニハ「パナマ」ノ運河が開ケテ後ノ日本帝國ノ港ヲ如何ニ云フ御説ガアル、アラウト待チニ待チ構ヘテ居ツタノデアリマス、然ルトコロガ昨年ノ暮ニナツテ、又大阪ニ於テノ御演説ハ如何ニアルカト云フ、今ヨリ一年バカリスルト「パナマ」ノ運河が開ケテ、東洋ノ形勢大ニ變ル、是ニ至リカ其設備ト致シテハ日本ニ廣軌鐵道ヲ搭ヘルト言ハレタ、廣軌鐵道ガヤハリ「パナマ」運河ト結バレテ居ルノデアル、其通リノコトデゴザイマスルガ、港ノ設備ハ始メテナカク、半年ヤ一年ニ直グニ港ト云フモノハ出來ナイト思ヒマスガ、此事ニ付テハ此「パナマ」運河ガ今ヨリ一箇年十箇月ニシテ完成シタ候、帝國ハ如何ナルコ

トシテ之ニ應ズル御考アルガト云フコトガ第一ノ問、ソレカラ第一ノ問ト申シスルノハ此間當議會ニ出マシタコロノ大湊デゴザマイマス、此大湊ハ或人ヤノ唱ヘラレルトコロニ依レバ、是ガ東洋ニ於ケル「パナマ」運河ノ開通後ノ設備トスベキアツテ、トナイ港デアルト、斯様ニ言ウテ居ル、是ハ太平洋五千哩ヲ越シテ日本ニ來テ、支那ノ上海、香港ニ於テハ必ズ此港灣ヲ改修スルノコトニ意ヲ注ガレテ提案セラレントラ希望スルノデアリマス、幸ニ總理大臣御出席ノコトデアリマスカラ、之ヲ委員ニ付シテ日ヲ重ヌルノ暇モナインヲ直ニ可否ノ御答辯ヲ得マスレバ、満足ノ至リテゴザイマス

（内閣總理大臣侯爵桂太郎君登壇）

○内閣總理大臣(侯爵桂太郎君) 唯今問題ニ相成シテ居リマスル港灣ノ建議案ニ付キマシテ、唯今大岡君ヨリ喋々建議ノ趣旨ヲ御演説ニナリマシタ、此港灣ノコトニ付キマシテハ、政府五年來注意ヲ致シ、其必要ナルトコロハ認メテ居ルノデアリマス、横濱竝ニ神戸等ニ於キマシテモ既ニ政府ハ著手ヲ致シテ居ル、又關門海峡ノ如キニ至リマシテモ、政府ハ計畫ヲ致シテ居ルノテアリマス、併シ其他ノ港灣ニ付キマシテハ、大岡君モ唯今申サレマシタ如ク、政府ノ必要ト認ムルニモ拘ラズ財政ノ都合ニ依リマシテ、今日完全ナル計畫ヲ立て、補助ノ途ヲ講ジテ居ラヌノデゴザイマス、此事ハ先キニ述ブル如ク政府ニ於キマシテ固ヨリ其必要ヲ感シテ居ル、次第デゴザイマスカラ、相當ノ計畫ヲ致シテ、此港灣ノ問題ノ解決ヲ致シ得ルヤウノ方法ヲ講スル積リデゴザイマス、左様御承知下サイ

○守屋此助君 總理大臣ニ説明ヲ求メマス

(守屋此助君登壇)

○守屋此助君 私ハ港灣ノコトニ付キマシテ、唯今ノ總理大臣ノ御答ノコトニ付テ五年程御問ヲシテ見タイ、ワレハ第一ニ御問致シマスノハ、提出者大岡君セ言ハレル如ク、今日ヨリ一箇年ト十箇月致シマスレバ、「パナマ」ノ運河事業ハ成功致シマシテ、東亞米利加ノ船ハ勿論、歐羅巴ノ船モ東洋ニ參リマスル船ハアレヲ通過シテ來ルコトニナルノデゴザイマス、此「パナマ」ノ運河が開ケタ時、今日ヨリ一箇年ト十箇月ノ先ニ於テハ太平洋ノ形勢ハ大ニ變ハル事柄ハ、既ニ總理大臣ハ御承知デアルノデアル、サレバコソ昨年モ横濱ニ於テノ御演説、ソレカラ又大阪ニ於テノ御演説ニ一度ナガラ出テ居ル、横濱ニ於テノ御演説ハ如何ニアルカト云フ、横濱ノ港ハ横濱ノ横濱港ニアラズ、日本帝國ノ港ノ横濱港ニアラズ、是ハ東洋ノ横濱港ト人ガ思ウテ居ルガ、又違フ、世界ノ港デアル、世界的ニナラケレバナラナイ、斯様三言ヲ横濱ノ人ヲ奮勵セシメテ居ラル、ノデアリマス、是ハ私其御意見ニハ敬服致シテ居ル併シ其言葉ガアッタカラ昨年ノ春デアリスルカラ、必ヤ四年ノ豫算ニハ「パナマ」ノ運河が開ケテ後ノ日本帝國ノ港ヲ如何ニ云フ御説ガアル、アラウト待チニ待チ構ヘテ居ツタノデアリマス、然ルトコロガ昨年ノ暮ニナツテ、又大阪ニ於テノ御演説ハ如何ニアルカト云フ、今ヨリ一年バカリスルト「パナマ」ノ運河が開ケテ、東洋ノ形勢大ニ變ル、是ニ至リカ其設備ト致シテハ日本ニ廣軌鐵道ヲ搭ヘルト言ハレタ、廣軌鐵道ガヤハリ「パナマ」運河ト結バレテ居ルノデアル、其通リノコトデゴザイマスルガ、港ノ設備ハ始メテナカク、半年ヤ一年ニ直グニ港ト云フモノハ出來ナイト思ヒマスガ、此事ニ付テハ此「パナマ」運河ガ今ヨリ一箇年十箇月ニシテ完成シタ候、帝國ハ如何ナルコ

此間當議會ニ出マシタコロノ大湊デゴザマイマス、此大湊ハ或人ヤノ唱ヘラレルトコロニ依レバ、是ガ東洋ニ於ケル「パナマ」運河ノ開通後ノ設備トスベキアツテ、トナイ港デアルト、斯様ニ言ウテ居ル、是ハ太平洋五千哩ヲ越シテ日本ニ來テ、支那ノ上海、香港ニ於ケルトコロ唱ヘテ居ル、サウシテ大湊ニ於テスレバ、北海道ノ石炭ヲ供給スル便利ガアル、恐山ノ良イ水ガアツテ、港が深イ、イロ／＼ノ說明ヲ齋藤君カラ御出シニナツテ居リマシテ、ナカノ／＼覺切レナイ程ヨリ良キセノガアルノデアル、此大湊ニ付テノ政府ノ御意見ハ如何ニアルカト云フコトガ第一ノ問デス、ソレカラ第三ノ問ハスウ云フコトデス、一體日本ノ港ニ付テハ獨逸ノ漢堡ノ港ヲ始メトシ、歐羅巴並ニ亞米利加等ノアノ關稅ノアル港ハ一部分ヲ自由港ニスルノデアル、一部分ガ自由ノ港ニナツテ、一部分ガ關稅ノアル港ニナツテ居ル歐羅巴、亞米利加等ノ先進ノ國ニシテ、サウシテ其國ノ工業ノ原料ヲ入レル、其處デ揃ヘタモノヲ直ぐ外國ニ輸出スルトキニハ關稅ノアル國ニモ一部分ノ港ヲ無稅ノ港ニシテ、自由港ヲ揃ヘル、東洋デハ獨逸ガ支那ノ瀬州灣ニ於テ之ヲ致シテ居ル、斯ウ云フヤウナ方策ヲ帝國ノ將來ノ港ハ御取リニナル考ガアルカナキヤ、是が第三ノ問デス、ソレカラ第四ノ問ハ港ノ設備ハ國ノ力モナカク、大金が要ル、地方モ府縣等デスルト云フコトニ付テ財源問題が何時モ出テ來ルノテアリマスガ、之ヲバ斯様ナルコトニシタラ私ハ早ク出来ルカト云フ愚案ヲ一ツ持テ居ルカラ、政府ハドウ云フ御考アルカ聽クノハ、之ヲ營利會社ニ許スト云フコトハドウデアル、公法人、國若ハ市、斯ウ云フ國トカ縣トカ云フヤウナ設備バカリデ揃ヘルト云フ、ナカク手間取ル、之ヲ早ク造ルト云フコトナラバ、私ハ之ニ雙手ヲ擧ゲテ贊成致シマスガ、ナカク地方等モイロ／＼府縣ノ費用モ多クテ、港ノ設備ガ思フヤウニ行カナイ、ヲテ早クスルト云フニハ、私ノ考デハ營利會社ニゾラ許シテ入港稅ヲ營利會社ニ取ラゼル、港ノ附近ノ海ヲ埋メル等ノ事柄ヲバ、又此營利會社ニ與ヘテ置イテ、幾年先キニカ之ヲバ縣トカ國トカ市トカノ有ニ移ス、二十年モ五十一年モ其年限ヲ取ラセ、サウシテ或相當ニ營利會社ガ利益ヲ收メタト云フコトニナレバ、公有ニ移ス、斯ウ云フ方法ニシテ丁度東京ノ鐵道ト云フモノガ五十年ニシテ市ノ有トナリマスガ、アレニ似タ如キモノ、斯様ニ致シマシテ、營利會社ニ許シマシタナラバ、港ノ設備ガ早ク出來マシテ害ガナクシテ利益ガアル方法ダカラ、斯様ノ方法ニ致シタラバ、私ハ宜ニ宣示キモノデナカト思テ居ル一人デアリマスガ、此點ニ付テハ政府ノ御研究ガ是マデアツカナイカアツナラバドウアル、斯ウ云フ事柄ガ問デス是が第四ノ問デス、終リニ第五ノ問ハ是ハ此間豫算總會ノトキニチヨット申シマシタカ、此點ニ付テハ政府ノ御答ガ不十分デアツカカラ問フノハ、鐵道ノコトニ付キマシテハ大岡君ノ言ハレル如ク日本主ノ如クアルケレドモ、何等ノコトモナインデ、ソレバコソ大藏省ニ税關、行政ノ機關官制ノ組織ガ先ツ立テ、鐵道院ト云フモノニ統一スル法ガ付テ居ルカラ、是テ順序ガ立ツテ行クガ港ノコトハドウナツテ居ルカ、何處が主管デアルカ、主人公デナイ、内務省ガ務省ガ主管ラシクモ見エテ居ル、サウシテ港灣調査會ト云フモノガアツテ、濟イタル多士、是ガ委員デアル、所ガ是ガ斐然トシテ章ヲ成シ、之ヲ裁スル所以ヲ知ラズデ、アノ調査會イロ／＼ノ材料ヲ集メテ之ヲ裁斷スル人が誰モナインデアル、ソレ故ニアノ港灣ノ調査會ニハ一個人ニ付テハ立派ナ先生ガ居ラレル、立派ナ學者ガ居ラレル立派ナ技師ガ居ラ

ルケレドモ、之ヲ裁斷スル人ガナノアルカラ、丁度文部省ニ南北正闘論が逆ニ來タヤ
ウナ話デ、唯材料バカリテ、學者物知リガ集シテ、グヤークシテ居ラテ、痴人ノ夢物語ヲシ
テ居ル（國民黨ノ如シ）ト呼フ者アリ）之ヲ裁斷スルモノガ何處カニ主管ノ役所ガナケレ
バナラヌ大藏省ニヤダテ居ルカト思フ、又船ノ關係デ、管船局モアツテ、遞信省ガ喙ヲ
容レル、ソレカラ又此間申上ゲタ通リ各地方府縣モ之ニ喙ラ容レル、何處ガ主管デアル
カ分ラヌノデアル、是ハ私ノ考デハ何トシテモ一ツニ御纏メニナシテ然ルベキト思フ、管船
局ガ遞信省ニアルカラ港ノコトデアルカラ、大藏省モ手ヲ引キ、内務省モ手ヲ引イテ、遞信
省ニ移スモ一策、是ガイヤナラ管船局ヲバ内務省ニ移シテ、内務省モ手ヲ引イテ、递信
カ何トカ一ノ役所ニ集メラ事務ガ拂取ルタラウト思フノデアル、港ニ關係ノアル一ノ
例テ申セバ、横濱鐵道會社ガ横濱港ノ所ニ海陸聯絡設備設備ヲスル願フ二十八年ニ出
シタ、二十八年ニ出シタ書面ガ何處ノ役所モ——海軍省モ經過スレバ、方々十幾
ツモ經過シタサウデアルガ、何處デモ片ガ付カナイデ、此書類ヲ二十八年カラ足掛ケ七
年土用干ヲスルコト六度ダト云フ（笑聲起ル）此土用干ヲ六度モシテ居ル、ソレナラ此
願書ガ惡ルイコトデアルカト云ヘバ宜シイ皆、宜シイコトダト云ヒナガラ主管スルガナイカ
ラ、之ヲ裁断スル所以ヲ知ラズ、裁斷スル人ガナイ、カスウ云フコトニナルカラ出願人ノ
願書ノ控ハ六度モ土用干ヲシタカラスウカ濟シテ居ルガ、政府ニアル分ハ定メシ蟲
が蝕ニテシマツタラウト思フ、是ハ一ノ例テハアルカ、政府ハ港モ鐵道モ偏重偏輕ハナイ、鐵
道モ港モ一視同仁デアルトノ御話ニアリマスか、不同仁デアル、私ハ何キ唯政府ヲ非難
攻撃ヲシテ喜ブモノデハナイガ、總理大臣ハ失禮ダガ六年モ七年モ一ツノ願書ガ土用干
ノ六度モシタ事實ヲ御承知ハアルマイ、斯ウ云フコトハ能ク取調ヘテ港ノコトナドハ共ニ
俱ニ力ヲ入レテ、政友會ノ諸君モ御承知ノ如キ此次ノ議會マニハ政府モ諸君ノ満足
スルヤウニ、即チ政友會ノ諸君、多數國民ノ満足スル案ヲ出スト云フ御話ニアリマスガ、ソレ
ヲスルニハ第一ニ役所カラ定メナケレバトテモ往カヌト思ヒマスガ、之ニ付テノ政府ノ所見が
定シテ居ラケレバ御定メ下さい、マダ混沌タル中ナラ混沌タルコトヲ知ラセテ戴キタイ、之
ダケノ私ハ御問デス

（内閣總理大臣侯爵桂太郎君登壇）

○内閣總理大臣（侯爵桂太郎君）守屋君、今ノ一番初メノ問題ヲモウ一過繰返シ
テ……

○守屋此助君 一番初メハ「バナマ」ノ運河が出來タナラバ、ソレニ應ズル國策如何
シテ御質問ガゴザイマシタ、第一ハ唯今推シテ御問ヲ致シマシテ、御答ヲ受ケマシタ「バ
ナマ」ノ運河が開ケタナラバ、日本ハドウシテ居ルカ、斯ウ云フ御質問アリマス、ダカラシ
マシテ、横濱ノコト及神戸ノコトヲ政府ハ致シテ著手シテ居ルノデゴザイマス、第二ハ
大湊、此問題ハ未ダ決定ヲ致シテ居ラナイノデ、第三ハ自由港、是ハ自由港制度ト云

モノハ置イテナイ、併ナガラ此稅關假置場ノ制度ト云フモノガアルノテアリマス、關稅ヲ
拂ハシメテ外國ノ貨物ヲ假ニ陸上ヲナシテ、仲繼貿易ノ便利ヲ圖ルコトハ今ナシテ居ル
ノデ、自由貿易云々ト云フコトハ、マダ日本ノ制度ニアリマセヌ、ソレカラ第四、是ハ唯今其
方法ヲ執ルカ、或ハ執ラザルカト云フコトニ付テハ、政府ニ於キマシテ考察中アリマス
(笑聲起ル)第五、官省ノ不統一ト云フ大體ノ御質問アッタヤウニ承リマシタ、是ハ港
灣築港ノコトハ内務省ガ管轄シテ居ルノデアリマス、決シテ不統一ニナシテ居リマセヌ（守
屋此助君）大藏省ハ如何ニト呼フダカラ稅關ノ關係ニ依リマシテ、大藏省ガ依託ヲ
受ケテヤダテ居リマス、決シテ不統一デハナインアリマス

○菅原傳君 本案モ建議ノ趣意ハ其説明ノ通り、而シテ又大岡君ノ演説ニ依シテ明
瞭アリマス、之ニ對シテ桂總理大臣ハ大體同意ヲ表シ、相當ノ計畫ヲ立テ本問題ノ
解決ヲ圖ルト云フコトヲ言明セラレタノデアリマス、既ニ政府ノ方針明確ナル以上ハ之ヲ
更ニ委員ニ付託シテ調查スルノ必要ナシト認ムルノデアリマスカラ、直ニ即決確定アラン
コトヲ望ミマス

（「贊成ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（長谷川純孝君）満場御異議ガナイト認メマス、御異議ガナケレバ滿場一致
ヲ以テ可決致シマス——日程變更ノ動議が提出サレテ居リマス、此場合ニ明治四十四
年度歲入歲出總豫算追加案第四號、ソレカラ印紙稅法中改正法律案、煉乳原料
砂糖戻稅法中改正法律案ヲ日程ヲ變更シテ、此三案ヲ議事ニ上セタイト云フコトニ
御異議ハアリマセスカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（長谷川純孝君）御異議ナケレバ議事日程ヲ追加シテ、此三案ヲ議事ニ付
シマス、先ダ第一ニ明治四十四年度歲入歲出總豫算追加第四號ヲ議事ニ付シマス、
委員長原敬君

（原敬君登壇）
（第四號）明治四十四年度歲入歲出總豫算追加
（原敬君登壇）

○原敬君 明治四十四年度歲入歲出總豫算追加第四號ニ付テ委員會ノ審査並ニ
結果ヲ御報致シマス、此案ハ極メテ簡單ナル案アリマス、第一ハ先般本院ニ於テ可
決相成シタ地租徵收手數料千分ノ七ヲ與ヘルト云フコトニナリマシタカ故ニ、其費
用ヲ請求シタノアリマス、次ハ東京ノ西ケ原ニ於ケル蠶業講習所及農事試驗場附屬
建設物ガ燒失致シマシタニ付テ、再び之ヲ建テルトコロノ費用アリマス、委員會ニ於テ
ハ何等ノ議論ナク可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○議長（長谷川純孝君）明治四十四年度歲入歲出總豫算追加第四號——御異
議アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（長谷川純孝君）御異議ガナケレバ委員長ノ報告通り本案ハ是ニテ確定致
シマス、印紙稅法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ議題ト致シマス、委員長岡田泰藏
君——煉乳原料砂糖戻稅法中改正法律案モ委員長が同一テアリマスカラ同時ニ報
告致シマス

（岡田泰藏君登壇）
印紙稅法中改正法律案（岡田泰藏君提出） 第一讀會ノ續（委員長）
（岡田泰藏君登壇）
（山本悌二郎君外三名提出） 第一讀會ノ續（委員長）
（岡田泰藏君登壇）
印紙稅法中改正法律案（岡田泰藏君提出） 第一讀會ノ續（委員長）
（山本悌二郎君外三名提出） 第一讀會ノ續（委員長）

（岡田泰藏君登壇）
○岡田泰藏君 御報告致シマス、印紙稅法中改正法律案ハ審議ノ末政府當局ト
能ク協議ヲ致シマシテ、更ニ修正ヲ致シタ次第アリマス、其修正ハ現在アリマスル外ニ
印紙ヲ貼用シナイモノトシテ、運送契約ニ據ラナイトコロノ況状、ソレカラ請取書ア營業
ニ關係ノナシト請取書ハ印紙ヲ無貼用ノコトニスル、賣買仕切書ア營業者ナイモノニ對シ
テ發スル場合ノ仕切書ハ印紙ハ貼ラナイ、斯様ニ致シマシテ現在ノ印紙法ノ缺點ヲ先
づ補足スルニ足ルト信シマシタノデ、委員會ハ全會一致テ斯様ニ修正可決致シマシタ、
次ニ煉乳原料砂糖戻稅法中改正法律案アリマスルガ、是ハ四十一年ノ四月一日ニ

實施セラレタ法律デアリマシテ、本年ノ七月十六日限り效力失フノアリマス、所ガ是モヤハリ専保護ヲ要スルノデ、此際此部面ノ補助致サネバ當該事業家ノ途が發展セナイト云フ譯アリマス、是モ政府ノ意見ヲ採リマシタ、能ク考ヲ聽キマシタ末、政府モ異論ノナイコトニシテ此附則ノ第一項ヲ取消シマシテ、尙七月十六日以後ニ效力ヲ持ツト云フコトニ可決致シマシタ、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 先ア印紙稅法中改正法律案ノ一讀會ヲ開クヤ否ヤヲ議題ニ供シマス

○菅原傳君 本案ニ對シテハ直ニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り決定セラレンコトヲ望ミマスカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議アリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

印紙稅法中改正法律案

確定議

〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ委員長ノ報告、即チ修正ノ通り第二讀會ニ於テ決定致シ、二讀會ハ省略致シマス、本案ハ是ニテ確定致シマス、次ニ煉乳原料砂糖戻稅法中改正法律案

○菅原傳君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

確定議

煉乳原料砂糖戻稅法中改正法律案

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ二讀會ヲ省略シテ委員長報告通り決定致シマス、本案ハ是ニテ確定致シマス、日程第十一、南極探検事業國庫補助ニ關スル建議案ヲ議題ト爲シ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者小久保喜七君

第十一 南極探検事業國庫補助ニ關スル建議案(小久保喜七君外二名提出)

南極探検事業國庫補助ニ關スル建議案

日本南極探檢隊ニ對シ國庫ヨリ相當ノ補助アラムコトヲ望ム

右建議ス

(小久保喜七君登壇)

(拍手起立)

南極探檢事業國庫補助ニ關スル建議案

日本南極探檢隊ニ對シ國庫ヨリ相當ノ補助アラムコトヲ望ム

○小久保喜七君 會期切迫ノ折柄デゴザイマスルガ、此問題ノ關係者ハ大隈伯アゴザイマスルシ、免ニ角國庫カラ金ヲ出シテ吳レト云フコトデゴザイマスレバ、大體ノ筋ダケハ申上ダマスルノガ諸君ニ對スル禮ト考ヘマシテ、其大體ダケラ數分間申上ダマスルカラ

御清聽ヲ願ヒマス、此問題ニ私が關係致シマシタノハ何時ニアシタト云フト、實ハ昨年ノ八月ノ朔日頃デゴザイマシタ、佐々木安五郎君カラ八月ノ三日、四日、五日ト錦輝館ニ於テ是ニ同情ノ演說會ヲ開クカラ出テ吳レト云フコトデ、私ハ出席致シマシタ、其當時ハ丁度豫算ヲ四五万圓ト見テ朝日新聞ガ募集シテ、海軍省カラ磐城艦が借リラレルカ、借リラレヌカト云フトキテアッタ、故ニ私ハ此演說會デ磐城艦が借リラレヌカト云場合ニハ必ズ此冒險者ノ人ミト云フモノハ、磐城艦が借リラレナケレバ、何デモ宜イカラ出發ラスルト云フヤウナ考ヲ起ステアラウ、若シサウ云フコトヲ演説ヲシタ、サウ致シマスルト、三宅雄次郎氏ヲ初メ私ノ演説ヲ攻撃致シマシテ、凡ソ事ト云フモノハ用心用アルガ故ニ、免ニ角死ヲ決シタ仕事デアルカラ、若シ磐城艦ヲ海軍省デ貸サナカツタナラ更ニ四万圓ノ上ニ五万圓ナリ、十万圓ナリ募集ヲシテ、出發ノ日限ヲ延バシテモ宜イカラ十分ノ劃策ヲ爲サルガ宜イト云フコトヲ演説ヲシタ、サウ致シマスルト翌日ノ新聞ヲ見マスルト、磐城艦ヲ貸サナカツタナラバ、日限ヲ延バシテモ十分ノ設備ヲシテ出發セシメルガ宜イト云フ私ハ考ヲ申送リマシタ、其後其儘ニナシテ居ツタノデゴザイマスルガ、佐々木君カラノ通知ニ據リマスルト僅カ一百噸ノ船ダト云フノデ、私ハ此トキ又心配ヲシタ、二百噸ノ船ア南極マテ能ク往ケルデアラウカ、トウセ死ヲ決シタノデアラウガ、萬一房州沖トカ、或ハ鹿島沖トカデ死ヌヤウナコトガアシテハ誠ニ氣ノ毒デアルト云フ考ヲ持ツテ居リマシタトコロガ、二月十一三日頃ニリマシテ、同月八日「ニュージーランド」三著イタト云フ通知ヲ得タトキニハ實ニ私ハ喜ンダ、偕テ之ヲ喜ンテ四五日過ギマスルト、此議員中ノ此事件ニ關係ノアル人ミ、五六ノ人ミアリ、私ニ相談ガアッタ、君モ大分心配ヲシタが、君ノ思フ通り隨分設備ヲシテヤッタ、併ナカラ設備ハシテヤッタが、實ハ出來ルダケノ仕事ラシテ出發ヲサセクノデ、此後ノ必要ナ金ト云フモノハ一文モ準備ガナイノデアル、ドウスルコトモ宜イト考ヘルガドウアルト云フコトノ私ハ相談ヲ受ケタ、而シテ初メテ私ハ演説ニ出ルトキニ此考デアッタノダカラシテ大隈伯トモ會見ヲ致シテ、能クノリ、聽イア見マスルト、全ク設備ハ十分デアッタノデゴザイマス、ナカノ注意シタ設備デゴザイマス、ソレデ此船モ十分ニ設備ヲ致シマシテ發セシメタノデアル、而シテ横濱カラ此「ニュージーランド」マデ五千哩ニユージーランドカラ南極圏内ノ一番近イ「エトワード」灣マデ一千哩餘ト云フコトデ、此計畫ハ爰マデ行ヅテ此「エドワード」灣カラ極地マデ行クニ或ハ進ミ、或ハ止シテ、其往復一年ト見テ來年ノ二月ニナシテ更ニ船ブコチラカラ迎ヘニヤルト云フ計畫デゴザイマス、レバアルノデゴザイマスルガ、實際ノトコロガ今日ハ此コトニ對スル費用ト云フモノハナイノデアル、此先ドウシテモ義捐ヲ募ラナケレバナラヌノデアルガ、此義捐ヲ募ルニ付キマシテモ去年ノ水害以來容易ニ募ルコトが出來ナイ場合デアルト云フコトヲ大隈伯カラ私ハ明カニ聽イタノアリマス、明カニ聽イテ私ハ此議論ニ賛成ヲ致シタ、賛成ヲ致シタ結果が私が本問題ヲ提出スルノデゴザイマス、所ア大體此問題ノ性質ガドウデアルト云フコトヲレバアルノデゴザイマスルガ、實際ノトコロガ今日ハ此コトニ對スル費用ト云フモノハナイノデアル、此問題ニ向ツテハ無謀デアル、或ハ輕舉アリ、或ハ虛譽心カラ出タ

云フヤウナ、種々ナ非難ヲ致シマスルガ、私ハドンナ非難ヲスル人デモ此事業ニ向ツテ否認ノ出來ナイコトガ、數點アラウト考ヘル、第一ガ免ニ角歐米人ガ競ウテヤルトコロノ南極

○議長(長谷川場純孝君) 御異議ナケレバ議長指名ノ特別委員九名ニ本案ハ付託ス
ルコトニ決シマス

○議長（長谷川場純孝君） 日程第十二、初等教科書中政治、法律、經濟等ノ事項ヲ
曾用スルノ建議案ヲ審題トナシ、議案ノ明讀ハ省略致シマス（是出皆村松龍一郎君）

第十二 初等教科書中政治法律經濟等ノ事項ヲ增加スルノ

第一二 建議案（村松謹一郎君外三名提出）
初等教科書中政治、法律、經濟等ノ事項ヲ增加スルノ建議案

初等教科書中政治、法律、經濟等ノ事項ヲ增加スルノ建議
初等教科書中ニ政治、法律、經濟等ニ關スル事項ヲ增加シ以テ兒童ヲシテ政治的

智徳ヲ涵養セシムヘシ
右建讀入

○村松龜一郎君登壇
〔村松龜一郎君登壇〕
諸君、頗ル會期が切迫致シタ場合ニ此ノ如キ問題ヲ提出致シマシ

タノハ甚ダ相濟マヌノアリマスガ、實ハ疾カラ考ヘテ居リマシタガ、イロイロ調査モ致シ、又當事者トモ相圖ル等ノ手續ガアリ、若ハイロイノ差支ガオザイマシテ、ツイ今日ニ至ツタノデゴザイマス、併ナガラ私ハ重大ノ問題ト考ヘマスカラ、ヤハリ會期ハ切迫致シマントニ拘ラズ、是非今日ハ諸君ノ公平ナル御採決ヲ得タイ、斯様ニ感マシテ之ヲ提出致シマシタノデゴザイマス、本問題ノ内容ハ初等教科書中ニ政治、法律、經濟ニ關スル事項ヲ増加シ、以テ兒童ヲシテ政治的智德ヲ涵養セシムベシト云フノアリマス、至ツテ簡単ナモノニアリマスケレドモ、是ハ今日ノ文部省ノ取テ居ラレマスルトコロノ教育ノ方針ニ一ノ改革ヲサウト云フ考ガ、此中ニ籠ツテ居ルノアリマス、今日マテ文部省ノ教育ニ對スル方針ト申シマスルモノハ、彼ノ小學校ノ教科書若バ修身書即チ教師用ノ修身書其他の等ヲ通讀致シテ見マスルノニ

○村松龜一郎君 第一軍人ヲ作ルコトガ、頗ル周到綿密ニ出テ居リマス、所謂軍國

ノ民ヲ作ルト云フコトガ、頗ル周到綿密ニ出來テ居リマス、是ハ惡ルイコトデナイ、誠ニ
結構ナコトデアリマス、ソレカラ家族的親和ヲ計ルコトニ於テ又可ナリ良ク書イテアリマ
ス、是モ誠ニ結構ナコトデアリマス、ソレカラ近頃ニナリマシテ戊申詔書ノ御發布以來、
產業ノ方面ニ民心ヲ向ケ、所謂產業ノ民ヲ作ラントスルコトニ稍々力ヲ致スヤウデアリマ
ス、是ハ獨り文部省ノミナラズ、内務省其他ニ於テモ盡サレテ居ルヤウデアリマス、是又
甚ダ結構ナコトデアリマシテ、本員深クモ稱讚スルトコロノモノニアリマス、所が獨リ大ニ
缺ケテ居ル、頗ル其方針が誤ニ居ルト云フノハ、立憲政體ノ治下ニアル國民ニ政治ノ
コトヲ教ヘルコトガ、甚ダ粗アル、粗ノミナラズ私ノ見ルトコロデハ寧ロ此方面ニハ國民
ノ知識ヲ近ヅカシメナイト云フ位ノヤウニ見エルノテアリマス、是ハイロ／＼歴史ノアルコ
トデゴザイマスガ、明治政府以前ハ申スマデモナク、全ク民ヲシテ據ラシムベシ知ラシムベ
カラズト云フ方針デアッタノテアリマスガ、其後明治政府ニ至リマシテモ、ヤハリ此意味ヲ
襲踏シテ彼ノ明治七年板垣伯ノ民選議院建設ノ建議ノゴザイマシタ以來、一時政治

○松田源治君 本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレントラ望ミマス

リマスル側ニ向シテハ痛ク政論ヲ禁シテ、學生ハ申スニ及バズ、教員ノ方面ニ至リマスマ
デ、務メテ政治ノ方面カラ離隔スルコトヲ計ツタノアリマス、ソレハ明治十二三年頃ノ
政府ハ或ハ多少害ガアツカモ知リマセヌガ、其害ヲ——多少ノ害ヲ及ボシテ其反動ニ
痛ク之ヲ禁シテ、一切口ラ政治ノ方面ニ禁マセ、又是ヲ其方面ニ入レシメザルヤウニシ
タト云フコトハ、本員ノ喋々俟タナイノニアツテ、御列席諸君ノ既ニ御經驗ノアルコト、
信ジマス、其餘波アツテ、今日此教科書中ニドウ云フコトヲ此政治ノ方面ニ於テ書イ
タルカト云フト、僅ニ此尋常小學讀本ノ第十二ノ第二十四課ニ大國民ノ品格ト云
フコトガアル、其次ニハ第一十五課ニ自治ノ精神ト云フコトガアル、其次ニ第二十六課
ニ帝國議會ト云フコトガアル、是ダケアリマスケレドモ、其他見當ラヌノデゴザイマス、土
臺教育ノ方針ノ中ニ政治的ノ思想ノ涵養ヲスル考ガナクテ作ツタコロノ教科書デアルガ
故ニ、縱令多少ノ政治上ニ關スル事柄ガ多少加味シテアツテモ、教員ノヲ教授スル間
ニ一切此精神ト云フモノヲ入レテ教授スルノデナイ、單ニ申譯的ニ讀本ノ中ニ書イテア
ルガタメ、唯教授スルト云フダケニ過ギヌノデアル、此ノ如キコトハ憲法發布以前ト以後
トニ於テタント變リハナイ、即チ今日モ唯今申述ヘタ通リノコトデアル、尙甚シイコトハ或
學校ハ年々擬國會ノ如キモノヲ開イテ——是ハ小學校デアリマセ——開イテ、サウン
テ辯論ヲ練磨シ、若ハ政治上ノ知識ヲ得ヤウト云フ考デ擬國會等ヲ開イタル所が隨
分アル、民間ノ政治家モ一緒ニナシテヤルト云フ如キ例モアタノデアル、所ガ昨年文部
省ハ之ニ向シテ民間ノ政治家ト相寄シテ擬國會ナドヲ開イテハ相成ラヌ、擬國會ヲ開ク
ト云フナラバ、學校内ニ於テ開クト云フナラバ、時事問題ニ關係セザルモノヲ選ンデ其議
題トナセト云フ訓令ヲ發シタト云フコトヲ聞イテ居リマス、實際ハ存ジマセヌガ、サウ云フ
評判トナセト云フ、廣ク會議ヲ開キ、萬機公論ニ決スト云フ、有名ナル御誓文ニ
文、是ハ即チ國民ノ輿論ガ直ニ大御心トナッテ、即チ吾ミヲ統治セラル、ノデアル、此御
思想ノ發達ニ向シテ、壓迫ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、然ルニ申スマデモナク、即チ我帝國
ハ全ク此立憲國ニアツテ、吾ミハ立憲國ノ民デアル、申スマデモナク明治初年ノ御誓文ニ
ス、致シマスレバ國民ノ輿論ト云フモノガ、此議會ノ精神トナラネバナラヌト云フコトハ申
所謂萬機公論ニ決スト云フ、廣ク會議ヲ開キ、萬機公論ニ決スト云フ有名ナル御誓
文マデモナイガ、其輿論ナルモノガ、若モ薄弱ナル政治ノ思想、淺薄ナル政治ノ智能、輕
浮ナルトヨロノ政治的道徳ノ下ニ開カレマシタナラバ、如何デゴザイマセウ、決シテ此國
民ノ輿論ト云フモノヲ根據トル政治ト云フモノハ健全ニ行ハレナイト云フコトハ申スマ
デモナイコトアツテ、之ヲ健全ニ行ハシメントスルニハ、ドウシテモ國民ノ政治的ノ思想ヲシ
テ飽マデ豊富ナラシムケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアル、其能智ラシテ飽マデモ豊富ナ
ラシメヌケレバナラヌト思フノデアル、其政治的道徳ニ於テ飽マデ隆盛ナラシメヌケレバナ
ラスト思ブノデアル、然ルニ今日ノ如キ文部省ノ方針デ、僅ニ是ダケノモノヲ教科書中ニ
置イテ、而シテ教員其意ヲ受ケテ誠ニ冷淡ニ唯此處ニ書イテアルトコロダケラ生徒ニ示
スト云フコトアハ、如何ニシテ此日本ノ國民ヲシテ眞ニ立憲國民タラシメルコトガ出來マ
セウカ、私ハ嘗テ出來ナイコトデアルト信ズルノデアリマス、若シ文部省ニ於テ眞ニ立憲
國民ヲ造ラント致シマシタナラバ、澤山方法ガアルノデアル、修身ノ中ニ此政治上ノ知
識ヲ發達セシムベク之ヲ結合シ、若ハ日本ノ歴史ヲ教ヘル間ニ其歴史的結合ヲシテ之
ヲ教ヘテ、或ハ地理若ハ算術其他總テノモノニ向シテ、ヤハリ軍國ノ民ヲ造ルコトニ熱心
ナルが如ク、立憲國ノ民ヲ造ルコトニ方針ヲ定メテ、各教科書ニ之ヲ綴リ、各教員ヲシ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
副議長(肥塚龍君) 然ラバ其通り致シマス、日程第十三、國設模範製絲所創設
關スル建議案ヲ議題ト致シマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス——提出者森國造君
國設模範製絲所創設ニ關スル建議案

○森國造君 議題ニナシテ居リマストコロノ此國設模範製絲所ニ關シマスル建議案ヲ
簡單ニ説明致シマス、曩ニ本期議會ニ於キマシテ蠶絲業法案が議決ニナリマシテゴザイ
マスガ、彼ノ蠶絲業法案ハ全ク此蠶種ト蠶病豫防ニ關シマシテノ取締ダケヲ規定致シ
タノデゴザイマシテ、此製絲業ノ方面ニ對シマシテハ更ニ何等規定がゴザイマセバ、而シテ
此當時我國ノ養蠶業ハドウ云フ有様アルカト申シマスニ、實ニ非常ナル進歩ヲ致シテ
居ルノテゴザイマス、之ニ對シマシテ勿論中央ニハ蠶業講習所モゴザイマスシ、地方ニ於
キマシテハソレト、養蠶學校等ノ設がゴザイマシテ、凡ソ漸次我國デハ此養蠶業ノ教育ニ關
シマシテハ、百何十箇所ノ教育機關が備テ居ルヤウナ次第デ、隨分國家ト致シマシテハ
養蠶業ノ方面ニ非常ニ力ヲ盡サレラアルノデゴザイマス、ソレテ養蠶業ノ教育ヲ各國ト
對照シマスト云フト、先づ本邦ガ世界デ一番盛シアルヤウデゴザイマス、斯様ナ一方養
蠶業ニ對シマシテ種々ノ設備アリマスノニ拘ラズ、此製絲業ニ對シマシテハ現時殆ド何
等ノ設備がナイノデゴザイマス、即チ此製絲業ニ對シマシテハ、自然ニ放任致シマシテ更
ニ顧ミテナイノデゴザイマス、畢竟製絲業ハ養蠶業ニ對シマシテドナラガ容易イノデアルカ、
私ノ信ジャストコロデハ無論養蠶業ヨリハ製絲業ノ方が非常ニ困難デゴザイマス、所謂
製絲業者ハ生絲ヲ製シマスト云フ所謂工業上ノ位置ト、又生絲ヲ問屋ラ介シマシテ外

國人ヲ相手ト致シマシテ、之ヲ販賣シナケレバナラヌ、即チ賣却上三付キマシテ幾多ノ困難ガアルノデゴザイマス、斯様ナ次第デゴザイマスカラ、此製絲業家ハ隨分此資本トソレードノ知識トヲ要スル點於テハ、遙ニ養蠶業ヨリハズト因難ナモノデアルト、私ハ確信致スモノデゴザイマス、ソンナヤウナ次第デゴザイマスカラ、本邦ハ甚ダ此製絲業ノ方ニ對シマシテハ、殆ド自然放任デハゴザイマスガ、佛蘭西ノ國ノ如キハ非常ニ養蠶等ヨリハ製絲業ノ方面ニ對シマシテ非常ニ保護獎勵ヲ厚ク致シテ居ルノデゴザイマス、且本邦ノ此生絲ハドンナ狀況デアルカト申シマスニ、此佛蘭西ノ絲ニ對シマシテ、非常ニ劣等デアルノミデゴザイマセヌ、又伊太利ノ絲ニ對シマシテモ、今日非常ニ劣シテ居ルノデゴザイマス、又隣邦ノ支那上海ノ生絲等ニ對シマシテモ非常ニ我が本邦ノ生絲ノ方ノ價格が廉ウゴザイマシテ、殆ド其比較ニナラヌノデゴザイマス、何故ニ斯様ニ廉イカ、何故ニ劣等デアルカハ、要スルニ製絲所ニ於キマシテノ技術ト云フモノが甚ダ拙劣デアルカトデゴザイマス、又日本が損失シテ居ルカト云フコトヲ私ハ概算致シテ見マスルノ、現時約一千三百万圓位ハ技術ノ拙イガタメニ我邦ハ損失致シテ居ルノデアリマス、要スルニ此九貫目一箇ニマセヌガ、凡ソ此損失ヲ普通ニ見積リマシテ——格段廉ク賣ッテ居ル結果、ドノ位ヅ、日本が損失シテ居ルカト云フコトヲ私ハ概算致シテ見マスルノ、現時約一千三百万圓製絲技術ノ甚ダ幼稚ナルガタメニ此賣却上ニ於キマシテ常ニ外國人ニ廉ク賣却セネバナリマセヌガ、如何ナルモノデゴザイマセウ、若シ之ヲ構ハ對シテ約五十圓程確ニ廉イノデゴザイマス、現時本邦ノ輸出ノ高ハ二十六万箇デゴザイマスルカラ、一箇五十圓ヅ、ト致シマスレバ、通計一千三百万圓ノ損トナル次第デゴザイマスル、斯様ナ狀況デゴザイマスルカラ國家ハ此製絲業家ノ有様ヲ傍観シテ居リマシテ構ハスト云フコトが出來ルデゴザイマセウ、若シ之ヲ構ハスト云フノデゴザイマシナラバ、所謂殖產興業ト云フモノニ向ダテ甚ダ不親切ナルモノト思ヒマス、又國富ノ減損ヲ一向ニ顧慮シナイト云フモノデゴザイマスル、私ノ此國設模範製絲場ヲ建議致シマシタ趣意ハ、所謂此一大缺點ヲ補ハウト思フガタメデゴザイマス、私ハ是ヨリ此統計上ト海外ノ市況トヲ簡單ニ陳述致サウト思ヒマス、此本邦ノ生絲輸出ハ明治四十一年度ハ丁度二十萬四千八百三十箇デゴザイマシテ、此代金一億八百六十一萬圓餘デゴザイマス、四十一年度ニ於キマシテハ二十三萬七千餘箇デ此代金ハ一億二千四百二十四萬圓餘、四十三年年度ハ二十六萬三千餘箇デ、此代金一億三千八十三萬圓餘デアリマス、所謂其有様ハ駿タシテ增加シテ居リマシテ、將ニ此近キ將來ニハ二億三達スルト云フヤウナ見込ハ先以アーレナイコトアラウト私ハ信ジマスル、併シ此統計ハ成程金額ハ漸次増加ノ一方デゴザイマスルガ、貨物此生絲其モノハドウアルカト云フニ、更ニ進歩發達致シテ居ラヌノデゴザイマス、殊ニ伊佛及上海ノ機械生絲ナドト對照スルトキハ、大ニ遺憾ノ念が浮ブノデゴザイマス、試ニ此海外ノ市況即チ四十二年八月ノ伊太利「ミラン」市場ノ相場ヲ見マスルニ、伊太利生絲優等飛切ハ九貫目一箇ニ對シテ七百七圓ノ相場デゴザイマシテ、本邦ノ細飛切優等ハ六百二十八ドウアルカト云フニ、更ニ進歩發達致シテ居ラヌノデゴザイマス、故ニ此減差ハ九貫目一箇ニ對シマシテ丁度七十八圓トナルノデゴザイマス、但是ハ本邦絲ヨリ七十八圓一箇ニ付テ高イト云フノハ、所謂伊太利ノ金黃種ヲ以テ製シマシタ生絲アリマス、又伊太利デハ本邦同様白蘭毛澤山養蠶致シマスガ、此白蘭ヲ以テ原料トシテ作リマシタ生絲モ伊太利ノドレ程カト云フト、ヤハリ圓デアリマス、故ニ此減差ハ九貫目一箇ニ對シマシテ丁度七十八圓トナルノデゴザイマス、但是ハ本邦絲ヨリ七十八圓一箇ニ付テ高イト云フノハ、所謂伊太利ノ金黃種ヲ以テ製シマシタ生絲アリマスガ、ソレデ挽上ゲタ本

邦ノ優等絲ガ六百二十八圓ニシカナリマセヌ、一方伊太利ノ白蘭ヲ以テ製絲致シマシタ機械絲ハ六百七十四圓、本邦テソレト同種類ノモノモ六百二十八圓ニシカナラヌノデアリマス、是亦ヤハリ比較上ニ於テ同種類ノ蘭デアルニモ拘ラズ、四十六圓餘ノ減差がアルノデアリマス、又更ニ支那上海ノ優等製絲ニ付テ比較ヲ致シテ見マスルニ、日本ノ絲ノ飛切ガ六百二十八圓ア、上海ノ機械製絲ノ方が七百七圓デアリマスカラ、是亦ノデゴザイマス、現在ノ使用ハ日本ノ絲ハ主ニ緯絲ニ用井ラレテ居ルノデゴザイマス、勿製絲技術ノ甚ダ幼稚ナルガタメニ此賣却上ニ於キマシテ常ニ外國人ニ廉ク賣却セネバナリノデゴザイマス、此品質が惡ルイガタメニハ羅歐巴ニ於キマシテハ殆ド此經絲ニ用井マセヌノデゴザイマス、現前ノ使用ハ日本ノ絲ハ主ニ緯絲ニ用井ラレテ居ルノデゴザイマス、勿論此以前ハ「簡單々々」ト呼フ者アリ)經絲ニ用井ラレテ居リマシタガ、近年生絲ノ需用者即チ機業家ト云フモノガ、大ニ從前トハ其趣ヲ異ニシテ居リマシテ、此機業家ノ機ト云フモノハドウカト申シマスルト、工費ヲ節減スルガタメニ、從前ノ手織ノ機ト云フモノハ段々廢シマシテ、當今デハ主ニ此蒸氣力ニ依ルトコロノ機械ノ機ヲ用井ルコトニナクタノデアリマス、此蒸氣力ノ機械ノ機ハ非常ニ此手織機ヨリハ運轉が迅速デアルガタメニ、絲質ノ優等ナモノデナケレバ、經絲ニ使用スルコトが出來ヌノデゴザイマス、若モ此品質が惡ウゴザイマシテ、本邦ノヤウナ絲ヲ以テ經絲ト致シマスルト非常ニ切斷が多い、此切斷ノ多イトキニハ非常ニ勞力ト時間トヲ徒費スルガタメニ、機業家ハ勿論經絲ニハ使用セヌノデゴザイマス、儲テ斯様ナ現況デゴザイマスルノミナラズ、此織物業ト云フモノハ時々變遷ガゴザイマシテ、時々流行が異シテ參ルノデゴザイマスル、要スルニ斯様ナ機業界ニ於テ變遷ガアルノデゴザイマスカラ、一本ノ絲即チ生絲ヲ撚ルコトヲ致シマセヌ、其儘一本デ經絲ニ使フト云フヤウナコトガ、當時流行シテ參シテ居ルノデアリマスカラ、尙絲トシテハ非常ニ優等ナ絲ヲ以テスルヤウニナシテ來タ、ソレカラ一本ノ生絲デモ多少撚ラ抽ヶマシテ絲ノ經ニ用井ルコトモアリマスガ、要スルニ斯様ナ機業界ニ於テ變遷ガアルノデゴザイマスカラ、益々絲致シテハ經ニ用井ルノハ非常ニ結構ナモノデナケレバ使用スルコトが出來ヌト云フヤウナ風ニナシテ參リマシテ、斯様ナ次第デアル、伊太利ト佛蘭西ノ優等品ハ益々勉強ヲスルタメニ價格ハ益々高クナルノデアリマス(モウヨシテ吳レト呼フ者アリ)モウ少タデアリマスガ、モウ少タデアリマス、即チ伊太利、佛蘭西ハ金黃種ヲ以テ主ニ原料ト致シテ居ル、我國ハドノデゴザイマス、即チ伊太利、佛蘭西ハ金黃種ヲ以テ主ニ原料ト致シテ居ル、其原因ハ大ニ研究シナケレバナラヌノデゴザイマス、此惡ルイト申スカト云ヘバ、其原因ハ大ニ研究シナケレバナラヌノデゴザイマス、此惡ルイト申スカト云ヘバ、其原因ハ大ニ研究シナケレバナラヌノデゴザイマス、此惡ルイトウカト申シマスルト、ヤハリ總アガ白キ蘭デゴザイマシテ、大ニ原料が違ツテ居ルト云フコトガ一つノ原因デアリマス、又モウ一つノ大原因ハ本邦ノ機械ガ生絲ヲ製シマスル機械ガ非常ニ伊佛ニ對シマスルト惡ルイノデアリマス、一方堅牢精巧ヲ極メテ居ル機械デアルノニ、本邦ノハ非常ニ粗末ナモノバカリデアリマス、是ガ一大原因ヲ爲シテ居ルモノト私ハ確信シテ居ルノデゴザイマス、其故ニ優等ノ製絲ヲシテ居リナガラ、工女一人ノ絲ノ量ト云フシテ申上ゲヤウト思ヒマスガ「伊佛ハ主ニ四口取ヲ以テ——四口取以上七口取デゴザイマスノミナラズ、附屬銅ト云フモノガゴザイマシテ、表蘭ヲ分業ト致シタリ絲繼ギモ亦分業トシテ居リマスノデ、工女ハ間断ナク其絲ヲ取テ始終一定ノ動作ヲ以テ絲ヲ取シテ居ルノデアリマス、其故ニ優等ノ製絲ヲシテ居リナガラ、工女一人ノ絲ノ量ト云フモノガ、平均八九十匁乃至ハ百匁ニ達シマスル、是ニ反シマシテ我國ノ機械ハドウデア

ルカト申シマスト、通例一口取アリマス、又糸蘭絲ノ織ギモ、凡テ工女一人が絲ヲ取リナガラ致スノアリマスカラ、其加減デ切斷ノ多イ惡ルイ絲ヲ取リナガラ、一方百匁マデモ取ルト云フノニ、本邦ハ漸クニシテ五六十匁ニ過ギナインデゴザイマス（「簡單々々」ト呼フ者アリ）想フニ伊佛ハドウ云フ譯アルカト云ヘバ「今ヤウナ機械ノ作用ハドウ云フモノアルカト云フコトモ附加ヘテ申上ダトイ思ヒマスガ、絲ノ廻轉杵ト云フモノガ、詰リ佛蘭西ハ徐々ト靜デアリマス、一方ハ六口、七口取テ居ルノニ、本邦ハ通例一口アル、ソレ故ニ絲杵ノ廻轉ト云フモノが甚ダ迅速デアリマス、迅速デアルガタメニ又工女ガ總テ分業ニナシテ居リマセヌカラ、起居動作ト云フモノが誠ニ一定致シマセヌ、ソレニ凡テ結果ト致シマシテ、「ムラ」チ絲ヲ製スルコトニナルト信ズルノアリマス、斯様ナ次第デ是ハ主ニ五箇年以前ニ研究調査致シタモノヲ基礎ト致シテ申上ゲタ次第デアリマス、佛蘭西ハ一昨年ノ六月ニ特別ナ製絲業保護獎勵金ノ法律ヲ發布致シマシテ、此法律ハ日本ノ十六貫目ニ對シマシテ我邦貨物百五十一圓三十錢ノ獎勵金ヲ出シテ居リマス、殆ド日本ノ製絲業ノ費用ノ全般ニ當ル程ノ獎勵金ヲ佛蘭西ハ出シテ居リマス、而モ其獎勵金ヲ出ス法律ノ趣意ニ斯様ナ理由ヲ明記サレテアリマス、今後二十年此法律ヲ繼續シテ用井ル所以ノモノハ、製絲業ト云フモノハ凡テ精巧ナル機械ノ据付ニ格段ナル費用ヲ要スルノアル、此費用ト云フモノハ十數年ヲ經過シナケレバ回収スルコトが出來ヌカラ、イヤデモ二十年ノ間ハ此獎勵ヲ繼續シテ置カナケレバナラヌト云フヤウナ理由ヲ明カニシテ居ルノアリマス、斯ウ云フ様ナ譯テ既ニ五箇年前ノ比較デスラ大ニ本邦ヨリ優シテ居ルニモ拘ラズ、一昨年斯様ナ獎勵ヲヨリ厚ク致シテ居ルノアリマスカラ、佛蘭西ハ益此機械が精巧ニナシテ生絲ハ益優等ニナルト云コトハ誠ニ見易キ道理デアリマス、所テ本邦ハドウカト申シマスルト、殆ド長夜ノ夢が覺メナイト云フ譯テ、舊態ヲ保守シテ、更ニ改良ヲ致シテ居ラヌノアリマス、要スルニ本邦ノ生絲ハ現在ハ甚ダ伊佛ニ劣シテ居ル、又上海ニ比較シテモ劣シテ居ル、非常ニ劣等ナ絲ニアリ、而モ本邦ノ製絲家ハス様ナ絲ヲ挽イテ居ルガタニ、今ハ誠ニ實業家一般が困厄ノ地位ニ陥シテ居ルノデアリマス、所ガ此製絲業家が衰ヘテ參リマシタラバ、自然ノ結果トシテ養蠶業ニ及ブト云フ譯デアリマスカラ、此間國家ト致シマシテハ製絲業家ニ向シテ十分獎勵發達ヲサセルヤウナ方法ヲ講ジナケレバナラス、即チ是ガ國設模範製絲所ヲ建設シタス、即チ是ガ國設模範製絲所ヲ作リマシテ、サウシテ伊佛ヨリ完全ナ機械ヲ取寄セマシテ、サウシテ十分進歩セルトコロノ製絲方ヲ模範製絲所ヲ取テ見セマシテ、本邦ノ製絲業家ガ是ニ則シテ是ニ倣フベキトコロノ範示シタナラバ、將來益此改良スベキ方法ヲ明カニ當業者が知ルノアリマスルカラ、此場合ハ是非共模範ノ製絲所ヲ造リマシテ、一大改良ヲ當業者ニ促シタイト私ハ思フノアゴザイマスル（拍手起ル）當局ニ對シマシテモス様ナル次第デゴザイマスカラ、私ノ或ハ調查ノ疎漏ノナイ限リモゴザイマセヌカラ、十分此製絲業ノ實況ヲ御調査ニナリマシテ是非此模範製絲所ノ必要ナルコトヲ十分御調査クダザイマシタナラバ、早速御設備アランコトヲ希望致ス次第デゴザイマス、本案ハドウゴ委員會ニ於テ御審議アランコトヲ切望致シマス

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託ト云フコトニ御異議ハゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

モノアルカト云フコトモ附加ヘテ申上ダトイ思ヒマスガ、絲ノ廻轉杵ト云フモノガ、詰リ佛蘭西ハ徐々ト靜デアリマス、一方ハ六口、七口取テ居ルノニ、本邦ハ通例一口アル、ソレ故ニ絲杵ノ廻轉ト云フモノが甚ダ迅速デアリマス、迅速デアルガタメニ又工女ガ總テ分業ニナシテ居リマセヌカラ、起居動作ト云フモノが誠ニ一定致シマセヌ、ソレニ凡テ結果ト致シマシテ、「ムラ」チ絲ヲ製スルコトニナルト信ズルノアリマス、斯様ナ次第デ是ハ主ニ五箇年以前ニ研究調査致シタモノヲ基礎ト致シテ申上ゲタ次第デアリマス、佛蘭西ハ一昨年ノ六月ニ特別ナ製絲業保護獎勵金ノ法律ヲ發布致シマシテ、此法律ハ日本ノ十六貫目ニ對シマシテ我邦貨物百五十一圓三十錢ノ獎勵金ヲ出シテ居リマス、殆ド日本ノ製絲業ノ費用ノ全般ニ當ル程ノ獎勵金ヲ佛蘭西ハ出シテ居リマス、而モ其獎勵金ヲ出ス法律ノ趣意ニ斯様ナ理由ヲ明記サレテアリマス、今後二十年此法律ヲ繼續シテ用井ル所以ノモノハ、製絲業ト云フモノハ凡テ精巧ナル機械ノ据付ニ格段ナル費用ヲ要スルノアル、此費用ト云フモノハ十數年ヲ經過シナケレバ回収スルコトが出來ヌカラ、イヤデモ二十年ノ間ハ此獎勵ヲ繼續シテ置カナケレバナラヌト云フヤウナ理由ヲ明カニシテ居ルノアリマス、斯ウ云フ様ナ譯テ既ニ五箇年前ノ比較デスラ大ニ本邦ヨリ優シテ居ルニモ拘ラズ、一昨年斯様ナ獎勵ヲヨリ厚ク致シテ居ルノアリマスカラ、佛蘭西ハ益此機械が精巧ニナシテ生絲ハ益優等ニナルト云コトハ誠ニ見易キ道理デアリマス、所テ本邦ハドウカト申シマスルト、殆ド長夜ノ夢が覺メナイト云フ譯テ、舊態ヲ保守シテ、更ニ改良ヲ致シテ居ラヌノアリマス、要スルニ本邦ノ生絲ハ現在ハ甚ダ伊佛ニ劣シテ居ル、又上海ニ比較シテモ劣シテ居ル、非常ニ劣等ナ絲ニアリ、而モ本邦ノ製絲家ハス様ナ絲ヲ挽イテ居ルガタニ、今ハ誠ニ實業家一般が困厄ノ地位ニ陥シテ居ルノデアリマス、所ガ此製絲業家が衰ヘテ參リマシタラバ、自然ノ結果トシテ養蠶業ニ及ブト云フ譯デアリマスカラ、此間國家ト致シマシテハ製絲業家ニ向シテ十分獎勵發達ヲサセルヤウナ方法ヲ講ジナケレバナラス、即チ是ガ國設模範製絲所ヲ建設シタス、即チ是ガ國設模範製絲所ヲ作リマシテ、サウシテ伊佛ヨリ完全ナ機械ヲ取寄セマシテ、サウシテ十分進歩セルトコロノ製絲方ヲ模範製絲所ヲ取テ見セマシテ、本邦ノ製絲業家ガ是ニ則シテ是ニ倣フベキトコロノ範示シタナラバ、將來益此改良スベキ方法ヲ明カニ當業者が知ルノアリマスルカラ、此場合ハ是非共模範ノ製絲所ヲ造リマシテ、一大改良ヲ當業者ニ促シタイト私ハ思フノアゴザイマスル（拍手起ル）當局ニ對シマシテモス様ナル次第デゴザイマスカラ、私ノ或ハ調查ノ疎漏ノナイ限リモゴザイマセヌカラ、十分此製絲業ノ實況ヲ御調査ニナリマシテ是非此模範製絲所ノ必要ナルコトヲ十分御調査クダザイマシタナラバ、早速御設備アランコトヲ希望致ス次第デゴザイマス、本案ハドウゴ委員會ニ於テ御審議アランコトヲ切望致シマス

○副議長（肥塚龍君）然ラバ左様致シマス——日程第十四、常設美術展覽會設置ニ關スル建議案

常設美術展覽會設置ニ關スル建議案

第二十六回議會ニ於テ衆議院ハ我ガ帝國美術ノ發展顯揚ヲ期スルノ目的ヲ以テ常設美術展覽會設立ヲ建議セリ然ルニ政府ハ之ニ關シテ未タ何等計畫スル所アルヲ見ス蓋展覽會設立ニ緊要事タルコトハ爰ニ改メテ陳辯スルヲ要セス特ニ近ク明治五十年ニ開設セラルヘキ大博覽會ニ對シ之ニ資スル所ノモノ決シテ尠少ナラスト認ム依リテ政府ハ速ニ該建議ノ主旨ヲ實行セラレムコトヲ望ム

右建議ス
第十四 常設美術展覽會設置ニ關スル建議案（竹内正志君外
一名提出）

〔淺羽靖君登壇〕

〔「簡單ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ〕

○淺羽靖君 簡單ニヤリマス（笑聲起ル）本案ニ付キマシテハ諸君モ御承知ノ如ク歎年來年々各派ノ諸君ヨリ一致ヲ以チマシテ、請願ハ通過ヲ致シ、又昨年ニ於キマシテハ尾崎先生、福井先生、其他各派ノ御賛成ヲ得マシテ、此衆議院ニハ建議案が通過致シマシタ問題デゴザイマスカラ、本年ハ尾崎サンニ竹内提出議員ヨリ御話致シマシタガ、御都合上少シ御提出ニ相成兼ネマスルノデ、已ムヲ得ズ出シマシタ次第デゴザイマス、僅ハカリ此趣意ヲ申上ケマス（「謹聽々々」ト呼フ者アリ）御承知ノ如ク我國ノ美術ハ日本國粹ノニテゴザリマシテ、歐米列國ノ美術ヲ以テ鳴ルコトハ固ヨリ論ヲ俟タルコトアリマスガ、然ルニ我國ニ於テハ之ニ向シテ獎勵ノ方法ガ歐米列強ノ如ク行屆イテ居ルヤ否ヤ、之ヲ顧ミマスルト御承知置カレマスル通り歐米デハ國トシテ、又其市トシテ、或ハ富豪トシテ美術ニ極力力ヲ盡シ、美術館ヲ設立シテ美術家ニ裨益スルノミナラズ、工藝上ニ利益ヲ與ヘ、是ガタメニ生産ノ發達ト云フモノハ多大ナルコトハ御承知ノ通り、又常設展覽會場ヲ設ケテサウシテ獎勵ヲ致シテ居ル、然ルニ遺憾千萬ナルコトハ我國ニ於キマシテハ如何デゴザリマセウカ、僅々一箇年ニ一万圓ノ獎勵費ヲ國庫ヨリ支出シテ、サウシテ美術公設展覽會ヲ設ケテ獎勵ヲ致サレテ居リマスガ、此金額ハ暫ク論ゼザルモ、其公設美術公設展覽會ヲ開クトコロノ場所ハ如何デゴザリマスカ、不潔言フカラザルトコロノ場所ニ於テアラ公設展覽會場トシテヤニテ居ルデハゴザイマセヌカ、之ヲ譬ヘテ見マスレハ恰モ絶世ノ美人ニ破レタル衣ヲ著セテ、公人稠座ノ中ニ引出セヤウナ有様デハゴザイマセヌカラニテ、要スルニ此公設美術展覽會場が國家ノ力ヲ以テ設立セラレントヲ希望スルノデ（ヒヤノクト）呼フ者アリ）美術界ノタメニ慨嘆セザルヲ得ヌ次第デゴザイマス、故ニ本案ヲ提出致シマシタ次第デ、昨年ハ幸ニシテ諸君ノ御同情ニ依シテ即決ニナリマシタ次第デアリマス、私ノ望ミマストコロハ此案ノ成ルト否決サレルノト左様ナコトヲ望ム本意テハナインデ、要スルニ此公設美術展覽會場が國家ノ力ヲ以テ設立セラレントヲ希望スルノデゴザリマスカラ、此案ノ成敗ハ姑ク措イテ、滿場ノ諸君ノ御盡力ニ依フテ、政府が此讀ヲ容レ实行セラル、ヤウニ相成ランコトヲ希望スルノガ趣意デゴザリマス、宜シク願ヒマス（拍手起ル）

○松田源治君 淺羽君ノ御演說モアリマシタガ、尙調査ヲ要スルコトガアリマスカラ、本案ハ十一ト同「ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○副議長(肥塚龍君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ日程第十一ト同一委員ニ付託スルコトニ致シマス
日程第十五、郡域變更ニ關スル建議案ヲ問題ト致シマシテ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、塚田啓太郎君

第十五 郡域變更ニ關スル建議案(塚田啓太郎君提出)

郡域變更ニ關スル建議案
郡域變更ニ關スル建議案

現在ノ郡域ハ全國各地ニ亘リテ變更ヲ要スルモノ少カラス政府ハ速ニ精密ノ審査ヲ遂ケ其ノ法案ヲ帝國議會ニ提出セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○塚田啓太郎君 諸君、本案ハ幸ニ委員付託ニナリマスレバ、委員會ニ於テ詳細ノ説明ヲ致ス考ニアリマス、簡単ニ提出ノ理由ヲ述ベマス(「登壇々々」「登壇ニ及バズ」トスルト云フ)法案モ出テ居リマシテ、本員等ハ之ニ賛成ヲ表シタモノニアリマスガ、此ノ如キ箇所ハ全國ニ涉リマシテ澤山アルト信シテ居リマス、諸君モ御承知ノ通り第九帝國議會ニ於キマシテ、彼國ノ獨立經營ヲ強固ニスルタメ大阪府外三十一縣ノ郡廢置分合ヲ致シマシタガ、本員ノ提出致シマシタコロノ此建議案ハ左様ナ大改革ニアラズシテ、郡ノ行政上ノ便利、經濟上ノ節約ヲスルタメニ郡域ヲ變更致スノニアリマス、年々此帝國議會ニ郡域變更ノ請願が各地方ヨリ出テ來ルノハ是ハ眞ニ必要ノアルタメアリマス、河川ノ側ヤナニカニナリマスルト、川ヲ隔テ、居ツテ同郡ノ方トハ更ニ關係ナクシテ他郡ノ方ト最モ關係ノ深イ處ガ澤山アリマス、今同郡ノ郡役所ニ行クト致シマスルノニハ三里モ五里モアリマスルケレドモ、他郡ノ郡役所ニ行クトハ僅カ十町カ十五町、或ハ二十町位テ交通ノ出來ルトコロガアリマス、此ノ如キ處ハ澤山アルノゴザイマスカラ、之ヲ十分ニ政府ニ於テハ調査シテ地方ノ人民ノ便利ノタメ、地方經濟ノ節約ノタメニ郡域ヲ變更ヲ行ヒタトイノガ、此提出ノ趣意ニアリマス(「モウ宜イ」ト呼フ者アリ)ドウカ此趣意ヲ逃ゲテ、諸君ノ御贊成ヲ希望シマス

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス
○副議長(肥塚龍君) 松田君ノ說ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト聲起ル)

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス、日程第十六、高等工業學校設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者鷲田土三郎君

第十六 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷲田土三郎君提出)

高等工業學校設置ニ關スル建議案

現世紀ハ工業時代ナリ獨逸ノ如キ最力ヲ斯業ニ致シ以テ國運ノ勃興ヲ期セリ我カ帝國工業ノ發展ハ目下最要急務ニ屬ス福井縣ハ織物製紙等ヲ以テ世ニ著ハル加木工漆器等ノ名手鉢匠古來輩出シ其ノ遺風今猶熾盛ナリ殊ニ羽二重ハ海外ニ輸出スル年額二千萬圓以上ニ達シタル大工業地ナリ然ルニ惜ムヘシ其ノ所

產悉ク白地ノ半製品ニシテ外國へ輸出ノ後染捺其ノ工ヲ加ヘラルナリ苟モ工業ノ進歩貿易ノ發達ヲ謀ラムト欲セハ福井縣ノ如キ工業ノ素養アル土地ニ於テ高等國立ノ高等工業學校ヲ設置セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○鷲田土三郎君 嘗席ヨリ申上ゲマス、本案ハ高等工業學校ヲ福井縣ニ設置セラレムコトヲ希望スル建議ニアリマス、尙其詳細ナル理由ハ幸ニ諸君ノ御贊成ヲ得マシテ、委員付託ニナリマシタ場合ニハ、委員會ニ於テ申上ゲタイト存シマス(拍手起ル)

○松田源治君 本案ハ日程第十二ト同一ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

○副議長(肥塚龍君) 松田君ノ提議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ日程第十二ト同一ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス、日程第十七、私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案、提出者戸水寛人君

第十七 私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案(戸水寛人君外一名提出)

私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案(戸水寛人君外一名提出)

私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案(戸水寛人君外一名提出)

私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案(戸水寛人君外一名提出)

一官營鐵道カ私設ノ交通機關ニ對シ競爭ヲ試ミ壓迫ヲ加フルハ直接ニハ斯業ヲ害シ間接ニハ一般資本家ヲシテ危惧ノ念ヲ懷カシメ延テ民業ニ投資ノ途ヲ杜絶シ經濟ノ發展ヲ阻碍スルノ虞少カラス政府ハ宜シク此ノ弊ヲ除去スルコトニ努ムヘシ

一私設交通機關ニ對スル行政監督ハ繁文縟禮ノ弊甚シキモノアリ此ノ如キハ行政事務ヲ敏活ニスルノ趣旨ト全然相反スルノミナラス當業者其ノ他出願者ヲシテ不便ヲ蒙ラシムコト妙少ナラス延テ交通機關ノ改良及速成ヲ阻碍スルノ虞アリ政府ハ此ノ弊ヲ除去スルコトニ努ムヘシ

右建議ス

(法學博士戸水寛人君登壇)

○法學博士戸水寛人君 諸君、私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案

一會期切迫ノ折柄簡短ニ申上ゲマス、官營鐵道ガ私設交通機關ニ對シテ時ニハ

壓迫ヲ加ヘテ居ルト云フコトヲ本員ハ聞イテ居リマス、例ヘハ同シ場所ニ旅客及貨物ヲ運送スル場合ニ官營鐵道ハ私設ノ交通機關ト競争ヲスルト云フノハ已ムヲ得ナイコトカ

モ知レマセヌガ、其競爭ヲスルニ付テハ官吏が時ニ不都合ナ行爲ヲ敢テスルノデゴザイマ

ス、例ヘバ或時期或場合ニ賃錢ヲ引下ケルト云フコトガアル、其割引ヲスルト云フコトガアル、官ノ方ハ賃錢ヲ引下ケテ置イテ、私設ノ交通機關ノ方カラ同ク割引ヲシヤウ

トシマスルト、其割引ハ一切許可シナイト云フ譯デアル、自分ノダケハ下ケテ置イテ、サウ

シテ私設ノモノニ對シテ割引ヲ承諾シナイ、カウ云フコトシテ競争ヲ試ミルト云フコトガ

ゴザイマス、又私設交通機關ノ監督ニ付テ、モウ一ツ申スベキコトガアルノテアッテ、行政監督ガ甚ダ複雜デアル、繁文縟禮ヲ極メテ居ルノゴザイマス、例ヘバ車輪ノ検査ヲスルニ

付テハ、一ツノ役所ヲ検査シテ居ル、ソレヲ運轉スルノハ又他ノ所デ調査スルト云フヤウナ譯デ、極メテ複雑デアルノデス、今後ハ監督ヲスルニ付テハ極メテ單簡ナリ方ヲシテ欲シト云フノデゴザイマス、尙委員會ニ於テ問題ニナルナラバ、委員ノ人ト政府トノ間ニハ多少ノ問答ガアラウト思フノデゴザイマスガ、サウ云フノデゴザイマスカラ、委員付託ニ願ヒタノモゴザイマス

〔賛成「ト呼フ者アリ」〕

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(肥塚龍君) 御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○副議長(肥塚龍君) 然ラハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス、日程第十八、產業組合監督機關設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、西谷金藏君提出

○副議長(肥塚龍君) 産業組合監督機關設置ニ關スル建議案(西谷金藏君提出)

○副議長(肥塚龍君) 産業組合監督機關設置ニ關スル建議案(山根正次君提出)

○副議長(肥塚龍君) 産業組合監督機關設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、西谷金藏君專任者ヲ定メ其ノ目的ヲ達スヘシ
右建議ス

〔西谷金藏君登壇〕

○西谷金藏君 極ク短ウ言ヒマス、私が此場合ニ建議ヲ致シマスルノハ、産業組合監督機關設置ニ關スル建議案ヲゴザイマス、産業組合ハ近來俄ニ其數ガ殖エテ、參リマシテ、今日ノトコロデハ約八千ニ達シテ居ルト思ヒマス、尙最近ノ狀況ヲ調べテ見マスレバ一箇月ニ少クモ百、多クハ百五十位增加シツ、アルト思ヒマス、我産業界ノ發展ノタメニハ頗ル祝ベキコトデゴザイマス、而シテ是等ノ組合ヲ健全ニ發達セシメント欲スレバ、其指導、監督、取締等ニ最モ注意ヲ要スルコトデアラウト考ヘマス、政府ハ頻リニ各種組合ノ設立ニ向ツテ注意獎勵ヲセラレルノデアル、所デ其組合ニ對スル取締ハ之ニ或ハ伴ニアリト考ヘマス、産業組合法ノ第五十九條、第六十條等ニハ其方法ハ規定シテゴザイマスルガ、實地ニ就テ見マスレバ此法ハ實際ニ適用セラレテ居ナイノアル、所デ此産業組合員ノ多數ハ地方ニ在ルコロノ中農、小農ニシテ極メテ程度ノ低イ人デアル、組合長ノ何レモ爲スガ儘ニ任シテアルノデ、組合長ガ敢テ惡事ヲ爲ストハ申サヌノデアル、然レドモ之ヲ若シ自然ニ放任シテ置クトキハ、近キ將來ニ於テ如何ナル間違が生ズルカモ知レヌ、或ハ種々ナル罪人ヲ出スコトガアルカモ知レナイ、或ハ又ソレガタメニ産業ノ發達ヲ害スルコトガアルカモ知レナイ、右ノ次第ゴザイマスルガ故ニ、政府ハ此際審議ノ上御賛成ヲ得マシタラ仕合セニ存シマス

○松田源治君 本案ハ産業組合法ニ指導、監督、取締ノ機關ヲ設置シヤウト云フ、至テ簡單ナル案ヲゴザイマシテ、西谷君ノ説明ニ依ツテ其要旨モ盡キテ居ルト思ヒマスカラ、委員付託ニ至ラズシテ直ニ即決可決アランコトヲ希望致シマス

〔賛成「ト呼フ者アリ」〕

○副議長(肥塚龍君) 松田君ノ說ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕
○副議長(肥塚龍君) 然ラハ確定ト致シマス、次ハ日程第十九、官立精神病院設置ニ關スル建議案(山根正次君提出)

第十九 官立精神病院設置ニ關スル建議案(山根正次君提出)

官立精神病院設置ニ關スル建議案

我カ同胞中五百分の一則子十數萬人ノ精神病者アルコト統計ノ示ス所ニ依リテ明ナリ而シテ是等精神病者ハ生存競争ノ劇甚ナルニ從ヒ一層其ノ數ヲ多カラシムハ歎スヘキノ現象ナリトス蓋精神病者ハ其ノ境遇ニ於テ最懸ムキモノアルノミナラス病勢比較的長期ニ涉リ且公安ヲモ害スベキ危險ナル症狀アルカ故ニ之ヲ一定ノ場所ニ收容加療セシムハ極メテ緊急ナル要務トス現ニ歐米各國ニ於テハ國家又ハ公共團體ニ於テ之カ救濟保護ノ設備アリ我カ帝國ハ已ニ精神病監護法アリト雖之ニ依リテ保護セラルベキ病者ハ少數ナル私立病院ニ收容セシムルノ外國家トシテ何等ノ設備ヲ有セサルハ 聖代ノ一大缺點ナリト認ム故ニ政府ハ宜シク國費ヲ以テ樞要ナル地ヨリ漸次地方ニ及ボシ之カ病院ヲ設置シ以テ憐ムベキ同胞ヲ救護シ併セテ公安維持ノ良策ニ出テラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔山根正次君登壇〕

○山根正次君 諸君、本員ハ精神病院官設ノ必要ニ關スル所見ヲ述ベテ諸君ノ御協賛ヲ請ハント致シマスルカラ僅カ五分間バカリ御清聽ヲ願ヒマス、明治三十二年三月法律第三十八號ヲ以テ精神病患者監護法制定セラレシヨリ既ニ十年ヲ経テ居リマスル、此間ニ於テ我日本帝國ノ國勢、民情ハ多大ナル進歩ヲ呈シテ居リマス、國民ノ生活狀態、生存ノ競爭ノ景況カラシテ頗ル複雜窮迫ヲ加ヘ來リマシテ、精神病ノ患者が非常ニ増シテ居ルノデアリマス、是ハ一ハ學問ノ進歩ニ依リマシテ此病氣ヲ見出ストコロノ結果デモアリマセウガ、實際ニ於テ社會ノ生活ノ窮迫ニ伴ヒマシテ、自殺者ト精神病者ノ增加スルハ免ルベカラサルトコロノ數デアリマス、精神病者ノ增加ハ國家ヲシテ多大ナル損害ト危險ヲ被ラシムルモノデアリマス、是ハ何人モ御存ジテアリマス、本患者ヲモ放置シテ置クトキハ、ドウ云フ事ガアルカ、虐殺ガ行ハレマスル、或ハ僅カノ刺激ニ依テ爭鬭スルガ如キ、或ハ火ヲ放テガ如キ、或ハ決水スルガ如キ、一見實ニ寒心スベキトコロノ犯罪ヲ行フコトガ少クナインデアリマス、社會ニ對シテ是等ノ損害ヲ受ケシムルノミラズ、患者自己ハ憐ベキ狀況ニ陷リ、悲慘ナル最後ヲ遂ゲシムルコトガ常デアルノデアリマス、然ルニ我帝國ニ於キマシテハ是等ノ患者ヲ收容シ、治療ヲ加ヘベキトコロノ機関ナルモノガ、即チ精神病院ノ數ト云フモノガ非常ニ少ナシ、少數ノ患者ホカニハ監護治療ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フヤウナ實況デアルノデアリマス、全國ヲ通ジマシテ精神病院ノ數ハ合計三十一箇所デアリマシテ、内官公立ノモノハ僅ニ八箇アルノミテアリマス、其他ハ皆私立病院デアリマシテ、是等ノ病院ニ收容セベキ病室ハ大約一千五百四十二人ホカ入ラヌノデアリマス、サウシテ既ニ收容セラレテ居ルモノガ二千四百人デアリマス、然ルニ去ルニ去ルニ十九年末ノ調査ニ依リマスルニ、法律ニ依テ監置セラレタル患者ガ、四千六百五十八人デ、其他假監置者百十六人、監置ヲ要セザルモノガ一万

九千三百九十一人、合計二万四千百六十六人トナシテ居リマス、之ラ全國ノ人口ニ割リマスルト、一万人ニ付ア五人ノ割合デアリマス、然ルニ此數ハ曾ア何等カノ事故ニ依テ公然知ラレタモノ、數アリマス、未ダ知ラレザル患者ハ更ニ其數ガ多大ナルコトヲ推測スルニ難カラヌノアリマス、茲ニチヨウト例ヲ申シマスルガ獨逸ノ比例ニ微スルトキニ於

テハ、千八百九十八年ニ於テ字漏西デハ人口が七百四十四人ニ對シテ一人ノ入院患者ガアリ「バーデン」デハ五百二十六人ニ對シテ一人ノ患者ガ入院シテ居ル、漢堡ノ如キハ三百十八人ニ對シテ一人ノ入院患者ガアリ「チユーリッヒ」ノ如キハ百五十二人ニ對シテ一人ノ患者ガアルノアリマス、其他是等精神病ノ統計ニ付テ一々列舉シマスルト面倒デアリマスルカラ、是ハ省キマス、此例ニ依シテ見マスルト日本ハ、人口ガ六千万ト假定シマスレバ、字漏西ノ例ニスレバ九万人以上アリ、「バーデン」ノ例ニスレバ十萬以上アリ、漢堡ノ例ニスレバ十八万八千有餘人「チユーリッヒ」ノ例ニスレバ三十九万以上ノ患者ガアル譯アリマス、少クトモ日本帝國內ニハ十万人以上ノ精神病患者ガアルト云フコトハ推測サレルノアリマス、然ルニ僅ニ三十一箇ノ病院本カナイ、而シテ收容力ハ僅ニ一千五百餘人ホカ容レラレナノアリマス、僅ニ四十分ノ一ホカハ容レラレナノアリマス、無論之ヲ一切病院ニ集メルト云フコトハ不可能ノコトデアリマス、サウ云フコトハ出來ヌノアリマスケレドモ、之ヲ是非入レネバナラストコロノモノガ多數アルノアリマス、今日ハ三十餘ノ病院ガアリマスケレドモ、其中完全ニシテ百人ヲ容レラレルモノハ僅カ十箇所本カナイノアリマス、而シテソレモ治療機關ガ十分ニ整フテ居ルカト云フト、十分デハナイノアリマス、甚ダ是ハ遺憾アリマシテ、本病患者ノ不幸ハ實ニ至大ナルモノニアッテ、又延イテ國家ノ損害ヲ來スコトガ多大アリマス、諸君、私ハ此事ハ國家ノ急務デアラウト思フ、殊ニ我國ニ於キマシテハ犯罪的行爲ヲ遂ゲタル狂人ニ對シマシテ、司法官之ヲ不論罪トシテ釋放スルノ規定デアリマス、適當ナル治療ヲ加ヘルコトが出來ナイ、何等ノ設備ガナイ、此狂人ヲ放シテ屢々發狂的行爲ヲ反覆セシメテ居ルアハリマセヌカ、今日ノ新聞ニモ御存シノ如クノ發狂ノ美人ガ一箇村ヲ全ク燒拂テ居ルデハアリマセヌカ、此ノ如キデアリマスルガ故ニ、現在此三都ノ以外ニ於テ不便ナルコロノ地方ニ於テ適當ナル病院ヲ設ケテ、順次之ヲ容レテ往クヤウニナリマシタナラバ、斯病人ノ幸福ノミナラズ、又國家ノ損害ヲ是ガタメニ受ケヌコトニナルノアラウト思ヒマスカラ、ドウカ満場諸君ノ御賛成ヲ得タイノアリマス(拍手起ル)

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(肥塚龍君) 御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)
○副議長(肥塚龍君) 然ラ、議長指名九名ノ委員ニ付託致シマス、口程第二十、
水道補助ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——矢島君
ト思ヒマスカラ、ドウカ満場諸君ノ御賛成ヲ得タイノアリマス(拍手起ル)
○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(肥塚龍君) 御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)
○副議長(肥塚龍君) 然ラ、議長指名九名ノ委員ニ付託致シマス、口程第二十、
水道補助ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——矢島君
第二十 水道補助ニ關スル建議案(矢島中君外二名提出)

水道補助ニ關スル建議案

水道補助ニ關スル建議案

栃木縣下宇都宮市、福岡縣下仙臺市ハ共ニ本邦ニ於ケル重要市街ニシテ師團地ナリ然ルニ上水ノ缺乏甚シキヲ以テ水道ノ敷設ハ衛生上一日モ緩ノスヘカラサルノミナラス防火上亦甚急ラ要スルモノアリ故ラ以テ該市ハ其ノ計畫ヲ定メ爾來政府ニ對シ補助ヲ請願セシモ未タ其ノ説明ノ結了ニ接セサルハ頗ル緩漫ニ

失スルノ嫌ナキ能ハス故ニ政府ハ速ニ其ノ調査ヲ結了シ明治四十五年度ニ於テ通過ノ補助ヲ爲スヲ要ス

右建議ス

(矢島中君登壇)

(拍手起ル)

○矢島中君 諸君、本問題ハ水道補助ニ關スル案デゴザイマス之ニ付キマシテハ私が別ニ喋キスル必要ハナイト考ヘマスルガ、例ニ依シテ登壇ヲ致シマシタガ、其案ニ詳細ニ認メテゴザイマスルカラ、ソレニテ御承知ヲ願ヒタイト考ヘマスル、而シテ又別ニ賢明ナル諸君ニ對シテ辯明ヲスルノ必要ガナイト考ヘマス、又政府ニ於テモ此案ニ聊モ異議ヲ挾ムコトハナイト私ハ信ジテ居リマス、會期切迫ノ折柄テゴザイマスルニ依シテ、種々ノ手數ヲ省イテ、速ニ之ヲ可決決定セラレント望ム次第デゴザイマス(拍手起ル)

○松田源治君 今提出者カラノ希望モアリマス、本案ハ宇都宮市ト、福岡市ト、仙臺市ニ於ケル水道補助ニ關スル建議案デアリマシテ、其内容モ適切ナル案ト認メマスカラ、委員ニ付託セズシテ提出者ノ希望通り直ニ可決アランコトヲ希望シマス

○副議長(肥塚龍君) 御異議ガナイヤウデゴザイマスカラ、本案ハ直ニ可決確定致シマス、日程第二十一、京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議案ヲ議題ト致シマス——阪本彌一郎君

(拍手起ル)

第二十一 京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議案

京都市立陶磁器試驗場ニ農商務省直轄ト爲スノ建議案

京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議案
京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議
京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲シ明治四十五年度ヨリ政府ニ於テ之ヲ經營セラレムコトヲ望ム
右建議ス

(阪本彌一郎君登壇)

(拍手起ル)

○阪本彌一郎君 諸君、我國ノ陶磁器ハ其起原ハ邈タル神代時代ニアリマシテ、其以後ニ於キマシテ時ノ状態ニ依リ、或ハ隆替盛衰ヲ免レマセヌ、足利時代ニ至リマシテ確ニ中興ノ有様ガゴザイマシタガ、更ニ進ミマシテ徳川時代ニ至リマシテハ、殆ド大成ノ域ニ進シテアリマス、此時ニ當リマシテハ名工巨匠陸續輩出致シマシテ、ソレガタメニ陶磁器ノ製造上ニ於キマシテハ大ニ見ルベキモノガアツクアリマス、啻ニ名工巨匠ノ輩出シタバカリデハナク、封建時代ニ於キマシテハ各藩ニ於キマシテノ獎勵保護致シマシテ、或ハ瀬戸或ハ清水ハ別ニ致シマシテ、薩摩焼ノ如キアリ、九谷焼ノ如キアリ、伊万里焼ノ如キアリマシテ、ソレドヽ其特色ヲ發揮致シマシテ、漸次發達致シタモノデゴザイマス、此有様デアリマシタガ故ニ、明治維新ト相成リマシテハ、確ニ一段ノ進歩ヲ致スベキ筈ノモノデアリマシタノニ、惜ムシ段々退歩ノ傾向ヲ示シテ參リマシテ、明治ノ萬里焼ノ如キアリマシテハ此陶磁器ノ製造上特ニ見ルベキモノハカツクアリマス、近時ニ至初メニアリマシテ、美術ノ獎勵ノ盛シニ唱道サレル時代ニナリマシテ、陶磁器モヤハリ美術工藝品

ノ一ツアルト云フコトヨカラ致シマシテ、又我國ノ國粹ヲ保存ヲ致シマスルト云フ上ニ於テ、特ニ此陶磁器ヲ獎勵スルト云フ必要ノアル上カラ致シマシテ、更ニ近時ニ至リマシテハ一層輸出品ヲ獎勵スルト云フ趣意ヨリ致シマシテ、漸次此陶磁器製造ニ付キマシテハ國家が注意ヲ拂フコトニナリ、國家ガ之ヲ獎勵スルト云フ傾向ヲ生シタノアリマス、現ニ我日本中ニ於キマシテ一道三府四十三縣何レノ處ニ到リマシテモ、陶磁器ノ製造所ノナイ處ハナイノアリマス、明治四十一年ノ末ニ於ケル統計ニハ全國ニ於キマシテ製造家が五千四百二十九戸アル、而シテ其生産額がドレ程アルカト言ヘバ、千二百五十五万七千六百七十七圓アルト云フコトアリマス、此模様ニ依リマシテモ、日本ハ古ヨリ陶磁器製造ニ適シテ居ル國アル、又同時ニ製造ニ付テハ特ニ趣味ヲ持ツテ居ル國ナルト云フコトが十分ニ分ルテアラウト思ヒマス、唯遺憾ナルコトハ其一千二百三十五万圓ノ生産ガアルニモ拘リマセズ、今日輸出致シテ居リマスルトコロノモノハドレダケアルカト言ヘバ、其半分ニモ達シマセス、五百二十五万七千八百三十圓アリマス、此狀態デゴザイマスカラシテ、我國ノ現時ニ於キマシテハ是ヨリ以上ノ生産、是ヨリ以上ノ輸出ヲ爲サシムル必要カラニテ獎勵シナケレバナラヌノアリマスガ、之ニ對スル國家ノ施設ハ如何カト顧ミマスルニ國家ニ於キマシテハ何等ノ施設ガナインテアリマス、此陶磁器製造ニ付キマシテ、又之ヲ獎勵致シマスル上ニ於テ、極メテ必要ナルトコトアリマスカラシテ、日本ニ於キマシテソレヨリズ少クモ其試驗場ヲ置カナケレバナラヌノアリマスガ、國家が設ケタモノハ一ノモナインテアリマス、唯現時ニ於キマシテ申シマスレバ、此陶磁器製造ニ付キマシテ、又之ヲ獎勵致シマスル上ニ於テ、極メテ必要ナルトコトアリマスカラシテ、日本ニ於キマシテソレヨリズ少クモ其試驗場ヲ置カナケレバナラヌノアリマス、此陶磁器製造ノ試驗場ト云フモノニ移シタイト云フノガ、本建議案ノ趣意アリマスカラシテ、少シク此市立試驗場ノ模様ヲ申シマスル、諄イコトハ申シマセヌガ、其大要ヲ申シマスレバ、此市立試驗場ガ如何ナル仕事ヲシテ居ルカト言ヘバ、第一ニ此市立試驗場ハ試驗ヲ致シテ居ルノアリマス、試驗ニハ直接實地ノ試驗ト、間接理論ノ試驗トがゴザイマスガ、此試驗ニ對シ全國各方面カラシテ尋ねテ、即チ陶器ノ試驗ノ依頼シテ參リマスモノガ、二百餘件ニ達シテ居ルノアリマス、二百餘件ト云フ數ハ、決シテ多イ數アハゴザイマセヌガ、此試驗ハ餘程ノ手數ヲ要スルモノデゴザイマスガ故ニ、此二百餘件ノ試驗ヲ完全ニ行ヒマスルニハ、餘程ノ時日ヲ要スルノデアル、若シ此試驗場ヲ大規模ノモノニ致シマスレバ、必ス短一日日ヲ以チマシテ、滿足ナル結果ヲ示スコトガ出來ルノデゴザイマスカラシテ、此陶磁器製造上ニ付キマシテハ、多大ナル貢獻ヲスルニ相違ナイコト、考ヘルノデゴザイマス、先づ試驗ハ其様ナコトニナッテ居リマスガ、其外ニ於キマシテハ圖案ノ調製、ソレカラ設計ノ調製、ソレカラ質疑ノ應答、ソレカラ生徒ノ養成及機械又窯ノ貸付、講話——同時ニ製造上ニ關スル講話、是ダケノ事柄ヲ試驗場ガヤツテ居ルノアリマス、サウシテ其仕事ヲヤッテ居ル此試驗場ガ、今日マテニ使ヒマシタコロノ費用ハ十七万何千圓アリマスガ、其功績ハドウアルカト言ヘバ、半磁器ト云フモノヲ製造シタノガ、此試驗場ノ效能アソレカラ質疑ノ應答、ソレカラ生徒ノ養成及機械又窯ノ貸付、講話——同時ニ製造ニハ耐ヘナカツタノアリマスガ、之ヲ近時化學ノ進ムニ從ヒマシテ、段々其熱ニ耐ヘ得ル

ト云フコトヲ研究致シマシテ、ガタメニ耐熱化學用品ヲヤハリ持ヘント云フコトモ、此試驗場ノ手柄ノ一ツデアリマス、ソレカラ純白ナル硬質ノ磁器、特別ノ高壓ノ碍子、是ハ電氣用品アリマスガ、是等ハ悉ク此京都ノ試驗場デ發明ヲ致シマシテ、製造ヲ致シタモノアリマス、此ノ如き效能ヲ持ツテ居リマスルノミナラズ、現ニ今行ヒツ、アルトコロノ仕事ハドウアルカト言ヘバ、品質ノ改良或ハ製費ノ節減或ハ製造ノ正確ヲ保ツ方法、製品ノ改良、窯ノ改良、機械力ノ應用、新原料ノ利用、新繪具ノ利用、ソレカラ參考品ノ蒐集等、是等多大ノ任務ヲ持ツテ、而シテ其任務ヲ盡シツ、アルノデアリマス、此ノ如き小規模ノ京都市立試驗場ニ於キマシテモ、尙是タケノ任務ヲ盡シテ、而シテ之ヲ遺憾ナカラシメント企圖シツ、アルノデゴザイマスガ、如何セン、唯經費ガ許シマセズ、規模ガ小ナルガ故ニ、今日ニ至リマシテ、マグ満足ナル結果ヲ齎シテ居ラヌノアリマス、ソレカラメニ國家ノ上ニ於キマシテ甚シキ影響ハ與ヘテ居ラヌノアリマスガ、若シ之ニ對シテ大規模ノモノヲ以テ致シマスレバ、私ハ多大ナル利益ヲ與ヘルコトアリマスカラシテ、疑ハヌノアリマス、外國ニ於キマシテ其例ヲ申シマスレバ、或ハ獨逸ニ於テ、或ハ佛蘭西ニ於テ、或ハ露西亞ニ於テ、丁抹ニ於テ、澳地利ニ於テ、或ハ皇王立若ハ國立、而シテ最モ近イ吾々ガマダ十分進ンテ居ルト信ジテ居ラヌノ隣國支那ニ於キマシテモ、國立ノヤハリ陶磁器試驗場ト云フモノガアルノアリマス、此ノ如キ實際テゴザイマスルガ故ニ、日本ハ是非トモ此場合ニ於キマシテ、少クモ此京都市立以上ニ此規模ヲ大ニ致シマシテ、農商務省直轄ノ試驗場ヲ設ケナケレバナラヌト思フノデアリマス、諸君東洋ニ於ケル武力ハ確ニ日本が霸ル稱シテ居ルノアリマス、私ノ信ズルトコロニ依リマスレバ武力ノミナラズ商權モ必ズ日本ノ掌裡ニ收メナケレバナラヌト信ジテ居ルノデアル、然ルニ清國四百餘州ニ對シテ、陶磁器ハ如何セシ獨逸、佛蘭西ハ之ニ對シテ多大ノ競争ヲ致シテ、サウシテ今ヤ其威風ヲ以テ四百餘州ヲ壓倒セントシテ居ル有様アリマス、之ニ抵抗ヲ致シマスルノニハ、宜シク之ニ對スル施設ヲナサナケレバナラヌノアリ、其施設ノ第一ト致シマシテ、私ハ京都市立陶磁器試驗場ト云フモノヲ農商務省ノ直轄ニナスノ必要アルト云フコトヲ認メタノアリマスカラ、本建議案ヲ提出シタ所以アリマス、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス

○松田源治君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(肥塚龍君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(肥塚龍君) 御異議ハゴザイマセヌカ

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス、次ハ日程第一十一、鑛業試驗所設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、宮古啓二郎君

政府ハ明治四十五年度ニ於テ鑛業試驗所ヲ設置スヘシ
右建議ス

第二十二 鑛業試驗所設置ニ關スル建議案(宮古啓二郎)

鑛業試驗所設置ニ關スル建議案

君外三名提出

(宮古啓三郎君登壇)

○宮古啓三郎君 是ハ富國策ノ一トシテ提出ヲ致シタノデアリマスが極メテ簡単ニ提出ノ理由ヲ申上ゲマス、我國ガ幸ニシテ非常ニ鑛業ニ富ンデ居ルノデアッテ、今日非常ニ幼稚ナル鑛業ノ有様アッテスラモ、一年ノ產額ガ一億万圓以上ニ達シテ居ル、貿易ノ額ヲ見マスルト、四千万圓以上ニ達シテ居ルノデアリマシテ、我日本ノ産業ノ上デハ穀產物ガ第一デアッテ、次ニ生絲ニ關スルトコロノ產物ガ來ルノデアルガ、其次ニ於テハ鑛業ニ勝ツトコロノモノハナイノデアル、貿易ノ方カラ見マスルト生絲織物ガ一番アリマスガ、ソレニ續イテハ此鑛業ノ產物ニ若クモノハナイノデアリマス、此ノ如キ國ノタメニ非常

ナ是ハ肝要ナル產物デアルノデアリマスルガ、倘ナ其有様ヲ今日見マスルト如何ニモ幼稚ニシテ甚ダ氣ノ毒ナル狀態デアルト言ハケレバナラヌノデアリマス、之ヲ發達サセルト云フコトニシマスルト幾ラデモ發達ヲスルノデアル、今日ヨリモ十倍モ、十五倍モ、二十倍モ

發達サセルト云フコトハ決シテ難イコトデハナイノデアル、ソレデアルカラシテ何トカ是ハシナケレバナラヌノデアルガ、今日ノ有様デハ一向ニ放任主義アッテ、マルテ政府ハ之ニ構ツテ居ラスト云フ譯デアルノデゴザイマス、ソレ故ニ此衆議院ハ茲ニ大ニ見ル所ガアッテ、從來屢々鑛業獎勵建議ト云フコトヲ致シテ居ラスノデアリマス去ル一十五議會ノ當時ニ

於テハ百名ノ提出者デ、百名ノ贊成者ガアッテ、ヤハリ建議ヲ致シテ居ル、其中ニ本建議ト同ジモノガヤハリ含マッテ居ラスノデアリマス、ソレニ依シテ政府ニ於テハ農商務省ニ四十三年ノ豫算ヲ編成スルニ當ツテ、此鑛業試驗所ト云フモノノ計畫ヲ致シテ、大藏省ニ送ラテ居ルノデアリマスガ、大藏省ニ於テ財政ノ都合テ之ヲ削ッタノデアリマス、是ハ昨

年ノ豫算委員會ニ於テ本員が質問ヲ致シマシテ、桂總理大臣カラシテ明白ニ答辯ヲ致シテ居リマス、其後が即チ四十四年度ノ豫算編成ニ際テアリマスルガ、其際ニモ農商務省ハ提案シテ居ル如クデアル、然ルニ大藏省ニ於テ之ヲ削ッタ如クデアリマス、ソレハ併ナガラ昨年ハ非常ナル大洪水デゴザイマシタカラシテ、ソレガタメニ治水ニ關スル費用ガ莫大ニ掛ルノデアルカラシテ、新事業ハ出來ナイト云フコトハ本員等モ之ヲ諒トスルノデアリマス、併ナカラ四十五年度ニ至ラバ、之ヲ設置スルト云フコトハドウシテモシナケレバナラヌモノデアラウト思フ、今申シマスル通り我國ノ產物デ、非常ニ是ガ重要ナルモノデアッテカラニ、是カラ先キ最モ必要ナルモノデアルカラ、之ヲ放任シテ繼子扱ニシテ置クト云フコトハ、寧ロ國家ノ經濟上宜シイコトデナイノデアリマスカラ、四十五年度ニ於テハ是非之ヲ設ケルコトニ致シタイト云フノガ、即チ本建議案ノ要旨デゴザイマス、宜シク御贊成フ願ヒス

○松田源治君 本案ハ前ノ日程ノ委員、即チ一一ノ日程ノ委員ト同一委員ニ付託セラレ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○副議長(肥塚龍君) 御異議ハゴザイマセスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ二十一ト同一委員ニ付託スルコトニ致シマス次ハ日程第二十三、史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

第二十三 史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案(井上敏夫君外二名提出)

史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案

我邦ノ歴史上學術風致上ニ密接ノ關係アル天然記念物カ今ヤ漸ク破壞湮滅ニ屬セムトスルモノ少カラス今日ニ於テ之カ保存ノ方法ヲ企畫セサルトキハ後年ニ至リ悔錯スルモ其ノ復舊ヲ望ムヘカラス依テ政府ハ速ニ適當ナル方法ヲ設ケテ之カ保存ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○宮古啓三郎君 此案ハ井上敏夫君カラ説明スル皆デアリマスガ、都合上私カラ申

スコトニ致シマス、是ハヨット來歷ヲ申シマスルガ、貴族院ノ三宅秀君が初メテ唱ヘマシテ、衆議院ノ井上敏夫君ニ相談ニ相成リマシテ、共ニ俱ニ之ヲ提出シヤウト云フコトニナツタノデアリマス、而シテ貴族院ニ於テハ三宅秀君カラシテ徳川賴倫侯、徳川達孝伯、田中芳男君等ニ相談ヲシテ提出ヲ致シマシテ、過日可決ニナツテ居リマス、即決可決ニアリマス、衆議院ニ於キマシテハ井上君ヨリ本員等ニ相談ヲ致サレマシテ提案ヲスルコトニ相成ツタノデアリマス、其タメニ貴族院ノ案ト主文ニ於テモ、理由ニ於テモ、全く同一アゴザイマスカラ、ソレヲ御承知ヲ願ヒマス、案ノ内容ハ理由書ノ中ニ詳シク書イテゴザイマスルガ、要スルニ今日歴史上、學術上、風致上ニ密接ノ關係アル天然物即チ或ハ記念トナリ、或ハ考證トナルトコロノ天然物ガ澤山アルノニ、段々世ノ中ガ開ケルニ從ツテ或ハ土地ニ開拓ヲシタリ、工場ノ設置ヲシタリ、市區ノ改正ヲシタリ、リ、イロ／＼ナコトヲスルタメニ、天然記念物ヲ皆破壊ヲシテシマフト云フコトヲ今日ヤツテ居ル、是ハ如何ニモ歎カハシイコトデアルカラシテ、トウガス様ナモノハ保存ヲ致シタ、人ノ掠ベタトコロノモノニ對スル保存方法ハ、今日方法ガ立テ居ルヤウデアルガ、天然記念物ニ對シテハ保存方法ガ少シモ立テ居ラヌカラシテ、是非之ヲ保存致シタイト云フ案デゴザイマスカラ、是亦御贊成ヲ願ヒマス

○松田源治君 本案ハ貴族院ニ於テ同一ノ案ガ可決サレタト云フコトデゴザイマスケレドモ、本院ハ尙調査スル必要アリト認メマスカラ、日程十二ト同一ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○副議長(肥塚龍君) 御異議ハゴザイマセスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ日程第十二ト同一委員ニ付託スルコトニ致シマス
日程第二十四、小名濱港改良ニ關スル建議案(長晴登)

第二十四 小名濱港改良ニ關スル建議案(長晴登)(委員長報告)

○長晴登君 當席カラ御報告致シマス、本建議案ハ小名濱港ヲ調査シテ相當ノ施設ヲスルニ付テ、相當ノ援助ヲ與ヘ貰ヒタイト云フダケノ趣意アリマシテ、委員會ハ

全會一致ヲ以テ可決致シマシタ此段報告致シマス

○松田源治君 本案ハ委員長報告通り確定アランコトヲ望ミマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

モ必要ナモノニ算ヘラレテ居ルト云フコトデアリマス、ソレデ政府ハ此建議案ニハ多大ノ

同情ヲ以テ賛成スル——冷淡ナル同情デハナ、多大ノ同情ヲ以テ賛成ラスルト云フコ

トデゴザイマシタ、ソレデコチラテモ多少ノ讓歩ヲ致シマシテ、明治四十五年度ト云フ

コトヲ「成ベク速ニ」ト云フコトヲ希望致シマス

ヲ以テ御賛成アランコトヲ希望致シマス

○副議長(肥塚龍君) 委員長ノ報告ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ委員長報告通り致シマス、次ハ日程第二十九、日本海員掖濟會國庫補助金増額ノ建議案ヲ議題ト致シマス、戸水寛人君

海員掖濟會國庫補助金増額ノ建議案ヲ議題ト致シマス、何卒満場一致

第二十九 日本海員掖濟會國庫補助金増額ノ建議案(高橋光威君外三名提出)(委員長報告)

(法學博士戸水寛人君登壇)

○法學博士戸水寛人君 日本海員掖濟會國庫補助金増額ノ建議案之付テ報告ラ致シマス、是ハ修正可決致シマシタ、先づ此題目カラ申シマスト云フ、國庫補助金

ノ金ト云フ字ト増額ト云フ増ノ字ノ間ニ「繼續及」ト云フ三字ヲ加ヘ、マシテゴザイマス、

其事柄ヲ申シマスガ、日本海員掖濟會ハ是マテ國庫カラ補助ヲ受ケテ居リマシタガ、其

補助ノ期限ガ盡キントスル際デアリマスカラ、繼續スルコトノ必要デアルト云フノデ、此文

字ヲ加ヘタ次第ゴザイマス、從ツテ建議案ニ文面ニモヤハリ變更ヲ來シテ居ルノデゴザイ

マス、委員長ノ報告ハ既ニ諸君ノトコロヘ配付セラレテアルノデゴザイマスカラ、其文面ハ

朗讀スルコトハ省キマス、而シテ又國庫補助金増額ノ建議案ト云フモノニ付テハ唯増

額シテ欲シイト云フダケ建議案ニ書イテアリマスガ、金額ヲ定メナイト云フコトニ「二万圓」ト云フ文字ヲ加ヘルト云フコ

トニ致シマシタデス、此段御報告致シマス

○松田源治君 本案ハ委員長報告通り確定アランコトヲ望ミマス

○副議長(肥塚龍君) 本案ハ委員長報告通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ本案ハ委員長報告通り確定致シマス、次ノ日程第三十、第三十一ハ同一委員ニ付託セラレタルニ依リ、委員長ヨリ併セテ報告スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ左様致シマス、八木逸郎君

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ左様致シマス、八木逸郎君

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十 御歴世宮趾保表ニ關スル建議案(八木(委員長報告))

(逸郎君外二名提出)

(八木逸郎君登壇)

〔八木逸郎君外二名提出〕

○八木逸郎君 御報告ラ致シマス、兩案共ニ政府ハ非常ニ同情ヲスルノミナラズ、政

府ハ既ニ之ニ關シテ何等カノ法律ヲ制定シツ、アルト云フ話デアリマス、唯中ニハ個人ノ

所有ニ歸シタリ何カシテ居ルノト、金ノ問題ニナリマスルカラシテ、來年度ト云フコトヲ確

ニ御返答ラスルコトハ出來ス、政府自ラ進シテ是非至急之ヲ行ヒタリト云フノデ、法律

マデモ制定スルコトニシテ居ルカラ、斯ウ云フ話デアリマスカラシテ、ドウカ満場一致ラ以テ御賛成ラ願ヒマス

○副議長(肥塚龍君) 本案ハ一括シテ議題トナシ、委員長報告通り御異議ハゴザリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(肥塚龍君) 然ラバ左様致シマス、次ハ日程第三十二乃至第三十四ハ同

一委員ニ付託セラレタル建議案ナルニ依リ、併セテ委員長ヨリ報告スルコトニ御異議ハゴザリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十二 北海道輕便鐵道敷設ニ關スル建議案(高橋直治君外二名提出)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(小橋榮太郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十三 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(太郎君提出)

(北海道多額納稅議員選出ニ關スル建(小橋榮太郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十四 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(小橋榮太郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十五 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十六 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十七 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十八 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第三十九 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第四十 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第四十一 北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君登壇)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

(委員長報告)

(北海道拓殖經營案基礎確立及北海道拓殖鐵道急設ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出))

(委員長報告)

ルトコロヲ更ニ委員會ニ於テ慎重ニ調査ヲ致シテ見マスルト云フト、既往十年間ニ於テ北海道ノ自然增收ノ増加率ハ平均二割四分以上ニナツテ居ルノアリマス、年々增加シタモノガ——此增加スルコロノ十分ノ一ト云フコトヲ計算ニ於キマシテモ、十五箇年間ニ於テ二千五百万圓以上ノ增收アルコトヲ確メタノアリマス、既往十年ノ實績ハ二割五分平均増加シテ居リマスガ、此一割五分ノ十分ノ一、即チ一分五厘ヲ標準ト致シマシテモ、尙經營案ノ自然增收ナルモノハ決シテ不足ヲ告ゲナイ、斯ウ云フコトノ計算ガアル以上ニハ、固ヨリ豫想デアリマスルケレドモ、本年一年ノ——昨年一年ノ經驗ヲ以テ直ニ此十五箇年間ノ豫想ヲ破壊スルガ如キト云フコトハ甚ダ早計ニ失スルモノ

デアル、十年間ノ既往ノ經驗ヲ基礎トスレバ、少クトモ此經營案ナルモノハ安全ニ遂行シ得ルコトガ出來ルト云フコトヲ言ヒ得ルノアリマス、是ニ於テ委員會ハ多數ヲ以テ提案者ノ——提案ノ前半即チ拓殖經營基礎確立ト云フコトノ趣意ヲ反對ニ決定致シマシタ、ワレカラ其案ノ中ノ後半即チ拓殖鐵道急設ニ關スル建議案ト云フコトニ付テハ此大體ノ趣意ニ於テハ政府モ敢テ反對ヲシナインデアリマスガ、實ハ餘リニ漠然タル提案デアリマシテ、既ニ北海道ノ他ノ議員ヨリ輕便鐵道トシテ拓殖ノタメニ十八線ヲ選定シテ此委員會が容レルト云フヤウナ形勢デアリマスルガ故ニ、ヨリ具體ニナツテ居ルトコロノ案ニ付テ賛成スル方ガ、却テ提案者ノ趣意ヲ充スコトニナルノアラウト云フヤウナトコロヨリシテ、委員會ハ此案ニ付テハ前半竝ニ後半トモ、即チ全部否決ト決定ヲ致シタ次第アリマス、此段御報告致シマス、ソレカラ第三ノ案同ジク此小橋榮太郎君ノ提出ニナタコロノ北海岸ニ多額納稅議員ヲ選出スルコトニ致シタイト云フ建議デアリマス、政府ハ此問題ニ付テハ未だ調査ヲシテ居ラヌ故ニ、贊否ヲ明言スルコト能ハズト、斯ウ申スノデアリマス、テ元來貴族院ニ對スル問題ノ如キハ衆議院モ大ニは慎重ニシナケレバナラヌモノデアルト考ヘタノアリマシテ、政府が未ダ調査モシテ居ラスト云フ問題ニ付テハ是ハ讀會トシテモ大ニ考慮ヲシテ進ムベキコトデアリテ、サウ速ニ之ヲアセル必要ハナイ、敢テ此案ニ反對ト云フ意味デハナイケレドモ、時機ニ於テ未ダ其宜シキラ得ナイ、斯ウ云フ趣意ニ於テ之ヲ否決ニ決定致シマシタ、此段御報告致シマス

(此時副議長肥塚龍君議長席ヲ退キ、議長長谷場純孝君議長席ニ著ク)

(東武君登壇)

准三后北島親房公墳墓修理並ニ南朝

第三十五

造物編入ニ關スル建議案(東武君外一)

名提出)

(委員長報告)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ兩案共ニ否決致シマス、日程第三十五、准三后北島親房公墳墓修理並ニ南朝

三后北島親房公墳墓修理並ニ南朝

所ヲ置キタイト云フ考モ持ツテ居ルカラ、次年度ニ於テハ之ヲ是非實行シタイト云フノアリマシテ、委員會ハヤハリ此方法ニ付キマシテハ政府ノヤルコトニ同意スルト云フコトヲ附加ヘテ可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○松田源治君 本案モ委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

致シマス、日程第三十七、内地粗糖業保護ニ關スル建議案(武満) 委員長報告通り可決致シマス

長奥繁二郎君

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り本案ハ可決致シマス、日程第三十七、内地粗糖業保護ニ關スル建議案ヲ議題トシマス——委員長奥繁二郎君

第三十七 内地粗糖業保護ニ關スル建議案(武満) (委員長報告)

(奥繁二郎君登壇)

○奥繁二郎君 諸君、此案ハ内地ノ粗糖ア、即チ黒砂糖ナドノ製造業者ヲ特ニ保護スルト云フ案デアリマス、臺灣ノ粗糖ニ對シテハ十分ノ保護ガアリマスガ、黒砂糖ナドニ對シテハ餘り保護ガナイ、政府が數年前ニ砂糖政策ヲ定ム際ニ黒砂糖ナドハ四五
年ノ後ニハ全滅スルモノト考ヘテ居ツタノデアリマス、故ニ之ニ對スル保護ノ途ハ立ツテ居テナカッタノデアル、然ルニ極ク低キ生活ヲシテ居ル多數ノ人ハ、ヤハリ黒砂糖ヲ甜メルノデアリマス、從ツテ内地ニ於テモドノ縣カ知リマセヌガ、四五縣ハ其黒砂糖製造ニ關係シテ、居ル人がアルサウデアリマス、是等ニ對シテハ臺灣ナドノ權衡上、相當ノ保護ヲスル案デアリマス、政府ハ是ニ對シテ餘リハキリシタコトハ言ハヌケレドモ、議會ハ議會ノ見ルトコロヲ以テ保護ヲ致スガ宜カラウト云フ考デ、全會一致ヲ以テ建議ヲスルコトヲ希望致シマス

○松田源治君 本案ハ委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマス、本案モ委員長報告通り可決致シマス、是ニ於テ御報告ヲ致シマス

○松田源治君 本案モ委員長報告通り可決アラソコトヲ望ミマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマス、本案モ委員長報告通り可決致シマス、是ニ於テ御報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕

右貴院ノ回付ニ係ル政府提出案、本院ニ於テ貴院ノ修正ニ同意スルコトヲ得サルモノト議決セリ、依テ議院法第五十五條ニ依リ兩院協議會ヲ開クコトヲ及請求候也

明治四十四年三月十八日

貴族院議長長谷場純孝殿

非訟事件手續法中改正法律案

右貴院ノ回付ニ係ル政府提出案、本院ニ於テ貴院ノ修正ニ同意スルコトヲ得サルモノト議決セリ、依テ議院法第五十五條ニ依リ兩院協議會ヲ開クコトヲ及請求候也

明治四十四年三月十八日

貴族院議長公爵徳川家達

貴院ノ回付ニ係ル政府提出案、本院ニ於テ貴院ノ修正ニ同意スルコトヲ得サルモノト爲スニ決セリ依テ此段及通知候也

明治四十四年三月十八日

貴族院議長公爵徳川家達

貴族院議長公爵徳川家達

貴族院議長長谷場純孝殿

貴院ノ回付ニ係ル政府提出案、本院ニ於テ貴院ノ修正ニ同意スルコトヲ得サルモノト爲スニ決セリ依テ此段及通知候也

明治四十四年三月十八日

貴族院議長公爵徳川家達

貴族院議長長谷場純孝殿

一貴族院ヨリ回付セラレタル本院提出案左ノ如シ

行政裁判法中改正法律案

○議長(長谷場純孝君) 御諸ヲ致シマスガ、唯今報告シマシタ通リ貴族院ヨリ本院ノ提出ニ係ル行政裁判所法中改正法律案ヲ回付シテ參リマシタ、就テハ會期モ切迫テ、サウシテ我國ノ好税源アルニモ拘ラズ、酒造家ニ對シテハ政府ハ何等ノ施設ガナインデアリマス、此酒類醸造試験所ヲ置クト云フコトハ、今日マデ瀧ノ川ニアリマストコロノ此試験所ノ成績ニ徵シマシテモ必要デアルト云フコトデ、委員會ハ此案ヲ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告ニ及ビマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議がナケレバ日程ヲ變更致シマス、先以テ行政裁判法中改正法律案ニ對シテ本院ニ於テ貴族院ノ修正ニ同意スルヤ、否ヤヲ御諸ヲ致シマス

行政裁判所法中改正法律案(政府提出貴族院回付)

○管原傳君 本案ニ對スル貴族院ノ修正ニ付キマシテハ同意スルコトハ出來マセヌ、故ニ兩院協議會ヲ開カレンコトヲ望ミマス、而シテ其委員ハ十名トシ、議長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 管原君ノ發議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」^ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 然ラバ本案ハ貴族院ノ修正ニ同意セザルコトニ決シ議院法第五十五条依リ、兩院ノ協議會ヲ開クコトヲ貴族院ニ請求シ、且其委員ノ數ハ十名トスルコトニ致シマス

○議長(長谷場純孝君) (〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○管原傳君 議長指名ノ十名

○議長(長谷場純孝君) 其通リニ決定致シマス、次ハ商法中改正法律案外一件ニ付キ唯今朗讀シタ通り、貴族院ヨリ協議會ヲ請求シテ參リマシタ、其委員ハ數ハ十名トナスト云フ通知デアリマス、其協議員ノ選舉ハ如何致シマセウカ

商法中改正法律案(政府提出貴族院回付)

○管原傳君 此協議ニ應ズルタメ委員ノ選舉ハ次回ノ本會議ニ於テ決セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成キタ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハアリマセヌカ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ、此貴族院ノ請求ニ係ル協議會ニ應ズル委員ノ選舉ハ次回ニ於テ決スルコトニ致シマス、——日程第三十九乃至八十九ハ御承知ノ如ク請願委員長ノ報告デアリマス、之ヲ一括シテ議題トシ委員長ヲシテ報告セシメ、而シテ請願中ニ異議ノアルモノニ限り、其請願ガ委員長報告ヲ終リシ際發言ヲ求メラレタイト考ヘマス、而シテ總ニ御異議ノナイトキハ、一括シテ採決シタトイ思ヒマス、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ其通リニ致シマス

第三十九 (特別報告第九十七號) 帝國軍人後援 (委員長報告)

第四十 (特別報告第九十八號) 官營事業不企 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第九十九號) 亞細亞學術探畫 (請願)

第四十二 (特別報告第一百號) 郵便物集配事務復 (委員長報告)

舊開始ノ請願

(特別報告第一百一號) 松江監獄西郷分監移轉ニ關スル請願 (委員長報告)

(特別報告第百二號) 十津川村折立無集配局ヲ集配局ニ變更ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百四號) 平戸區裁判所御厨出張所設立ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百五號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百七號) 區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百八號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百九號) 區裁判所管轄變更ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百十號) 國有土地山林原野地方自治體ニ下附ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百十一號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百十二號) 利根川工事改修補修ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百十三號) 區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百十五號) 醫術開業試驗 (委員長報告)

(特別報告第百十六號) 登記所設置ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百十七號) 圓山川同支川出石川ノ河身改修ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百十八號) 登記所増設ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百十九號) 發明事業獎勵 (委員長報告)

(特別報告第百二十號) 種牛場増設 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 静岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 種牛場増設 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 静岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 發明事業獎勵 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 種牛場増設 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 發明事業獎勵 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 種牛場増設 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十五號) 別派公稱ノ請願外一件 (委員長報告)

(特別報告第百二十一號) 發明事業獎勵 (委員長報告)

(特別報告第百二十三號) 牛疫血清製造機器擴張ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第百二十四號) 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願 (委員長報告)

第八十六	(特別報告第百四十九號)郵便局設置 ノ請願	(委員長報告)
第八十七	(特別報告第百五十一號)郵便局設置 ノ請願	(委員長報告)
第八十八	(特別報告第百五十二號)郵便局設置 ノ請願	(委員長報告)
第八十九	(特別報告第百五十三號)郵便局設置 ノ請願	(委員長報告)

管轄變更ノ請願、兵庫縣有馬郡三田町長北村萬次郎外五名ノ呈出ニシテ、鹿島秀
齊君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ同郡有馬郡全部ヲ神戸區裁判所ノ管轄ヨリ割イ
テ伊丹區裁判所管内ニ編入シテ欲シトノ趣意デアリマス、次ハ第百十號、國有土地
山林原野地方自治體ニ下附ノ請願、秋田縣仙北郡生保内村字瀬三十二番地平民
農三浦政吉外三十二名ノ提出ニシテ、齋藤宇一郎君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ
八百三十三號、國有土地森林原野地方自治體ニ下附スル請願、秋田縣仙北郡神
代村卒田乙十二番地士族農大森政胤外三十八名ノ提出ニシテ、榎田清兵衛君ノ紹
介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百十一號、郵便局設置ノ請願、德島縣板野郡大津村
大字大代村千二百五十六番地平民商尾形善吉外二名ノ呈出ニシテ、橋本久太郎
君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ大津村大字大代村ヘ無集配局ヲ置イテ撫養郵便
局ノ集配度數ヲ増加セラレタイト云フ趣意デアリマス、次ハ第百十二號、利根川工事
改修補修ノ請願、千葉縣香取郡佐原町佐原ノ呈出ニシテ、橋本久太郎
君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ利根川第一期改修工
事補修ノ請願、千葉縣香取郡佐原町佐原イ四百七十五番地平民商八木慶太郎
外百九十二名ノ呈出ニシテ、關和知君外二名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百十
四號、區裁判所出張所設置ノ請願、石川縣鳳至郡柳田村會議長佐原町長伊能厚太郎ノ呈
出ニシテ、加瀬禱逸君外一名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ利根川第一期改修工
事補修ノ請願、千葉縣香取郡佐原町佐原イ四百七十五番地平民商八木慶太郎
外百九十二名ノ呈出ニシテ、關和知君外二名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百十
四號、區裁判所出張所設置ノ請願、石川縣鳳至郡柳田村會議長佐原町長伊能厚太郎ノ呈
出ニシテ、加瀬禱逸君外一名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ同郡
民農正木亮太郎外二名ノ呈出ニシテ、米田穰君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ同郡
柳田村字柳田二設置ヲ求ムル趣意デアリマス、次ハ第百十五號、醫術開業試驗ニ關
スル請願、新潟縣北魚沼郡吉谷村大字西吉谷二十一番戸平民篠田穰外十名ノ呈
出ニシテ、八木逸郎君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百十六號、登記所設置ノ請
願、德島縣美馬郡木田村平民農山田龍太外二十二名ノ呈出ニシテ、大久保弁太
郎君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ同郡半田村ニ設置シテ欲シトノ趣意デアリマス、
次ハ第百十七號、圓山川同支川出石川ノ河川改修ノ請願、兵庫縣城崎郡豐岡町
三君外四名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百十八號、登記所增設ノ請願、秋田
縣山本郡鶴川村鶴川三十番地士族鶴川村長青柳四方司外六名ノ呈出ニシテ、三
浦盛徳君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ秋田縣能代區裁判所管内山本郡濱口村及
同裁判所森岳出張所管内山本郡鶴川村金岡村大字外岡二箇村ヲ割イテ、此二
箇村ヲ管轄ス、キ登記出張所ヲ設置シテ欲シトノ趣意デアリマス、次ハ第百十九號、
發明事業獎勵補助金下附ノ請願、東京市本所區永倉町一番地二號平民洋燈笠
同裁判所森岳出張所管内山本郡鶴川村金岡村大字外岡二箇村ヲ割イテ、此二
箇村ヲ管轄ス、キ登記出張所ヲ設置シテ欲シトノ趣意デアリマス、次ハ第百二十
號、牛疫血清製造機器擴張ノ請願、東京市下谷區二長町五十二番地平民
畜產業和田該輔外八名ノ呈出ニシテ、黃金井爲造君ノ紹介ニ係ル件デアリマ
ス、次ハ第百二十一號種牛場增設ノ請願、東京市下谷區二長町五十二番地平民
畜產業野口榮吉外二名ノ呈出ニシテ佐々木文一君外二名ノ紹介ニ係ル件デア
リマス、次ハ第百二十二號、產牛獎勵資金貸下ノ請願、東京市下谷區二長町五十二番
號、牛疫血清製造機器擴張ノ請願、東京市下谷區二長町五十二番地平民
畜產業和田該輔外八名ノ呈出ニシテ、黃金井爲造君ノ紹介ニ係ル件デアリマ
ス、次ハ第百二十四號、靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願、靜岡縣濱名郡濱松町長鶴
見信平ノ呈出ニシテ、伊東要藏君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百二十五號、別
派公稱ノ請願、新潟縣中頸城郡高田町大字中寺淨興寺寺務總理中條芳賢外一
万五千五十六名ノ呈出ニシテ、竹越與三郎君外二名ノ紹介ニ係ル件、同上東京市本

一 郷區本郷弓町一丁目六番地子爵榎原政敬外八十九名ノ呈出ニシテ、高橋光威君
ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百二十六號、皇后陛下御誕生日卽チ地久節ヲ國
家ノ祝日ニ加ヘテ國民一般ニ奉祝セムコトヲ上奏ノ請願、熊本縣熊本市京町本町十
番地平手工業中村六藏外六千二百十五名ノ呈出ニシテ、高田露君外二名ノ紹介
ニ係ル件デアリマス、次ハ第百二十七號、鐵道建設ノ請願、山口縣佐波郡防府町長
吉武昌作外十三名ノ呈出ニシテ、河野郁太郎君外二名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、
是ハ陰陽縱貫線ノ豫定縦フ石見國津和野ヨリ周防國三田尻ニ至ル線路、即チ三石
線ヲ採用セラレタイト云フ趣意アルノデアリマス、次ハ第百二十九號、日高國海岸線
鐵道敷設ノ請願、北海道日高國沙流郡門別村平民塚本博愛外二十二名ノ呈出ニ
シテ、東武君外二名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百三十號、補助航路ノ請願、
北海道日高國沙流郡門別村平民農塚本博愛外二十三名ノ呈出ニシテ、東武君ノ紹
介ニ係ル件デアリマス、此趣意ハ函館浦河間ノ命令補助航路ヲ設ケラレタイト云フ趣
意デアリマス、次ハ第百三十二號、船川大久保間鐵道敷設ノ請願、秋田縣鹿角郡尾
去澤村三十番地士族農内田平三郎外七名ノ呈出ニ浦盛徳君外二名紹介ノ件、
次ハ第百三十三號、壽都黑松内間國有鐵道敷設ノ件、北海道壽都郡壽都町平民
松井源内外二百八十七名呈出、小橋榮太郎君外二名紹介ニ係ル件、次ハ第百三
四號、鐵道敷設ノ請願、北海道兩龍郡兩龍村農小林理助外八百八十二名呈出、
東武君外二名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、次ハ第百三十五號、紀勢鐵道敷設速成
ノ請願、和歌山縣那賀郡小川村平民永增常市外五十一名ノ呈出ニシテ、山口熊野
君外三名ノ紹介ニ係ル請願、同上同縣同郡北野上村平民森田元治郎外十九名呈
出、山口熊野君外三名ノ紹介、同上同縣同郡南野上村平民中尾貴志太郎外三
十三名呈出、山口熊野君外三名ノ紹介ニ係ル件、其他同様ノ件ガアリマスガ、是ハ
總テ載セテ文書表ニ詳テアリマスカラ、朗讀ヲ省略致シマス、次ハ第百三十六號、退隱
料下附ノ請願、朝鮮馬山府昌原城内平民延松寅之助ノ呈出、大津淳一郎君ノ紹
介ニ係ル件デゴザイマス、次ハ第百三十七號、稅務署位置變更ニ關スル請願、岡山縣
吉備郡總社町長子鶴詩田廣子外三十名ノ呈出、西村丹治郎君ノ紹介ニ係ル件デ
アリマス、次ハ第百三十八號、地價修正ノ請願、埼玉縣比企郡中山村平民利根
川覺重郎外六百四十五名ノ呈出ニシテ、加藤政之助君外二名ノ紹介ニ係ル件デゴ
ザイマス、次ハ第百三十九號、裁判事務開始ノ請願、香川縣大川郡三本松町平民
商鎌田澤三外二十五名ノ呈出ニシテ、二土忠造君ノ紹介ニ係ル件デゴザイマス、次ハ第
百四十號、商法改正案中約束手形自署ニ關スル請願、群馬縣山田郡桐生町桐生
織物同業組合副組長町田啓次郎ノ呈出ニシテ、武藤金吉君ノ紹介ノ件、次ハ第百
四十一號、銚子港國費築港ノ請願、千葉縣海上郡本銚子町平民漁業伊藤藤七外
七百六十九名ノ呈出ニシテ、加瀬禱逸君外二名紹介ニ係ル件デゴザイマス、次ハ第
四十二號、區裁判所事務復舊ノ請願、兵庫縣川邊郡伊丹町長池上茂兵衛外十
四名ノ呈出ニシテ、鹿島秀齊君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百四十三號、利根川浚渫工
事線上ノ請願、埼玉縣南埼玉郡江面村大字北青柳四十三番地平民農關根福三
郎外千九百十一名ノ呈出ニシテ、齋藤珪次君外七名ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百四
十五號、區裁判所出張所設置ノ請願ニシテ、大分縣大野郡牧口村長佐藤勝太郎
外三名呈出、三浦覺一君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百四十七號、出雲國三澤郵便局
設置ノ請願、島根縣出雲國仁多郡三澤村大字河内五百四十三番地平民農白名
猪太郎外二十八名ノ呈出ニシテ、河上英君外二名ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百四十八

號、郵便局設置ノ請願、和歌山縣有田郡御靈村長栗生榮三郎外一名ノ呈出ニシテ山口熊野君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百四十九號、郵便局設置ノ請願、埼玉縣北埼玉郡村君村大字下村君五十四番地平民農田口與左衛門外十九名ノ呈出ニシテ、齊藤桂次君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百五十號、郵便局設置ノ請願、秋田縣山本郡塙川村長神尾重明ノ呈出ニシテ、三浦盛德君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百五十一號、郵便局設置ノ請願、靜岡縣濱名郡入野村入野二百九番地平民農竹村太郎外六名ノ呈出ニシテ、伊東要藏君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百五十二號、郵便局設置ノ請願、群馬縣吾妻郡六合村長中澤多惣治ノ呈出ニシテ、武藤金吉君ノ紹介ニ係ル件、次ハ第百五十三號、郵便局設置ノ請願、新潟縣岩船郡神納村長小田秀太郎ノ呈出ニシテ、山際敬雄君ノ紹介ニ係ル件等デゴザイマス、以上ノ請願ハ請願委員會ニ於テ或ハ特別委員會ニ付託シマシテ、審査ヲ遂ケサセタモノモゴザイマスルシ、或ハ分科會ニ於テクレ、政府委員ノ出席ヲ求メ、委員ノ辯論ヲ盡シマシテ丁寧ニ審査ヲ致シマシタル結果、總テ皆採擇ノ理由アルモノト認メテ、以上ノ請願ヲ採擇スルコトニ決定致シマシタ、詳シイコトハ御手許ニ委員長ノ報告が差出シテゴザイマスカラ、一々申上ゲルコトハ略スルコトニ致シマス（拍手起立）

○議長（長谷場純孝君）　日程ノ第三十九乃至第八十九ハ今請願委員長ヨリ報告セラレタ通リ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

（書記朗讀）

○議長（長谷場純孝君）　御異議ガナケレバ採擇スルコトニ決シマス——報告ヲ致シマス

一政府ヨリ左ノ質問書ニ對シ答辯書ヲ送附セラレタリ
北海道及樺太經營ニ關スル質問主意書（桂内閣總理大臣、平田内務大臣、寺内陸軍大臣、齊藤海軍大臣）
衆議院議員小橋榮太郎君提出、北海道及樺太經營ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十四年三月十八日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿

（別紙）

衆議院議員小橋榮太郎君提出、北海道經營ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一拓殖費ハ毎年度ノ支出額ヲ豫メ別ニ確定シタルモノナシニ配付シタル北海道拓殖事業計畫說明書附屬書拓殖費豫算年度割總覽ニ掲ケタル數ノ如キハ大體ノ見込ニシテ固ヨリ確定のモノニアラサルカ故ニ其實施ニ方リ異動ヲ來スハ亦タ已ムヲ得サル所ナリ、而シテ明治四十四年度ニ於ケル拓殖費ノ該拓殖費豫算年度割總覽ニ掲ケタル數ニ達セサルハ經濟界ノ不況等ニ基クモノニシテ政府ハ之カ爲メ北海道事業計畫基本ニ動搖ヲ來スノ憂アリト認メス
二北海道ニ於ケル鐵道ニ付テハ特ニ急設ノ必要ヲ認メ四十三年度ニ於テ臨時線路ノ調査ヲ爲シ四十四年度ニ於テモ之ヲ繼續セントス又四十四年度ヨリ現在著手中ノ工事ヲ進行スルト俱ニ輕便鐵道敷設ニ著手スルコトセリ尙將來調查線ニ付キ緩急順序ヲ査定シ著々本道ニ於ケル拓殖鐵道ノ普及ヲ謀ルヘシ

三目下ノ狀勢ニ於テハ現在ノ軍備ヲ以テ北日本整備ノ實ヲ擧ケ得ヘシト信ス然レトモ今後内外狀勢ノ變化ニ應シ更ニ相當ノ設備ヲ施スノ要ナキニアラサルヘシ
四青森港ノ修築ニ關シテハ目下調査中ナリ
五樺太ノ經營ニ關シテハ水產林產鑛產等ノ重要產物ニ付充分之レカ利用ノ方法ヲ講シ利源ノ開發ヲ圖ルト共ニ農耕ノ適地ヲ選擇シテ移民ノ招待ニ努メ以テ其堅實ナル發達ヲ完カラシメンコトヲ期ス
右及答辯候也

明治四十四年三月十八日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

内務大臣（法學博士男爵平田東助）

陸軍大臣（子爵寺内正毅）

海軍大臣（子爵齊藤實）

○議長（長谷場純孝君）　他ノ答辯書ハ朗讀ヲ省イテ、速記録ニ載セテ、御報告スルコトニ致シマス——モウ一ツ報告ガアリマス

（書記朗讀）
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

農政改良ニ關スル建議案

提出者　根岸　昭太郎

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出）

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出）

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出）

間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律案（政府提出）

韓國鐵道會計所屬資金ノ繰入ニ關スル法律案（政府提出）

電氣事業法案（政府提出）

又左ノ議案ニ對シテハ承諾ヲ與フルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

明治四十一年度豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）

明治四十一年度豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）

明治四十一年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）

明治四十一年度特別會計豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
明治四十一年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
明治四十一年度韓國派遣部隊豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）

明治四十一年度韓國派遣部隊豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）

一澤來太郎君ヨリ馬匹改良ニ關スル再質問主意書ヲ提出セラレタリ

一早川龍介君ヨリ馬匹改良ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ
（左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス）

一政府ヨリ左ノ質問書ニ對シ答辯書ヲ送付セラレタリ
外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質問主意書（桂内閣總理大臣兼大藏大臣、平田内務大臣、小松原文部大臣）

稅務官吏ノ不法行爲ニ對スル質問主意書(桂大藏大臣)
衆議院議員武田貞之助君提出外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質問ニ
對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月十八日

衆議院議長長谷場純孝殿

内閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙) 衆議院議員武田貞之助君提出外國貿易殊ニ對東洋貿易ノ擴張ニ關スル質
問ニ對スル答辯書

一、政府ハ横濱正金銀行ヲシテ我貿易關係者ニ對シ公平且適切ニ資金ノ融通ヲ
爲シ爲替相場及貸出利率ノ如キモ成ルベク低減セシメ一般業務取扱振ニ在リテ
モ可成我貿易當事者ニ對シ援助利便ヲ與ヘシムルコトニ怠ラス

二、政府ハ命令航海ノ定期ヲ嚴守セシム其ノ帝國貿易ニ利益ヲ所鮮少ナラスト認ム
船ヲ使用シテ航海ノ定期ヲ嚴守セシム其ノ帝國貿易ニ利益ヲ所鮮少ナラスト認ム

三、政府ハ必要不得止場合ノ外漫リニ在外領事館ヲ易置スルコトナシ又領事ノ任
用方法ハ目下之ヲ改正スルノ必要ヲ認メス

四、清國ニ於ケル工業所有權ノ保護ニ付テハ清國ニ對シ法令ノ制定ヲ促スト共ニ
用方法ハ目下之ヲ改正スルノ必要ヲ認メス

五、我利益侵害ノ事實アル毎ニ清國當路者ニ交渉シテ相當ノ保護手段ヲ盡スニ怠ラ
ス而シテ之レ同時間歐米各國ト條約ヲ締結シ清國ニ於ケル工業所有權ノ保
護ヲ確實ナラシムコトヲ期ス又清國以外ノ諸國ニ關シテハ法令及條約ノ規定ニ
依リ適當ノ保護ヲ加へ居レリ

右及答辯候也

明治四十四年三月十八日

大藏大臣侯爵桂 太郎

外務大臣伯爵小村壽太郎 兼武
農商務大臣男爵大浦新平 遷信大臣男爵後藤新平

衆議院議員村松恵一郎君提出危險思想防止策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯
書差進候也

明治四十四年三月十八日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙) 衆議院議員村松恵一郎君提出危險思想防止策ニ關スル質問ニ對スル答辯
書

○議長(長谷場純孝君) 議長ニ委託セラレタル委員ノ氏名ハ公報ヲ以テ御通知致
シマス、尙明後日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會

午後五時二分散會

書

衆議院議員村松恵一郎君提出危險思想防止策ニ關スル質問ニ對スル答辯
書

一、政費ヲ節約シテ歲計ヲ定メ財政ノ許ス限り稅法ヲ整理シテ負擔ノ權衡ヲ圖リ又
稅務ノ執行ニ當リ苛察誅求ノ弊ナカラシムルハ政府ノ當ニ勉メテ已マサル所ニシテ
將來更ニ益此ノ趣旨ノ貫徹セムコトヲ期ス

一、教員ノ任用ニ關シ重キヲ其ノ人格ニ置クコトハ政府ニ於テモ夙ニ注意スル所ニシ
テ優良ナル教員ノ養成ニ努ムルト同時ニ學校長教員ノ人選ヲ慎ミ以テ德育ノ
效果ヲ舉ケンコトヲ期セリ

一、政府ハ常ニ官紀ノ振蘆ヲ怠ラス一般國民ノ風紀ニ意ヲ用ヰ之カ改善ヲ圖ラムコ
トヲ期ス
二道ニ對シテモ之カ監督ト指導トニ依リ益其ノ振作ヲ促シ教化ノ目的ニ副ハシ
メンコトヲ期ス

一、政府ハ危險思想ノ傳播ニ對シ法律ノ定ムル所ニ依リ必要ナル取締ヲ爲スト同時ニ人民
ノ自由ハ之ヲ尊重シ無辜ノ良民ヲ壓迫スルカ如キコトナカラムコトヲ期セリ

山川均前田德五郎等ニ關スル件ハ事實ニ相違セリ

右及答辯候也

明治四十四年三月十八日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎

内務大臣士男爵平田 東助

文部大臣 小松原英太郎

(別紙) 衆議院議員手塚正次君提出稅務官吏ノ不法行爲ニ關スル質問ニ對シ別紙答
辯書差進候也

明治四十四年三月十八日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿

(別紙) 衆議院議員手塚正次君提出稅務官吏ノ不法行爲ニ關スル質問ニ對スル答辯
書

一、一般稅務官吏ノ服務ニ付テハ夙ニ其服膺スヘキ條規ヲ定メ各種ノ方法ヲ以テ
之カ遵奉實行ヲ訓練シ殊ニ人民ニ對シテ苛察又ハ横暴ノ言動ナカルヘキ旨ヲ訓
諭シ常ニ其ノ監督ヲ怠ラス非違アル者ニ對シテハ嚴ニ懲戒ヲ加ヘ遺憾ナキヲ期セリ

二、甲府市ニ於ケル事件ノ眞相ニ付テハ目下調査中ニ屬ス
三、稅務官吏ノ行爲ニ付監督上ニ不行届アリトセハ監督者ニ於テモ亦其責ヲ負フキ
ハ無論ナリ

右及答辯候也

明治四十四年三月十八日

大藏大臣侯爵桂太郎

○議長(長谷場純孝君) 議長ニ委託セラレタル委員ノ氏名ハ公報ヲ以テ御通知致
シマス、尙明後日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會